文教経済常任委員会　委員会記録（決算議案）

（第２日）

〇開議期日　　令和８年９月１０日　　午前９時２９分

〇会議の場所　　第２委員会室

〇当日の委員の出欠は次のとおり

出席委員（７名）

橋之口　富雄	委員長	古田　昌也	副委員長
岸　良光	委員	上別府　ユキ	委員
竪山　秀樹	委員	徳留　和樹	委員
中村　慎一	委員		

欠席委員（なし）

〇本委員会に出席した議会事務局の職員は次のとおり

神園　大士　事務局長補佐兼議事係長

〇本委員会に出席した説明員は次のとおり

山口　良浩	農林課長兼担い手支援室長	上谷川　征和	森づくり推進監
今村　譲	畜産振興監	山口　泰徳	さつまＰＲ課長
太田　竜也	産業・定住支援室長	垣内　浩隆	建設課長
古屋　秀史	土木技監	上原　光志	水道課長
松山　明浩	農業委員会事務局長	藤園　育美	教育総務課長
井手口　勉	学校教育課長	串下　哲也	学校給食センター所長
中村　英美	社会教育課長	東郷　伸吾	学校教育課長補佐
今村　真樹	農政係長	下市　教道	畜産係長
堀口　浩二	鶴田農林係長	岡村　光司	薩摩農林係長
尾付野　直樹	担い手支援係長	白石　慎司	商工観光係長
舟倉　直人	ふるさと物産係長	高嶺　礼行	建築係長

〇本委員会の事件は次のとおり

「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について（関係分）」

「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」

「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

△開 会　午前９時２９分

〇橋之口　富雄委員長

ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

これから決算関係議案の審査を行います。本委員会に付託されました「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について（関係分）」、「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会

計未処分利益剰余金の処分について」、以上議案３件を一括して議題といたします。
審査に入る前に、執行部の皆さんにお知らせとお願いをいたします。
審査日程でありますが、本日９月１０日から９月１１日までの２日間と、９月１４日を予備日に設定し、審査することにしております。
審査の順序は、審査日程表に基づき、各課ごとに進めてまいりたいと思います。
既に事務局から審査要領等につきましては通知があったと思いますが、各課ごとにおける審査の順序は、一般会計の審査を行い、次に企業会計の審査を行います。財産に関する調書の説明もお願いします。
審査における説明の要領ですが、歳出、歳入の順で説明をお願いします。実績、成果等の説明については、決算書及び主要施策の成果説明書、実績調書、審査意見書のサイドブックスのページを明確にして、簡潔に説明してください。
なお、決算額の内訳説明は最小限にとどめ、重点施策、事業成果等について、主に説明をお願いします。
また、資料等による説明が要を得やすいときは、資料等を提出して説明をお願いします。
人件費に関する各経費については一括して審査しますので、各課による説明は省略してください。
それでは、先ほど述べました順序、要領に従って、審査を進めてまいります。
しばらく休憩します。

午前９時３１分　休憩
午前９時３３分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（担い手支援室関係）

○橋之口　富雄委員長
担い手支援室の関係分についてであります。一般会計の関係分について、歳出、歳入の順に説明を求めます。

○山口　良浩担い手支援室長
皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。
それでは、令和７年度一般会計歳入歳出決算のうち、担い手支援室関係分の主なものについて御説明いたします。
まず、歳出であります。
説明については、サイドブックスのグリーンの審査用「成果説明書・実績調書」の担い手支援室１ページから４ページまであります。
なお、別冊「さつま町歳入歳出決算書」では５１ページ、決算審査意見書では１７ページから１８ページにかけて記載しておりますので、御覧ください。
では、サイドブックス担い手支援室の２ページをお開きください。
「町・ＪＡ（農業協同組合）のワンフロア化による支援体制強化」についてであります。
実施目的としまして、担い手の確保・育成、農業経営能力の向上を図るため、関係機関・団体による総合的な推進体制を整備し、担い手の経営改善を支援することや、新規就農者支援、集落営農の組織化、法人化等を支援するものでございます。
成果目標として、認定農業者２３０経営体と認定新規就農者３０人を目標に定め、各種事業の活用により、目標に対しての推進を図っております。

令和７年度は１９３経営体であり、高齢による規模縮小や病気などを理由に辞退される方と、新たな経営体となった方々ですが、令和６年度の２０４経営体より１１経営体の減少でありました。

具体的な取組としまして、町単独事業の「認定農業者等支援事業補助」は、労働力軽減につながるように、スマート農業機器導入枠を含む一般枠、新規就農枠を設け、採択基準も効果及び意気込みを判断基準に加え、令和７年度においては、スマート枠２件、一般枠１４件、新規就農枠３件の合計１９経営体であり、ドローン、田植機、コンバイン、ハウス被覆資材等の導入であり、総事業費６，７６４万８，５６９円、補助額１，０９２万５，０００円でありました。

補助額の要件は３０％補助で、上限が１００万円でございます。

下段、「担い手育成総合支援協議会事業」であります。

認定新規就農者について、新たに１経営体が認定され、第三者継承により農地や経営資源を引き継いで始められました。

また、家族経営協定については、新たに６組、新規が２組、更新が４組の協定が結ばれました。

次に、３ページ上段、「フレッシュファーマー育成事業」では、将来の農業の担い手となる新規就農者の確保と育成を図るものであります。

成果目標としましては、認定新規就農者を年に２人確保することを定めておりますが、実績としまして、新規就農希望者８人、延べ１０回の相談があり、認定新規就農者は第三者継承１人でありました。

認定新規就農者への具体的な取組としまして、「農業次世代人材投資事業」の経営開始型４人及び「新規就農者育成総合対策事業」の経営開始資金６人に対し１，２６７万５，０００円を給付しております。

新規就農者に対し、１人当たり年間１５０万円を最長３年間給付するものでございます。

また、「経営発展支援事業」を活用し、出荷調整用施設建設に１人が取り組み２７８万４，０００円の補助をしております。

下段、「さつま地域農業管理センター運営補助」については、農作業の委託について、管理センターにおいて受託部会へ再委託を行うもので、実績としましては９６．４ヘクタールでございました。その中には、受託総面積２５７．３ヘクタール、うち相対の契約が１６０．９ヘクタールございました。

４ページ上段、「地域計画推進事業」でありますが、令和７年度においては、令和６年度に作成されました地域計画の１０年後の計画実現を目指し、ブラッシュアップ作業に向けて、各区の農業を考える会へ出向き、支援を行いました。

この事業については、平成２６年度からスタートした事業であり、農家の高齢化や後継者不足が進む中、地域で認定農家等の担い手に農地の集積を積極的に推進し、農用地の有効利用と遊休農地解消を図ることを目的に、鹿児島県地域振興公社から農地中間管理事業業務委託を受けております。

農地中間管理事業を推進するため、土地の出し手及び地域に対しまして、地域集積協力金等の事業説明を行い、積極的に推進を図っているところです。

令和７年度の地域集積協力金は、柏原・上川口地区、鶴田・田間田地区、中津川・尾原地区の３地区で、総面積５２．０８ヘクタール、１，５７１万５，２００円の実績でありました。

今後においても、農地中間管理事業、農地バンクの活用による集積・集約に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員の方々の協力をもらいながら、本事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてでございます。

歳入については、サイドブックスのピンクの審査用「歳入決算額説明資料」の文教経済付託、担い手支援室であります。なお、歳入歳出決算書については、２３ページになります。

それでは、担い手支援室分の説明をいたします。

１６款２項４目２節、農政費補助金の一部と、２１款４項１目１節、農地中間管理事業収入でありますが、いずれも歳出で御説明いたしました内容と同額を受け入れたものでございます。

また、「地域農業構造転換事業」については、３２３万２，０００円を令和８年度へ繰越しとなります。

この事業は、１経営体がトラクター６０馬力、ロータリーの機械を２機械購入するに当たりましての繰越しということになります。

以上で、歳入の説明を終わります。

○橋之口　富雄委員長

質疑は、ありませんか。

○古田　昌也委員

一番最後のページの中の農地中間管理事業について、お伺いしたいことがあります。

目標９１ヘクタールに対し、１７６．２ヘクタールの実績となったと。倍ぐらいの実績になっているんですけど、これは話合いだけで、このような実績が出ても、話合いだけでできたんですか。

各地区の農業を考える会にて積極的に啓発をしていることからとなっていますけど、２年ぐらい前から農地の相続の関係で、必ず登記しなさいという法律ができたと思うんですけど、その関係とかで、こういう話合いで説明したからこそ、集積が早く進んだというような要因はないんですかね。

○山口　良浩担い手支援室長

機構の集積の目標９１ヘクタールに対しまして、１７６．２ヘクタールという質問でございます。

これは、５年間契約とか、１０年間契約とか、そういう契約の更新の集積率、そしてまた、新規に新しく耕作者が地権者と協議をしまして、貸し借りの契約をするということで、このような倍ぐらいの数字になっているところでございます。

相続とか、そういう関係ではなく、地権者、これも相続人でも結構です。その方々と耕作者との契約ということになるところでございます。

○古田　昌也委員

すごい実績が出ていて、やはり中山間で集積が問題になってくると思うんですよね。

この実績がすごいから、また来年度もそういう形で進めていただけたら、すごくありがたいという思いがありました。

○中村　慎一委員

この成果説明書２ページ上段の支援体制の強化のところですが、認定農業者の目標と新規就農者の目標を、それぞれ２３０人と３０人に掲げて、達成率が大体、認定農業者で８４％、新規で４０％というふうに及ばない数字になっているんですけれども、この昨今、若手の農業者の話なんかが結構メディアでもよく聞くんですけれども、さつま町の場合、達成率が目標に対して及ばないというところなんですが、人気がないとか、例えばほかのところに流れていくとか、そういうような傾向があるのか、そこはどんな感じなんですかね。

〇山口　良浩担い手支援室長

この認定農業者並びに認定新規就農者は、基準がございます。

採択基準が、認定農業者に対しては年間労働時間２，０００時間、そして年間所得３５０万円を目標としなければならないということで、支援会並びに検討委員会でそのようになっております。

また、認定新規就農者に対しては、２，０００時間、年間の所得が１４０万円ということで、認定農業者３５０万円の４０％程度を認定新規就農者のほうには基準として設けてあり、それを到達目標として、計画策定５年後に達成するようなことになれば認定すると、先ほども申しました。

相談はたくさんあります。その中では、今、議員が言われましたように、皆さん農業相談に来られますけど、このような認定の基準がありますから、そこで皆さん、ちょっと無理ですよねということで、実際はこのように８４％、４０％という具体的な数字になっているところでございます。

〇中村　慎一委員

その基準が厳しくて、なかなかそこに及ばないというところで、途中で諦めるといった人たちもいらっしゃると思うんですよね。

そういった人たちは、どういうふうな流れで、よそに行かれるとか、別に細々と始めるとか、いろんな形態があると思うんですが、そういう人たちをもう少し育成をするといったことをすれば、それ自体は上がっていくような気もするんですけど、そこはどんなふうに見ていますか。

〇山口　良浩担い手支援室長

まず、相談の中で私たちが言うのは、どういう作物を作ればいいんですか、作れますかということで、皆さん、露地野菜とか、有機野菜とかも選択される方々が多いようでございます。

それで大々的に施設園芸とか、水田の稲作とか、そういうことを始められるのは、やはり事業継承とか、機械とか装置がある方々となれば、私たちの中では、いくら資金がありますかということも具体的にお聞きします。

その中で、「貯金はちょっと、もうないです」ということを本人さんたちが言われて、そこで相談を降りられる方々もいらっしゃいます。

そういう方々が、またサラリーマンに帰っていかれるか、農業自体されるというのは、相談の中では聞いていないということでございます。

〇中村　慎一委員

質問は変わりますが、この農業管理センターの作業の仕事は結構あるということで、成果説明書の中にも新たなオペレーターの勧誘に努めたとあります。

このオペレーター自体は高齢化が進んでいるとか、新たに必要だとか、そういったところなんでしょうけど、新たなオペレーターは見つかったんですか。

〇山口　良浩担い手支援室長

この新たなオペレーターというのは、３０歳代、４０歳代の若い方々に、センター、農協の受託者部会に加入してもらって、新たにオペレーターとしての契約をしていただくものであります。

その方々は、当然、オペレーターの仕事だけじゃなくて、自分で稲作をしたり、乾燥機を持っておられて乾燥されたり、そういう事業を持って、その傍らオペレーターという事業をされるところでございます。

〇中村　慎一委員

何人ぐらいいらっしゃるんですか。オペレーター全体で、勧誘を進めたらオペレーターになっ

ている、例えば連絡を入れるオペレーターがいらっしゃるわけでしょう。農作業の仕事があると。何人ぐらいいらっしゃるということですか。

〇山口　良浩担い手支援室長

把握はしておりますが、農作業の受託者部会、「北さつま農業協同組合」のほうがしておりますので、その数字は後ほどお答えいたします。

〇竪山　秀樹委員

２ページ上のほうの認定農業者の支援なんですけど、認定農業者の機械購入等に１００万円、上限額が１２０万円に上がったと思うんですけど、１２０万円に上がってからの執行件数は分かるでしょうか。

それともう１点、３ページの農業管理センターの運営補助、これは町の持ち出し分の７割負担だと思うんですけど、この金額で管理センターの運営ができますかね。

〇山口　良浩担い手支援室長

認定農業者のほうは係長から説明させますが、管理センターの件ですが、議員がおっしゃられるように、今、賃金が相当上がっています。

農協のほうも、今年はこれでということですが、令和８年度はこの数字ですけど、令和９年度は上げてくださいという要望もあるようでございます。

〇尾付野　直樹担い手支援係長

竪山委員がおっしゃいました１２０万円につきましては、令和８年度からのことになります。

令和７年度の実績でいくと、１９件、先ほど室長が説明しました１，０９２万５，０００円であります。

令和８年度は、乾燥機の導入について、中東情勢により部品が手に入らないということで、１件、１人の方が手を降ろされましたので、今現在２０件の申込みがあって、２０件の事業をしているところであります。

〇上別府　ユキ委員

「人・農地プラン」のところで、農業を考える会についてお伺いしたいんですけれども、令和６年度までは２０区で農業を考える会を開催していましたが、令和７年度から減ってきているようです。

今後、そういう部分で抱えている問題があるような気がするんです。農業を考える会の出席率だったり、話合いの盛り上がり方だったり、それぞれ差はあるだろうと思うんですけれども、ある意味、ここに「人・農地プラン」というのは力が入っていかないといけない部分だと考えるんですけれども、今後も含めて、何か問題点みたいなものを教えていただければと思います。

〇山口　良浩担い手支援室長

ただいまの御質問であります。

「人・農地プラン」の中では、２０地区、全公民館ですね、公民館長にお願いしまして、「人・農地プラン」を作成いたしました。

令和６年度からは、「人・農地プラン」が地域計画ということで、１０年後の目標地図、そしてまた１０年後の担い手、そういう方々の計画をしているところでございます。

また、ベースとしましては、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の地図の範囲をベースにしてございます。

１９地区ということで、宮之城屋地地区が中央地区のほうに、中央、東谷が中山間地域等直接支払制度のほうがあったものですから、船木地区と一緒にしまして、１９地区で運営をしているところでございます。

これから先も懸案ということで、議員が質問されましたが、私たちは、そういう集落協定等の地図を示して地域計画を作成したんですが、やはり高齢化で、周りの荒廃地はなかなか手をつけられないと。また、機械も入っていかないと。

そして、大規模農家の方々が借りにくいという経緯もあります。

また、農地の区画が狭いですので、それを畦畔除去、畦畔を除去して大区画化する、そういう事業にも取り組むということであります。

大規模農家が大型機械を導入しやすいところを、今後、町と一緒になりながらしていきたいと考えております。

高齢化ということで、人が少子化でもありますし、少なくなっていきますので、地域の担い手について、議員が一般質問のほうでも質問がありましたが、兼業農家、地域の担い手を頼むのか、そういう方々のフォローにも努めていかなければならないと考えているところでございます。

○中村　慎一委員

今の４ページ上段の、それぞれ１８地区で農業を考える会を開催されて、いろんな意見交換ができたんだろうと思います。

この会議の中で出された内容で、やはり取り上げていかないといけないことも結構出されているんじゃないかと思うんですが、それぞれの地域の皆様方が今どういうふうに考えていらっしゃるのか、今後、農政の中でどういう取組をしないといけないのかといったようなことが出されてはいると思うんですけれども、その概要は説明できますか。

○山口　良浩担い手支援室長

この地域計画作成に当たりまして、農業委員の方々、そしてまた、農地利用最適化推進委員の方々を中心に、地域計画の作成、農業を考える会を開催してもらっているところでございます。

その方々は、やはり農業委員の仕事ということで、農地の集積、そしてまた、農地バンク、機構と協力して、担い手の確保、農地の流動化について、いろいろ検討されると。

また、地域に関しては、先ほど申しました高齢化等がございますので、今作っている人が８０歳なんだけど、この後は誰に譲るかということで、地域内でそういう話合いをしてもらいながら、地域の合意形成の中で、そういう作物の栽培等をお願いしているところでございます。そういう懸案事項、要望事項等もあるようでございます。

○中村　慎一委員

今の話では、それぞれで出された案、課題、問題等についても、地域内の話合いで、何とかできるようなことだけだったということで、町として全体的に進めないといけないといったような大きな課題は出されていないということなんですか。

○山口　良浩担い手支援室長

地域計画の根本的なものは、自分たちで地域を守りなさいと、ここの範囲は自分たちで耕作しなさいということでございますから、そこを逸脱して町に何かお願いというのは、この地域計画の農業を考える会の中ではありません。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前９時５８分　休憩

午前９時５９分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（農林課関係）

〇橋之口　富雄委員長

農林課の関係分についてであります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

〇山口　良浩農林課長

それでは、令和７年度一般会計歳入歳出決算のうち、農林課関係分について御説明いたします。

農政係、畜産係、耕地係、林政係の順での説明となります。

まず、歳出であります。説明については、サイドブックスのグリーンの審査用「成果説明書・実績調書」、農林課１ページから３９ページまであります。なお、別冊「さつま町歳入歳出決算書」では４９ページから５３ページ、災害復旧費については７０ページ、決算審査意見書では１７ページから１８ページにかけて、また、災害復旧費については２１ページから２２ページに記載してありますので、御覧ください。

では、農政係からであります。

サイドブックス農林課の１ページをお開きください。主なものについて御説明申し上げます。

なお、総合振興計画実績調書に転記してあるものは、まとめて後ほど御説明いたします。

１ページ、１、農業農村振興対策であります。

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化に伴う農業基盤の脆弱化、グローバル化やデジタル化の急速な進展、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）に対する国内外の関心の高まりなど、新しい時代の変化を迎え、十分注視していく必要があると考えます。

また、ウクライナ情勢、イラン情勢などの国際動向や、円安等による燃油、肥料及び飼料の高騰により生産コストが増加し、農業経営が非常に圧迫されているところでございます。

このようなことから、「さつま町農林業いきいきプラン」を基軸とし、また、他の計画に基づき、国、県の有利な補助事業や町単独の補助事業を活用し、関係機関、団体と連携を図りながら、農業の振興を図ってきたところでございます。

（２）「中山間地域等直接支払事業」については、第６期対策初年目であり、８１集落協定、１，８７３人の協定参加者、対象面積１，１５７万７，００１平方メートル、交付額１億４７４万６，１３０円と、加算取組分５２３万９，６４５円を合算して、総額１億９９８万５，７７５円を交付し、事業説明会や集落協定ごとの報告書類等の作成支援会の開催、農林課窓口での個別説明対応等、適切な事業推進を図ったところであります。

次に、３ページ、２、水田農業対策、米政策では、本町の実態に即し、収益性の高い安定した水田農業経営を確立するため、「さつま町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」を策定し、町とＪＡ（農業協同組合）が一体となり、推進を図ったところでございます。

（１）「経営所得安定対策」の活用でありますが、令和７年度の水田総面積は２，０５４．２ヘクタールであり、内訳としまして、水稲作付１，２４９．９ヘクタール、転作作物作付３１６．７ヘクタール、不作付地４８７．６ヘクタールという状況となっております。

また、農家助成については、水田活用の直接支払交付金が１億６，８８０万１，０００円、畑作物の直接支払交付金７９５万５，０００円、合計１億７，６７５万６，０００円が町の予算を経由せず、「さつま町農業再生協議会」から直接農家へ交付されたところでございます。

次に、４ページ、３、農産物生産振興対策事業であります。

町が推進する重点作物や新規推奨作物の振興を図るため、梅の苗木やイチゴ、トマト等の生産施設の整備等に要する費用の一部助成を行いました。

また、（４）「活動火山周辺地域防災営農対策事業」では、降灰被害防止対策としまして、乗用型茶園管理機のほか、散水施設やさく井等を整備し、生産安定及び品質向上が図られました。

次に、５ページ、４、６次産業化推進については、農家所得の向上を目指し、さつま町の優れた農産物をさらに加工し、付加価値を高めて販売するため、加工施設の整備と商品ラベルの開発等の支援を行いました。

５、農業農村施設管理費については、農業農村施設の適切な管理を図るため、鶴田、薩摩の両加工センターの施設修繕や機器の更新を行い、施設の維持管理に努めたところでございます。

次に、６、有害鳥獣対策についてであります。

鳥獣被害防止計画をもとに、町単独の捕獲報償費、国の「緊急捕獲活動支援事業」等を活用し、猟友会による捕獲を実施したところでございます。

また、「鳥獣被害防止総合対策事業」を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置を行い、かつ、鳥獣生息状況調査員の配置や狩猟免許取得講習会費用の助成等を実施し、捕獲と被害防止の両面からの取組を実施しました。

続きまして、畜産係であります。

６ページ、７、畜産振興でございます。

畜産を取り巻く情勢については、高騰する飼料価格や担い手の高齢化、後継者不足により農家戸数が減少し、生産基盤の弱体化が懸念されております。

例年１０月以降に発生している高病原性鳥インフルエンザが、昨年度は１１月に霧島市において、野生イノシシに感染が確認された豚熱同様、野鳥の感染は全国に確認されたものの、県をはじめ、関係機関一体となり、感染拡大防止策を図った結果、本町での家畜への感染は確認されなかったところでございます。

このような中、国県の有利な補助事業の活用と併せ、町単独事業を推進しながら、畜舎等の施設整備や重要疾病等の防疫対策、優良雌牛等の保留導入による肉用牛経営の維持拡大に努めたところでございます。

特に、７ページ、（１１）「肉用牛特別導入事業」については、令和６年度末の貸付頭数９８頭から令和７年度中の貸付頭数９頭を加え、譲渡頭数２８頭を差し引いた結果、令和７年度末の貸付頭数は７９頭となったところでございます。

続きまして、耕地係の関係でございます。

８、農業生産基盤及び農村生活環境の整備、（１）「多面的機能支払交付金」についてであります。

農地維持支払に４９組織、資源向上の共同活動に２９組織、施設長寿命化に２７組織が取り組み、総面積1,０４６.９ヘクタール、総額5,９４９万7,５６０円の交付を行い、農地の適切な管理保全が図られ、農業農村の持つ多面的機能が発揮されているところでございます。

また、個人では管理できなくなった田畑を地域組織で管理したり、認定農業者等の担い手への集積にもつながっているところでございます。

（２）県営土地改良事業については、①から⑦まで、鹿児島県を事業主体とした県営事業であります。

次に、林政係分についてであります。

９ページ、１６、森林環境譲与税事業費の（１）から（９）については、森林環境譲与税を活用した取組になります。

続きまして、総合振興計画実績調書の中で、先ほど説明できませんでした関係分の主なものについて御説明いたします。

農政係関係からであります。

１７ページ下段、「特産品売り場の連携と充実」では、主な支出でありますが、「宮之城ちくりん館」の軒天修繕や、「とどろ亭」の冷蔵ショーケースの更新であります。

また、町内５つの農産物直売所の合同イベントとして、「ぐるっとさつまスタンプラリー」を開催し、プレゼント企画を実施したところ、町外客の増加につながったところでございます。

１８ページ上段、有害鳥獣捕獲業務についてであります。

令和７年度の捕獲状況は、イノシシ１，１８１頭、前年度比１，１８０頭の減、ニホンジカ３，０５２頭、前年度比６２５頭の増、ニホンザル１０頭、前年度比６頭増、アナグマ７０５頭、前年度比２頭減、タヌキ１０８頭、前年度比３２頭減、カラス２羽、前年度比７羽減となったところであり、捕獲事業費としまして、シカ、イノシシ捕獲に対し、２，７６３万円を交付しているところでございます。

また、狩猟者支援補助としまして、新規狩猟者１４人、前年比５人増に対し、１人当たり１万円の補助、既存の狩猟者１４５人、前年比７人増に対し、１人当たり５，０００円の支援を実施したところでございます。

その下、「鳥獣被害防止対策協議会交付金」では、シカ用ワイヤーメッシュ柵を田原地区３，６５０メートル、海老川地区５，１２０メートル、平川大原地区１，７２０メートル、鶴田天神前地区１，６３０メートル、一ツ木地区２，１００メートル設置しました。

次に、畜産係関係であります。

１９ページ下段、「優良雌牛保留導入対策事業」については、優良な雌子牛を町内に導入保留するため、自家保留を中心に事業に取り組んだ結果５６頭の事業実績となりました。

依然として肉用牛生産農家の減少が続いており、令和７年度末の農家戸数は１６９戸で、前年比１４戸の減であり、頭数についても３，０６１頭で前年度比３３６頭の減となっております。

２５ページ上段、「畜産クラスター事業」については、永野地区において、肉用牛一貫経営の１法人において、肥育牛舎２棟と附帯設備一式の建設に伴う補助金であります。

続きまして、耕地係分であります。

２６ページ上段、「水利施設等保全高度化事業」から２８ページ下段、「農村地域防災減災事業」までは、県営事業になります。

それぞれの事業費の負担割合に応じた額を負担しているところです。

主な内容としましては、２６ページ上段、柊野地区ではパイプライン８８７メートル、下段の羽有地区ではほ場整備５．１ヘクタール、２７ページ上段、さつま北部地区では測量設計、用地調査等、下段、求名大坪地区では護岸工、護床工、頭首工本体工事等、２８ページ上段、「農業水路等長寿命化・防災減災事業」では、時吉地区の用水路改修及び白男川中地区のパイプライン補修、下段、「農村地域防災減災事業」では、山崎大窪池改修に係る事業計画の策定が行われたところでございます。

２９ページ上段、「農地耕作条件改善事業」、さつま３期地区でありますが、柊野中道地区及び柏原諏訪下地区において、令和６年度からの繰越しで農道舗装３８４メートルを実施したところでございます。

その下、町単独土地改良事業補助金につきましては、暗渠排水、かんがい排水等、合計３０件の事業に対しまして補助を行ったところです。これによりまして、耕作放棄地の未然防止や安定した営農活動の継続が図られました。

次のページ上段、農地・農業用施設災害復旧費でありますが、農地・農業用施設災害の公共工事、農地５８件、施設３８件の計９６件を発注し、令和８年度へ９３件を繰越し。

そのほか、公共災害の対象とならない小規模な災害４４件については、町単独災害復旧事業補助にて、年度内に被災農家等の支援を行ったところでございます。

次に、林政係分であります。

３１ページ上段、「竹林整備支援事業」については、竹材買取価格に対し、１キログラム当たり３．３円の上乗せ補助を行い、竹林所有者の所得向上と放置竹林の解消に努めたところでございます。

３２ページ上段、「林業事業体間伐等支援事業」でありますが、国、県の補助事業を活用した森林整備等に対し、事業費の１０％を上乗せ補助し、森林所有者の負担軽減と所得向上に努めました。

次に、３３ページ上段の林道維持管理補修費については、委託費４件、７４０万３，０００円、維持補修工事３件、１，１８０万３，０００円等により、林道の除草、側溝しゅんせつ、路面補修等を行い、通行車両の安全確保に努めたところでございます。

下段、林道災害復旧事業費については、令和６年度に発生した林道永山線及び宮田市野線の林道災害は、両路線とも令和７年５月に完成しました。

また、令和７年度に発生した林道平江線の林道災害については、令和８年度へ繰越しとなります。

次に、３４ページ上段、町有林管理業務であります。

町有林のうち、スギ・ヒノキを主体に、森林国営保険に加入し、異常気象による自然災害等に備えたところであります。

また、町有林のスギ・ヒノキの直営林については、町内の５林業事業体に経営を委託し、森林経営計画に基づく間伐など森林整備等の実施により、適正な管理に努めたところでございます。

下段、「森林環境譲与税事業」については、「森林経営管理法」に基づく意向調査、集積計画の作成、集積計画に基づいた森林整備を実施したところでございます。

意向調査は、紫尾、柊野区域で実施し、１６４人の森林所有者に対しアンケート調査を行い、１１３人の方から回答を得られました。

この中で、７６人の方から、４３．２５ヘクタールの森林について、町へ預けたいとの回答があったところでございます。

また、集積計画の作成については、前年度に意向調査を実施しました平川区域において、委託契約に当たる集積計画を作成し、６８筆３６．０１ヘクタールの森林の経営管理権を取得したところでございます。

さらに、前年度に経営管理権を取得した二渡区域においては、３０．０９ヘクタールの保育間伐を実施し、森林の持つ公益的機能の発揮に努めたところでございます。

また、今後の森林整備や促進を図るための費用に充てるため、基金への積立てを行ったところでございます。

３７ページ上段、森林総合施設管理費については、紫尾区に「神の湯ふれあい施設」の指定管理を委託し、施設の適正な管理と運営に努めたところです。

なお、「神の湯ふれあい施設」については、令和８年３月３１日をもって指定管理を廃止したところでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

歳入については、サイドブックスのピンクの審査用「歳入決算額説明資料」、文教経済付託、農林課の１ページから２ページでございます。

なお、歳入歳出決算書については、１７ページから２８ページまでになります。

１ページ目の１３款１項２目１節、農地費分担金については、県営事業柊野地区の分担金、同３目１節、農林水産施設災害復旧費分担金については、令和６年度以前に発生した災害分と令和８年度への繰越し分の分担金であります。

１４款１項４目１節、農業使用料１３６万２，４０２円でありますが、主なものは鶴田農産物加工施設使用料と、公設市場青果部使用料であります。

また、令和３年１０月から平川郵便局の駐車場を「ひらかわ屋」の駐車場と共用で利用することから、日本郵便株式会社から駐車場使用料として３台分、月額６，６００円を徴収することとなったところでございます。

１６款２項４目２節、農政費補助金については、先ほど歳出で説明いたしました事業の補助金等であります。

主なものは、「中山間地域等直接支払交付金」８，２４８万９，２８５円であります。

同じく３節、農産園芸費補助金の「活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金」１，１９６万４，０００円は、茶の１法人に対し、ボーリング等のかん水施設導入補助であります。

同じく４節、有害鳥獣対策費補助金の整備事業２，９５３万２，０００円は、ワイヤーメッシュ柵の整備事業補助と緊急捕獲事業補助であります。

同じく５節、畜産業費補助金６，５３４万６，０００円は、畜産農家１法人に対する畜舎建設等の補助であります。

同じく６節、農地費補助金については、「多面的機能支払交付金」、「団体営基盤整備促進事業」さつま３期地区ほかの県補助金になります。

次ページ、１６款２項８目１節、農林水産施設災害復旧費補助金については、農地等災害復旧事業補助金１億８，３２９万９，０００円及び林道施設災害復旧事業補助金２，０９８万８，０００円の繰越しとなりますが、令和７年度に発生した災害の農地、農業用施設、林道施設の復旧工事分の令和８年度への繰越しであります。

また、令和６年度の繰越しとしまして、農地・農業用施設等の２億１，２０３万５，０３５円、林道施設４２５万４，０００円、それぞれの補助金受入れでございます。

１７款２項１目１節、不動産売払収入については、神子高尾地区の分収林伐採に伴う販売収入であります。

１７款２項２目１節、物品売払収入については、林政係所有のチッパーシュレッダーの売払収入でございます。

１９款２項６目１節、森林環境譲与税基金繰入金については、「森林環境譲与税事業」に充てるための繰入金でございます。

２１款５項３目１節、雑入１５８万９，１５６円は、永野山神地区の間伐材代金、１４１万６，０３０円は、かごしまエコファンドクレジットの販売代金でございます。

続きまして、財産に関する調書であります。

令和７年度さつま町歳入歳出決算書の１４９ページを御覧ください。

４、基金であります。

上から３行目、「肉用牛特別導入事業基金」の決算年度末現在高は、２，０７６万２，９７１円であり、右の表、基金の運用状況、上から２行目、基金総額６，００７万４，１２７円、現金２，０７６万２，９７１円、物品等３，９３１万１，１５６円であります。

この物品等については、貸付けしている雌牛７９頭分でございます。

次に、基金、下から２行目、「森林環境譲与税基金」の決算年度末現在高は、６，６４６万５，３１０円であります。

以上で、農林課分の説明を終わります。

○橋之口　富雄委員長

質疑はありませんか。

○岸良　光廣委員

事業については、私は何も言いませんけど、決算ですので、この歳入歳出決算書のまず４９ページです。

職員手当で、当初予算が５１１万８，０００円なんです。これ、実際の支出額が５０％も支出されていない。

次の５１ページの畜産業費は、職員手当を１，４００万円組んでいるんだけど、実際の支出額は１２３万６，０００円。不用額が１，２８０万円。

何が言いたいかというと、なぜこのように職員手当のお金が１，５００万円も余るのか。事業に関して私は何も言うつもりはないけど、最初からの計画がちょっと甘過ぎるんじゃないか。

不用額が残ることをどうこう言っていないんだけど、余りにも額が、例えば畜産については１０％以下ですよ。

○山口　良浩農林課長

先ほど、岸良委員のほうから手当について御質問がございました。

まず、大きな災害等が令和７年度は発生しなかったということで、このような手当が残っているというふうに理解してもらいたいと思います。

災害が発生したら、時間外等で職員が出て、総合的に活動しなくてはいけないということであります。

また、このお金が残ったのは、最終的に減額をしなければいけないという指摘があればですが、最後の最後までどういう災害、地震等が、そういう災害も水害の災害だけじゃなくてありますので、そのようなことを御理解願いたいと思います。

また、畜産業の手当ということなんですが、これは先ほども申しました鳥インフルエンザです。

鳥インフルエンザが、まだ北帰行、２月、３月ということでありますので、そのようなときも、こちらのさつま町でも鳥インフルエンザが発生して、県の職員、町の職員総出で、鳥の除去、埋設をして、もし緊急時が２月、３月に起こりかねないということで、令和７年度は鳥インフルエンザが発生しなかったということで、このような執行率が少なくなっているところでございます。

○岸良　光廣委員

そしたら、この金額は、例えば去年、その前とか、これだけの支払った実績があるということですか。

○山口　良浩農林課長

令和３年の豪雨災害、そしてまた、鳥インフルエンザ、このような実績がございます。

○岸良　光廣委員

説明はよく分かりました。

ただ、２月、３月もあるんだけど、例えば仮に補正をするときは、もう１２月議会でするしかないわけよな。執行残によって。その辺のところをもう１回きちっと、ほとんど１２月でするんじゃないのか。最終的には、やはりそこで調整をするところはしてもらわないと、こうだからと言って、ずっとこれだけの金額が残っていくというのは、おかしいと思います。その辺の調整をしていただきたいと思います。

○中村　慎一委員

今の件ですが、不用額については、決算が上程された段階で、議長のほうから、不用額につい

ての何らかの説明資料を各常任委員会に対して説明しなさいということで、資料を出してくださいということでお願いしていたんだけど、それについて、執行部のほうでは何か取組をされていませんか。

本会議で質問をしたんだけど、監査委員が懸念する部分、「このままではよくないんじゃないの、予算の在り方は」という、そういう懸念に対して質問したんですね。

それに対して執行部のほうとしては、何らかの準備をやはりしてほしかったなというのがあります。

議長に、再度お願いしなければいけないかもしれませんけど、ここに出てきている不用額で相当大きなものは、人件費そのものは総務課のほうでの説明になるんでしょうけれども、どういう理由で、これだけの大きな金額が残っているのか、それで補正をできなかったのか。予算を動かすというのは、ある程度議会に説明をするという、そういうことになりますから、それもしないで、そのまま、うっちょったという話ですよね。

鳥インフルエンザとか、災害時での対応というのは、これまでは臨時議会等で、専決処分をするなり、予算を臨時で組むなりして対応してきているのに、やはりそういったものを最初にこのような金額を出しておかないといけなかったのか。そこらは何かちょっと、おかしなことになっているよなというふうに私は思うのですが。今、人件費についてはだったんですけれども、例えば、畜産業費の１８節の１，４００万円。導入事業等の部分もあるかもしれないんですが、これは、どういうことで残っているんだという金額の説明を、そういったことをやはりされないと、議員も、例えば専門家ではありませんので、何でこのようなお金が残っているのという、それに対する疑念、疑問は持つわけですから、そこはしっかりと説明してくれという話なんですよ。

そこらをぜひお願いしたいんだけれども、何か質問をしても、話をしても、お願いしても、なかなか議会の本会議で言っても、受け取ってもらえないというか、そのようなことになってしまっていて、非常に残念ですね。そのように思います。

議員もそれぞれ専門も違うし、経験者もあるし、未経験の方もありますから、これ、よく分からないんですよね。だから、そこはしっかりと皆さん方、丁寧に説明していただきたい。

○岸良　光廣委員

課長、前の鳥インフルエンザが出たときや、あれが出たときには、今、中村委員が言われたように、専決処分したりとか、補正を組んだりしたと思うのだが、最初はそれで対応しませんでしたけ、でしたよね。ということは、今、中村委員が言われるように、例えば、鳥インフルが出ました、災害が出ましたということは、それに対応するのは、議会としては、専決処分を認めないことはないわけだから、ある程度の予備として、予算の若干の余裕を持つのは必要だと思う。

だけど、これだけの金額が、実際、予算分で１割も執行されないのであれば、ちょっとおかしいと思うから、やはりその辺をある程度、例えば１，４００万円だけど、次年度は５０％ぐらいにしようとか、それで足りないのであれば、もう１回補正を組むとか、そういう形でしてもらったほうが、見るほうとしてはいいのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○山口　良浩農林課長

おっしゃるとおりだと思います。

○中村　慎一委員

それでは、この決算書の５１ページにある畜産業費の１８節の不用額の１，４００万円。予算が１億８，１００万円、支出済が１億５，７００万円あって１，４００万円残っていますと。普通、不用額で残るのは１００万円以内、あっても４０万円、５０万円ですね。小さなところでは２万円、３万円も残れば、適正な執行がなされたと見るんだけど、なぜこれだけ残っているのか。こ

れの内訳はどういうことなんですかという説明をお願いします。

○下市　教道畜産係長

今ありました畜産物価高騰緊急支援事業費の不用額ですが、令和６年度の繰越し事業でありまして、そのときに令和６年度の補正を計上するときに、各畜種の頭数を計上したんですけど、実際の頭数より多く計上しておりまして、実際に申請したときに、その頭数が少なかったというようなことでございます。

各種別で、どれだけ差があったかと言いますと、生産牛のほうが２０４万円、肥育牛が３０１万円、養鶏のほうが７１３万円、養豚が１４０万円の差額がございました。

○中村　慎一委員

何かよく分からないけど、繰越分がどうもおかしかったという話ですよね。そういうことですよね。

令和６年度、前年度からの繰越分がどうもうまい具合にいかなかったという話ですよね。

○下市　教道畜産係長

繰越事業ということで、補正をしていいのかどうかというところであったんですけれども。

○古田　昌也委員

この部分でお願いがあるんですが、今、サイドブックスで、この画面が出ますかね。課長、係長のところに、今送信したところなんですけど、「令和７年度さつま町歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書」という、監査のほうから出ているところで、６款農林水産業という形で、このように細かく意見書は出ているんです。

もしよろしかったら、今、中村委員がおっしゃっていたところを、このような感じでまとめていただくことはできるんですかね。

不用額から全部、意見書で出ているんですね。農林水産業での差額が約１１億２，５２４万円というような感じで細かくなっていて、そのような形で後で出していただけたら、すごくありがたいんですが。

○岸良　光廣委員

大事なことで、今、令和６年度事業で、当初の見立てた額より少なかったんだと分かるんです。

令和７年度予算を組む前に、補正を組んである程度の減額をしていないからこれだよ。

だから、新年度予算を組む前に、１２月でも３月でもできるものがあるけど、ある程度補正をして減額をして、金額の調整をしないからこうなるのであって、そこは、課長がその当時の課長かはちょっと分からんけど、新年度予算を組む前に、やはりこれだけの予算が残ったということであれば、補正をして減額をして調整をするというのは全く問題ないわけだと私は思います。

○山口　良浩農林課長

先ほどの意見書の１８ページでよろしいですね。

不用額、人件費を含むということで、４，５８０万１，７５２円という数字の具体的な中身を、こちらのほうからお示ししたいということで考えております。いかがでしょうか。

○古田　昌也委員

どうぞよろしくお願いいたします。

○古田　昌也委員

それでは、歳入のほうからお伺いしたいんですけども、歳入の２ページの雑入のところです。

かごしまエコファンドクレジット販売代金で１４１万６，０３０円となっていますけど、これ、鹿児島県特有のＪ－クレジットのことですよね。

日本のＪ－クレジットとかごしまエコファンドを比べて、こちらのほうを選んでこの歳入にな

ったという考え方でいいですか。

○山口　良浩農林課長

かごしまエコファンドクレジットという事業の中身を御説明申し上げます。

町有林で間伐作業により得た二酸化炭素吸収量、クレジットの販売代金を、町有林の整備や公共施設等のＬＥＤ化等のさらなる地球温暖化対策に資する取組に活用する、鹿児島県独自のものでございます。

これまで、「鶴田自慢館」、「さつま特産品販売所」、「ひらかわ屋」へのＬＥＤ化に活用し、今後においては、「ちくりん館」、「とどろ亭」、屋外トイレ、鶴田加工センター等への活用を予定しているところでございます。

鹿児島県特有でございます。

○古田　昌也委員

それはすごく分かるんです。

Ｊ－クレジットという同じようなシステムがあるじゃないですか。だから、Ｊ－クレジットと鹿児島県特有のものを比べたときに、鹿児島のファンドのほうが率がいい、という言い方はおかしいですけど、こちらのほうが使いやすかったりとか、何かの理由で多分選んだとは思うんですけど、それかＪ－クレジットのほうは全く見ずに、こちらのほうに行ったのか、その説明だけをいただきたくて。

○上谷川　征和森づくり推進監

かごしまエコファンドにつきましては、Ｊ－クレジットの地方版というような形になりますけれども、平成２４年から取り組んでいます。Ｊ－クレジットにつきましては、まず認証を取るのに１００万円以上のお金がかかるということ、また、毎年度、現地調査を行って報告する必要があるということもございまして、マンパワー的にもちょっと難しいというようなことがございます。

また、かごしまエコファンドのほうが早く始まっているような状況でございまして、かごしまエコファンドで認証を受けた森林については、Ｊ－クレジットの認証として申請もできないということもございまして、この地方版であるかごしまエコファンドを続けているところでございます。

○上別府　ユキ委員

森林環境譲与税基金についてです。６，６００万円ほど今積み立てられています。

ですけれども、最初、基金を積み立てないようにという指示もあって、ここまで積み立てていらっしゃるんですが、今後、これをどれぐらいまで積み立てる計画であるのかというのと、どういう趣旨で積み立てられているんですか。

○上谷川　征和森づくり推進監

令和７年度末におきまして、譲与税基金額は６，６００万円ほどとなっております。

このうち、当初予算で２，７００万円ほど繰入れを行っておりまして、残りが３，０００万円、計算している数字はございませんが、３，０００何百万円、今回また９月補正におきまして３，０００万円ほど繰入れをお願いしているところでございまして、残りは９００万円強となっているところでございます。

○古田　昌也委員

成果説明書の１６ページ下段と１７ページ上段を見ていただいてよろしいですか。農産加工の活用に関してです。

鶴田の農産加工センターの延べ利用人数が２，１８０人となっていて、薩摩の加工センターの

延べ人数が２，４２０人になっています。
　今回の一般質問でもいろいろあったんですけど、この人数の調べ方はどういった形でやっているのかなというのがまず１点。
　鶴田のほうが、加工グループの販売の個人の利用者のほうが延べ８９８人で、１８６回となったと。薩摩のほうは、そういった細かいところは、延べ人数かどうかだけお伺いしていいですか。
○堀口　浩二鶴田農林係長
　古田委員のほうからありました延べ人数の集計の方法なんですけれども、毎回利用される方々に申請書を書いていただくときに、利用人数を書いていただいて、それを集計した数字が延べ人数であります。
　同じ方もいて、何回も繰り返し使われる方もいらっしゃるので、延べ人数という形で出しております。
　それから販売用のものなんですけれども、鶴田の加工センターの場合は、個人で来られたときには、５人来られたら、５人から１時間当たりの単価を取るんですが、グループの方たちは何人で来られても、１時間３３０円という料金の徴収の仕方をしている関係上、延べ人数の中の加工グループ販売業で来られた方々が、今日は３人で組んで、今日は５人で来られたというところで集計をしております。
　販売の方々の利用が１８６回の８９８人、全体では２，１８０人というような集計の方法を加工センターでは行っております。
○岡村　光司薩摩農林係長
　加工センターにつきましては、使用許可申請のほうに、利用される方の人数を記載していただいております。
　料金の徴収方法については、鶴田のほうと同様でございます。
○古田　昌也委員
　今年の話をしても申し訳ないんですけど、薩摩の延べ人数２，４２０人というのは、こんなに稼働しているんですか。何か稼働できない時期があるって聞いていたんですけど、これは正確な数字なんですか。
○岡村　光司薩摩農林係長
　延べ人数の２，４２０人ですが、一般の方の利用と、指定管理者の「西郷梅組合」さんです。
○古田　昌也委員
　なるほど。
○岡村　光司薩摩農林係長
　この２，４２０人のうちの８割近くが、指定管理者のほうということになっております。
○古田　昌也委員
　指定管理者の連携により、適正な施設設備管理の実施と運営がなされたという具体的な取組で報告書は上がっているんですけど、指定管理者を延べ人数に入れてしまうと、実際に一般の方が使う人数というのは把握ができないんですよね。
　そうなってくるのであれば、これから先、一般質問でもあったように、どうしていくのかという検討にもならないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどういうふうに考えているのかだけ、お聞かせください。
○岡村　光司薩摩農林係長
　利用人数の把握ですが、指定管理者の人数と一般の方の人数を分けて、月報でいただいています。

〇古田　昌也委員

それぞれ大体何人ですか。

〇岡村　光司薩摩農林係長

一般利用が、大体４２０人ぐらいだったと思います。

〇古田　昌也委員

実際に来年度の報告でも結構ですので、そこに関しては、やはり分けてやっていただけたらなと思います。

鶴田のほうが細かく分かっていて、延べ人数であるんですけど、１８６回という回数も明確になりますので、これから先、いろんな審査をする上で、そこは分けていただかないとちょっと分かりにくいところがありまして、そこに関して要請をしておきます。

〇中村　慎一委員

この成果説明書の１３ページ下段、「あきの舞」ですが、これは今、「さつま町農林業いきいきプラン」の中でＰＲをされているんだけど、普及率は今どんな感じなのか。

高温に耐えられるような品種ということで作られているんだけど、もっと推進をしないといけないんじゃないかなと思ったりもするんですが、苗の関係とか種米の関係とかあるんだと思うんですが、そこらはどうなんですか。ちょっと力を入れないといけない。

〇山口　良浩農林課長

今、議員がおっしゃいました、令和６年度に試験栽培、そして令和７年度に普及、令和８年度、令和９年度に徐々に面積拡大をしていくという流れがあります。

先ほど言われましたように、苗が採種圃、中津川で作られているんですけど、農協から生産者のほうには、手を挙げても届かない状況が続いておりましたが、来年、再来年になれば、規模拡大等がありまして、産地形成ができるんじゃないかというふうに考えます。

議員が言われたように、高温適応性の品種でございます。

また、収量も１０アール当たり６００キログラム、通常４５０キログラムから５００キログラム、ヒノヒカリですね、なんですけど、ヒノヒカリより収量も重みも大きく、ちょっと背が高くなって、台風等、大雨とはどうかなというのも懸念されますが、そこは栽培体系、中干し等を行い、そのような管理等も浸透していけばなというふうに考えているところでございます。

〇中村　慎一委員

１０ページ下段の中山間地の関係ですが、第６期対策がスタートしたということで、その関係の実績が出ていると思うんですが、９２あったのが８１に、１１が脱退したというのと、２,３００人からおったのが１,８２０人、５００人ぐらい抜けた。

１１区が、この地域から抜けたということなのか、統合しましたよという話なのか、そこらはどうなの。

〇農政係担当

中山間の関係でございます。

中山間のほうは、先ほど中村委員からありましたとおり、９３あったのが８１になりまして、１２地区の減という形になります。

内訳としましては、宮之城地区が２の減。これはもう廃止でした。

鶴田地区が２９あったのが２０になりまして９減、薩摩地区が３０ありましたのが２９になりまして、１減という形になりました。薩摩地区は廃止でございました。

鶴田地区に関しましては９減なんですが、紫尾地区のほうが統合がありましたので、紫尾が８つありましたが、１廃止で７つが統合という形で、「紫尾地区集落協定」という形でまとまっ

た状態になります。

○中村　慎一委員

中山間のほうも、なかなか組織が廃止というのは、恐らく高齢化が進んで、対応ができないということで、廃止という話になるんですかね。

しかし、田んぼ、畑は残っていますよということで理解していいんですか。

○農政係担当

高齢化の関係もありまして、集落協定として続けられないということで、高齢化が１番の理由になっております。

○中村　慎一委員

恐らく、高齢化が進んでいって担い手がいなくなったときに、まず、農地の管理の部分とか、水管理の部分とか、そういう集落協定の中でいろんなことをしていたんだけど、それができなくなっていくとなってくると、集落自体の営農というのが、恐らく協力できる人たちはされるんでしょうけれども、もうある程度置かれていってしまう。

役場のほう、国のほうは、このような中山間とか、耕地のほうの関係で、ある程度推進していきますよと、日本型の、やはり数字的なことをやっていただけると、それから外れていっても、もう、いけんもこげんもしやならん、救いようがないといったようなところが増えてきますよということで、理解しないといけないと思うんだけど、それに対して何か、それでいいのかなと私は思うんだけど、そういうふうに理解していいですか。

○山口　良浩農林課長

中山間の制度の関係です。

脱退するところは高齢化はもちろんですが、一緒になって共同活動、共同管理、共同運営する、そういうことができなくなったのが現状でございます。

また、中山間の山間部の荒廃地、そういうところが１番ネックになっているところなんですが、先ほど担い手支援室のほうでも申し上げました、地域計画に基づいて、１０年後のビジョンを目標に、中山間の直接支払制度のエリア、そしてまた多面的機能支払のエリア、そのようなものを作っております。

今後、非常に農家の方々には、中山間に参加したことによる方々には申し訳ないんですけど、地域は地域の農業地域で守るということを前提に、今後は地域計画に基づいたそのエリアの中で、活性化、耕作を図っていきたいというふうに、国もそういうシフトをしておるところです。

それでまた町も、そのようにシフトせざるを得ないという現状であるというふうに認識しているところでございます。

○中村　慎一委員

それだけ認識されているのであれば、国や県が補助金を出して支援してきた部分で、町費は掛けていないですよね。ほとんど掛けていない。

それから外れてしまって、枠から外れてしまってもどうしようもないというところがあるんだけど、それに対してある程度町費のほうで支援をしながら、何らかの形で支援をしていくといったような、新しい制度化というのは考えたほうがいいんじゃないですかね。どうなんですか。

救われないというのは、そんな感じを受けるんだけど、恐らく課長はもう語れないだろうけれども、今まで担当者としてどういうふうに感じていらっしゃるのか、そこをちょっと聞かせてください。

○山口　良浩農林課長

町費で、そういうところを支援したいとは、個人的には、私の家もそういう山間、迫田ですか

ら、と思うんですが、やはり耕作に、なかなか向かないところを作っているんですよ。
水がない天水田。そしてまた、大型機械が入らない、トラクター等もなかなか入り切らないというところが現状です。
それを大区画化して、水も通ればいいんですけど、なかなかそういうところはできないと。
そして昔は、結の作業がありまして、お互い、双方で、水を払い、溝泥上げとか、水の草払いとかできるんですけど、もうそういうことも、なかなか水を、まず、そこの一つの田んぼでしかいかないということになれば、そこの田んぼの個人の方々しか、２キロメートル、３キロメートル上流から川から引っ張ってくる、そういう作業もなかなか困難ということで、だんだんなくなっていくのかなというふうに個人的には考えます。

〇中村　慎一委員

最後、まだあと１０分ありますから。
１７ページ上段の、さっき言った薩摩農産加工センターの関係ですが、実績なんだけど、４２０人の一般利用の方々なんだけど、どういう方々が利用されていらっしゃるのかなと思う。
この令和７年度の設備、施設設備の管理の関係なんだけど、建屋の関係なんだけど、その不具合はなかったのか。不具合があった指定管理のほうで、手当てができなくて、管理されている部分なんかもあるんじゃないかなと思うんですが。
それとか利用関係で、本当に一般の方々が自分たちのために作って利用されていらっしゃるということで理解をしていいんですか。
例えば、そこで利用されていた人たちが、専門に自分でも営業を始めるとか、そういったような人たちがいらっしゃるとか、そういう人たちを育てるということでこのような設備を作っているのか。そこらについて概略を話していただけませんか。

〇岡村　光司薩摩農林係長

薩摩加工センターの利用者の方ですが、地元の方ですね。主に個人で味噌を作られたり、麺つゆ、梅ジュースとか、そういう製造のために利用されていらっしゃいます。
この施設の不具合については、雨漏りがあるというのは以前から伺っていました。
そのような中、こちらのほうもバケツ程度で何とかしのげる状態なのかなというところで考えていたところです。
実際には、屋根の裏とか、そういったところも結構量も多くて、先日も伺ったときに、加工室の天窓の部分があるんですけど、そこのほうがちょっとひどくて、修繕の見積りについては、令和４年に行ったときに１，５００万円ぐらいかかるということです。
これについては、今後、検討していかなければいけないと思います。
加工センターの設置の目的が、町内の農産物を利用した加工を通じて、町の振興を図っていくという目的がありますので、そこを利用していただいて、最終的に起業していただければ、町としては幸いなのかなというふうに考えます。

〇中村　慎一委員

今おっしゃったように、一般の方々が、そういう地元産の６次産業化じゃないけど、要するにある程度専門的に作りながら、加工業者として育っていかれると、次、自立していかれるといったような、そういったことになればいいんだけれどもというような話ですよね。
この前も新聞に、梅の天日干しの写真が載っており、始まりましたといったようなことだったんですが、西郷梅は県下で、鹿児島県内では生産量なんかも１位という話なんだけど、それをもうちょっと伸ばしていくということになってくると、設備もしっかりとしてやらないと、自分自前でしなさいということができればでしょうけれども、そこはどこかで判断をして、ここまでし

っかりと町のほうで支援しながら育てていきましょうと言っているのは、そういうのがあっていいんじゃないかなと思うんだけど、どうなんですかね。私はそういうふうに思うんだけれども。

○岡村　光司薩摩農林係長

施設の修繕等につきましては、今現在、令和８年度から令和１２年度まで指定管理のほうに委託をしておりますので、その後のこと等も、個別施設計画のほうで町の方針、方法もある程度出ているんですが、また、指定管理者のほうの考え等もありますので、この５年間のうちで十分協議をして、進めていきたいと思います。

○古田　昌也委員

１点だけお願いします。

あくまでも指定管理の方々で、鶴田と比べてしまうと申し訳ないんですけど、中村委員が言ったように、いろんな形で育てていくということで、商業利用者は多分、薩摩の農産加工センターでもいるはずなんですね。

そこに関して指導するのが、やはり指定管理の方だと思うんです。普通の場合は、やはり町営でやっているので、そういった人を置いて、こういうふうにしてください、ああいうふうにしてくださいねと、多分指導が入っているはずなんですけど。

その指導体制の確立をしていかないと、中村委員がおっしゃっていたようなことだって絶対できないと思うんですよ。

だから、そこら辺は十分に検討というか、そういう指導を、やはり指定管理しているんだから、ここまでの指導をしてください、管理をしてくださいという徹底を、薩摩のほうはしていただきたいなと思います。

鶴田のほうは多分それができているので、町外の方々の利用であったり、商品の開発で農産加工が進んでいると、これは私の個人の意見ですが、そこはあるので、薩摩のほうでもきっちりやっていただきたいなということで、要請をしておきます。

１点だけいいですか。３５ページ下段、「森林環境教育事業」、多分、同僚議員がおっしゃったように、これ、まだやりますか。椅子。

○上谷川　征和森づくり推進監

幼児に対してのキッズチェアであったり、特産である竹製の物を使っていただくことによって、将来にわたって豊かな感性を育んでいただくということで取り組んでいるところでございます。

昨年、１万５，０００円程度は高いんじゃないかという御指摘を受けたところでございますが、今年度にあっては、それぞれ見積りをし、３社ほど見積りに参加していただきました。

その中で、今年のこの椅子の単価というものが、５，５００円に下がったところでございました。

県内産の木を使って、幼いときから利用していただくことで、そういった子どもたちの感性を豊かにしていこうということでございますので、とりあえずは続けたいというふうには考えているところでございます。

○古田　昌也委員

私は、子どもの頃から木に触れたりとか、そういうことに全然文句という言い方ではないですよ。それはないんですけど、何で椅子にこだわるのかなという思いがすごく強いので、ほかに木はいろんなものがあると思うので、そこら辺はちょっと検討の材料にしていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上谷川　征和森づくり推進監

今言われたように、木質を使った、木を使って、子どもたちが自然素材の物に触れる機会は、

いろいろあろうかと思います。
その辺は、係内でもいろいろと検討していきたいと思います。
○竪山　秀樹委員
１９ページです。２点ほど。
「鳥獣等被害防止対策」の電気柵のイノシシ用です。これが上限額７万円に引上げられたわけですが、この執行があったのか。
それと下の優良雌牛ですね。「優良雌牛保留導入対策事業」、品評会に行かなくても、町の助成を出すということも変わったというふうに聞きました。ほとんど執行があったほうを教えてください。
○今村　真樹農政係長
電気柵につきましては、令和８年度からの引上げということで出しておりまして、電気柵の延長に関係なく、１５万円ということで、上限額の引上げを行っております。
○竪山　秀樹委員
実績は。
○今村　真樹農政係長
令和８年度の実績につきましては、現在８件の申請が上がっているところでございます。
○下市　教道畜産係長
保留牛、種雄牛以外の繁殖の雌牛の自家保留に対しての補助金でございますが、今のところまだ執行をしておりませんで、これからまた選定して、執行していくところでございます。
○橋之口　富雄委員長
私のほうから、１７ページの「特産品売り場の連携と充実」についてお聞きします。
スタンプラリーをやられていますけども、スタンプラリーのほかには、情報交換はやられていないんでしょうか。
○農政課担当
令和７年度については、店長会議等を開催して、スタンプラリーの打合せですけども、情報交換等により、店長会議を開いております。
回数については１回になりますけど、開催しております。
○橋之口　富雄委員長
物産館がばらばらですね。イベントをやるところもあるし、ないところもあるし、ふるさと便を送っているところもあるし、指定管理もいろいろなんでしょうけど、そこら辺の情報共有がないのかなと思って、そこら辺はどうなんでしょう。
○農政係担当
直売所の連携会議というのがございまして、その中で、先ほど担当が申し上げました店長会議等を開催しまして、現状、それぞれの施設でどういうイベントをされているかということで、そういう情報交換も、情報共有もしているところでございます。
また、令和８年度についても、今度は加工懇話会とか、いろんなところとジョイントしまして、直売所連携会議と情報を発信する、そういうことも考えておるところです。
○橋之口　富雄委員長
ほかにありませんか。
○徳留　和樹委員
この有害鳥獣捕獲なんですけど、イノシシの捕獲がちょっと下がっているんですけど、これは、柵がついたりして、田んぼを作られている方から、あまりイノシシを取ってほしいという要請が

ないのか。
　また、ジビエの処理場のほうが、イノシシじゃなくて、シカのほうが欲しいという要望があって、比率が変わっているのか、教えてください。
〇山口　良浩農林課長
　議員がおっしゃいましたとおり、メッシュ柵、電気柵、そういうもので農作物の被害は防止されているところであります。
　しかしながら、狩猟者の方々に聞いてみれば、「山の中にはいるよね」という話も聞きます。
　里には下りてこない、害獣駆除関係はしないんですけど、山のほうでは活動はしているよねということで考えているところでございます。
　今後も、狩猟者の方々のそういう情報をお聞きしながら、あくまでも害獣駆除を、野生イノシシをわざわざ山の中に寄って、処理をしてジビエの施設に持っていくわけでもございませんので、それはもう１年１年のそういう実績関係で、数字ありきだと思うんですけど、そういうふうになってきますので、今後ともいろいろ狩猟者と連携していきたいというふうに考えます。
〇橋之口　富雄委員長
　ほかにありませんか。
　なければ審査を一応中止しておきます。
　しばらく休憩します。

午前１１時１６分　休憩
午前１１時２７分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（学校教育課関係）

〇橋之口　富雄委員長
　学校教育課の関係分についてであります。
　一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。
〇井手口　勉学校教育課長
　よろしくお願いいたします。
　学校教育課分について説明をさせていただきます。
　初めに歳出でございます。
　決算書は６２ページ、１０款１項２目事務局費から６５ページ、１０款３項２目教育振興費までございます。
　監査意見書につきましては、２０ページから２１ページでございます。
　決算の内容につきましては、主要施策の成果説明書及び実績調書をもとに説明をさせていただきます。
　まず、成果説明書につきまして、概略を説明いたします。
　資料は教育総務課、学校教育課と連名になっておりますものの１ページからでございます。よろしくお願いいたします。
　学校教育課に関する項目は、２、学校教育でございます。
　まず、（１）「特色と活力ある学校づくり」につきましては、「さつま町教育大綱」の基本理念であります「さつまの挑戦　未来を拓く　ひとづくり」を進め、地域の特性を生かした特色ある教育活動を実践していけるよう、管理職研修会、学校訪問等を計画的、意図的に行って指導助言を行ってまいりました。

これにより、各学校経営の改善、充実につなげていっているところでございます。

次に、（2）学力の向上につきまして、本町の課題であります学力向上に向け、各学校が実態に応じた適切な指導を行えるよう、研修会や研究会の企画開催、各教科等の授業力向上につながる様々な事業を行ってまいりました。

令和７年度につきましては、令和７年４月に実施されました令和７年度の「全国学力・学習状況調査」では、小学校は全ての教科で全国平均を上回っております。

ただ、中学校においては、全ての教科で全国平均に届くことができず、授業改善も含め、課題となっているところでございます。

また、令和８年１月に実施されました「鹿児島学力・学習状況調査」、これは県で行っている調査でございますが、それにおいては、小学校が１教科を除いて県の平均を下回るという状況でした。

ただ、中学校につきましては、１年生の国語、英語、中学２年生の数学、理科、英語が県平均を上回ってきております。少しずつ改善の方向も見えてきているところでございます。

課題に向けましては、本町では学力向上に向けたプロジェクト、「さつま町学びのイノベーションプロジェクト事業」を立ち上げて、先生方の授業改善に取り組み、学力の向上に努めているところでございます。

最後に、（3）「調和のとれた児童生徒の育成」につきましては、知、徳、体のバランスが取れた児童生徒の育成に向け、徳育、体育の面から、心身の健康と体力の向上に向けた取組を行ってまいりました。

これによって小学校では、県が実施しております「体力アップ！チャレンジかごしま」という体力向上のための取組で、４つの小学校が延べ１１種目において、県でベスト１０に入る結果が出ております。

そして、学校によって学校賞を令和７年度に頂いたところでございます。

また、中学校におきましては、地区総体を経て、７つの部活動が県大会へ出場し、駅伝部については、全国大会へ出場したところでございます。

続きまして、実績調書をもとに具体的に説明を述べさせていただきます。

８ページからになります。

上段の「さつま学・郷土教育推進事業」につきましては、「さつまカルタ」の活用を図るとともに、さつま検定を小学校５、６年生、中学校１、２年生で実施をしました。

さつま検定の受験者は総数４９９人で、合格率は小学校で８３．１％、中学生で１７．１％でした。全体では４９．１％の合格率となっております。

また、１１月に行われました町の産業祭では、学校対抗「さつま大カルタ大会」を実施して、「さつまカルタ」の活用推進に努めました。

また、各学校におきましては、地域と連携した教育活動を計画に位置づけて、郷土教育の推進充実を図っております。

「さつまカルタ」については、町内外から借用の依頼が、昨年度については寄せられたところでございます。

８ページ下段の「町教育研究会事業」では、各種部会において、各学校の課題に沿ったテーマで研究会を実施し、互いの学校の情報共有を行いました。

研究授業の実施、作文、理科作品などの審査会、音楽発表会などを通して、教科指導の研究に努めてきております。

９ページ上段の「さつま町ふるさと発見プロジェクト事業」では、町内の小中学生に、さつま

町のおすすめの場所、人物、行事、飲食店などについてアンケートを行って、３本の動画を作成し、発信をしました。

児童生徒が動画撮影にも関わることで、町の歴史や文化、自然などに触れ、郷土への理解を深めることの一端となっております。

９ページ下段でございます。

「地域とともにある学校づくり事業」では、各学校で学校運営協議会が開催され、教育活動の充実や地域活動への参画等について話合いが行われました。

これにより、各種教育活動への地域住民の方々の参画が得られ、土曜日をコミュニティ・スクール・デイと設定して、地域住民と触れ合う学校、一緒に活動を行う学校が増えてきているところでございます。

１０ページ上段でございます。

「さつま町特別支援教育支援員派遣事業」では、全ての小中学校に１７人の支援員を配置して、教育的支援を必要とする１５１人の児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援に努めました。

これにより、児童生徒、保護者も安心して学校生活を送ることができる教育環境を整備することに一役になっております。

１０ページ下段の「小・中・高連携推進事業」では、小学校から中学校への接続を円滑に進めるため、３回の研修会を通して、連携内容についての研究協議を行いました。共通理解を図ることができました。

また、授業改善について、ＩＣＴ（情報通信技術）の効果的活用や協働的な学びについて、共通実践、共通理解を図っているところです。

１１ページ上段の「英語教育支援事業」でございます。

各小中学校にＡＬＴ（外国語指導助手）２人を１９９回派遣して、授業や学校生活を通して、外国語や外国の文化に触れる機会をつくり出して、興味関心を高めさせ、国際理解につなげることができました。

また、英語スキットコンテストやイングリッシュキャンプを実施し、児童生徒が楽しく英語学習に取り組むことができるよう、ＡＬＴの活用を図りました。

１１ページ下段の「理科支援員等実践研究事業」では、理科支援員１人を全ての小学校に年間１８０回派遣して、実験観察の準備や、授業中の実験等における安全の確保を行わせ、理科授業の充実に努めています。

複式学級を有する小学校では、間接指導時の支援ができ、授業の充実を図ることができました。

１２ページ上段、「小・中学校授業力向上推進事業」でございます。

小学校２人の教員を県外の研修に参加させることができました。

教員がより研修に励み、授業改善に生かされるよう進めているところでございます。

研修の成果については、授業公開を実施して、さらなる授業力向上と学力向上を目指してまいります。

１２ページ下段の「さつまっ子読書推進事業」です。

推薦図書を読破した児童生徒３８０人に、「さつま読書のすすめ」認定証を交付しました。

また、各学校で推薦した読書に親しんでいる児童生徒に対して、「さつまっ子読書奨励賞」を、小学生３０人、中学生６人、高校生３人に授与しました。

１３ページ上段、「早寝・早起き・朝ごはん運動推進事業」でございます。

学力、体力、気力の向上を図ることを目指して、学校と家庭が連携して、基本的生活習慣の定

着について、校長研修会、教頭研修会等で啓発を行いました。
１３ページ下段でございます。
「さつま町学びのイノベーション・ＳＭＩＰ事業」では、大きな目的としまして、町内教員相互間で授業の視察研修を行って、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して、それぞれが授業改善に取り組み、町内全ての学校における学力の向上を図りました。
令和７年度、全ての小学校で年間１０回の研究授業、授業研究を行いました。
１４ページ上段、「さつま未来クエスト事業」でございます。
６月１４日に「さつま未来クエスト講演会」を実施して、児童生徒の個人課題設定に生かしてもらいました。
視察研修に県内２回、２９人、県外２回、５人を派遣しました。
各学校で工夫しながら、個人探究学習の充実が図られてきているところでございます。
１４ページ下段の生徒の教育相談及び１５ページ上段の「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、教育相談員を１人、スクールソーシャルワーカーを２人任命しております。
県から派遣されましたスクールカウンセラー２人も活用し、悩みや不登校等への教育相談、相談活動、対応に努めました。
また、校外教育支援センター「さつまる～ム」では、指導員２人体制で児童生徒の学校復帰に向けて、個に応じた指導を行いました。
１５ページ下段の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」でございます。
スクールガードリーダー２人が、年間各２６回、町内全域を児童生徒の登下校時間帯に巡回活動を行ってくださっております。
児童生徒が事故や事件に巻き込まれることがないよう、未然防止に努め、安全に安心して登下校することができました。
１６ページ上段、「さつまっ子チャレンジ教育事業」でございます。
令和７年度は、「さつまカルタ」、自然体験、ＡＬＴや英語教員とのイングリッシュアクティビティ、英語を通じた活動を通して、郷土への理解や愛着を深めること、バーベキュー体験では協力することの大切さをグループ活動を通して提供することができました。
１６ページ下段と１７ページ上段の「人権同和教育事業」では、各小中学校それぞれにおいて、人権教育を学校経営の基盤とし、グランドデザイン等に反映しております。
人権に関する研修会の実施、教職員の人権意識や人権感覚の高揚を図る取組の実施を通して、人権同和教育の充実に努めたところでございます。
以上が歳出でございます。
続いて、歳入でございます。
１枚の紙資料、初めに１５款２項５目、教育費国庫補助金、１節小学校費補助金には、特別支援教育就学奨励費補助金２４万３，０００円と、特別支援教育就学奨励費補助金１９万５，０００円が含まれています。
また、１６款２項７目、教育費県補助金、１節教育費補助金は、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」におけるスクールガードリーダー２人に係る謝金等に対する補助金２５万３，０００円と、「教員業務支援員配置事業」における学校用務員補助員７人に係る報酬等に対する補助金２７６万８，０００円となっております。
２１款５項３目、雑入でございます。
雑入には、英語検定準会場実施経費１万９２０円が含まれているところでございます。
学校教育課の関係分の説明は以上でございます。

○橋之口　富雄委員長

質疑は、ありませんか。

○古田　昌也委員

１０ページ上段、「さつま町特別支援教育支援員派遣事業」のところで聞いたんですが、この目標が１０％で、実績は１１．３％になっていますが、これはどういう意味になるか、ちょっと教えていただきたいです。

○井手口　勉学校教育課長

１０％というのが、まず右側の１１．３％の説明からさせていただくと、今年度、特別支援教育支援員を１７人雇用しております。

それに対して、今年度、１５１人の児童生徒が支援が必要だということで、個別の支援計画等をつくっております。

１７人に対して１５１人ということで、１７人を１５１人で割ったときに、児童生徒１人当たりの特別支援教育支援員の割合がおおむね１１％ということになって、つまり、１７人の１１％ということですので、１．７人とかという数になるという状況なので、必要な子どもに対して、１人ないし２人の配置ができているというところで、おおむね目標としては１０％を設定していたところですが、少しそれよりは上がったところであります。

○古田　昌也委員

ということは、全部の体制が２人とか、手をかけているということの理解をして、それは質問します。

もう１点いいですか。続いて、１４ページ上段の「さつま未来クエスト事業」の件です。

県内２回、２９人、県外２回、５人の実施といって、確か「さつま未来クエスト」のほうは、家庭にもそういう旅費を出すという設計にはなっていたかなと思うんですけど、そういった家庭の個人で行かれた方も、この中に含まれているんですか。

○井手口　勉学校教育課長

議員がおっしゃる、家庭で公欠として出向いていく「さつまデイズ」という年間３日間で設定をしているものですが、それに関しては、特にこちらから費用とか、そういうものを計上することはやっておりません。

あくまでも、いろいろ精査した結果、保険等に関しては、やはり個人保護者の責任で取っていただいて、何かあったときにはそれで対応するということも確認したところです。

これは、そこは入っておらないところでございます。

○古田　昌也委員

大丈夫です。でも、このような形で県外、県内に出向いていくという実績というのは、すごく大きなことですよ。

これもまた、このような形でどんどん派遣していただいて、自分のクエストをやっていただきたいと思いますので、ぜひともこれを続けていっていただきたいなと思います。

○中村　慎一委員

私も何項目かあるんですけれども、ちょっとずつ聞かせてください。

今のこのクエスト事業の関係なんですが、テレビ番組で「博士ちゃん」というのが土曜日にあるんですよね。私はいつも楽しみに見ているんですが、小学校の頃から非常に専門的な知識と資格を取っている子どもたちを見ますし、それが大きくなって、中学生、高校生から大学となったときに、また大きく成長していくといって、そういうことで、ずっと長く番組を見ています。

やはりあのような感じで、この「さつま未来クエスト事業」でいろんな研究、探究をしてきて

いる子どもたちが、大きく成長していってほしいなという気持ちが強いんですが、これも育てるために、そういう人たち、例えばよりすぐりの人たちをちょっと集めて、発表会ではないんだけど、そういったものをして、町民の方たちも支援ができる、教育関係者の人たちも支援ができるというような、そういうものをやっていけば、まだいいような気がするんですけれども、そういうふうに取組を進めていただきたいなというのが一つあります。

それともう一つ、１０ページのＩＣＴの効果的活用とかいうことで、「小・中・高連携推進事業」の関係で説明がありましたけど、今のＩＣＴの取組というのはタブレットを通してされていると思うんですが、例えばスマホのＳＮＳの禁止とか、それから、ある程度小さい子どもさんたちに対するＩＣＴじゃないんだけど、自ら自分の頭で考えるというような、そういう教育に方針を変えるとかというようなことが言われていますが、学校での子どもたちが、例えばスマホなんかを使って、答えを導くとかをするというような、そういった何かがなされているのか。教育現場では恐らくなされていないと思うんですけれども、そこらの実態はどうなんですか。

〇井手口　勉学校教育課長

まず一つ目の、１人、自分が突き詰めたことに大変優れているお子さんをというところで、すみません、これは今年度の話なんですけれども、今年度は、伊藤柚貴さんという小学校５年生で「日本さかな検定」を取られた方を講演会に招いて、話をしていただき、本町の２人の児童生徒が自分の取組を発表する機会を全体で設けたところでございました。

また、学校によっては、土曜日に地域に開いて発表会を実施して、地域の方々に見ていただいて、大変好評を頂いている事例もありますので、そういう形で今進めていっているところです。

やはりこれからの社会を生きていくためには、こういう一つのことを自分で課題を設定して、調べて身につけていくのが大事だと思いますので、御意見を頂きました。また、そういう形で進めていこうと思っているところです。

ＩＣＴの関係につきましては、いわゆるスマホやＳＮＳの禁止等については、保護者等の協力をしながら各学校で取り組んでいるんですけども、学校で児童生徒が使うタブレットというのは、県の教育用アカウントを持っているものですので、不正な取扱いをしたときに、すぐこちらにも情報が来るようになっております。

ですので、学校で、ちょっとこの使い方はどうなんでしょうかというのを指導したりしながら、学校で説明をしてもらって、それによって改善をするというような状況もございます。

また、ＡＩ（人工知能）の活用については、本当に私のほうも今、課題として考えているところなんですけども、基本的にはガイドラインというものが出されておりまして、各学校にも県が作りました「ＡＩ活用ハンドブック」は、４月、５月ですかね、に配布をして、あくまでも思考力を高めないといけない学校という中では、ただ単にそれで結果を求めるということではなくて、思考を助けるものとしてしっかり活用しないといけない。

ある意味、批判的にそこを見ないといけないという力を身につけないといけないと考えていますので、そこは各学校への指導として、決してそれをうのみにすることではなくて、批判的にして、またそれこそ探究なんかとつなげると。思考を補助する活動として、そのまま作業にならないようにということで指導をしているところでございます。

〇中村　慎一委員

今さっきのクエストの関係ですが、ＰＴＡの会なんかで、そういう一応発表会みたいなものをして、歓声が上がったとかいうような話なんですけど、それはもうちょっと広げてほしい。ＰＴＡだけじゃなくて、そのように思いました。

非常に私は、先ほど学力がどうも１教科を除いて平均に及ばないとか、中学校は何とかなって

きたけれどもという話ですけれども、そういう意味からもちょっと底上げができるような取組をしていっていただかないと、人口減で、子どもたちを連れて移住しようかといったような人たちが、何を目的に入ってきていただくかといったようなのを考えると、教育の力というのは相当あるような気がしますので、ぜひ進めていただきたいな。それは私の感想です。

〇古田　昌也委員

何遍も、要請だけになるかもしれませんけど、１５ページ上段ですね。

すごいなと思ったのが、学校復帰の方が１１人という形になっています。やはり事業の内容として、具体的な取組の中で、「さつまる～ム」の指導員、町教育指導員が学校連携を図り、通級から少しでも学校に復帰できるよう働きかけを行った。

これだけの実績が出るんだったら、本当に今、今年度は山崎のほうもあるんで、いろんな形で、こういうことをやっていますよというのは、もうちょっとアピールをしていただきたい。

この実績というのは、多分すごいことだと思うんですね。２人派遣で、１日当たり年間１２０日も派遣されてますし、こういった取組というものは、今の現代社会の中では十分すごい取組ですので、どんどんと出していただいて、子ども、あるいは学校は安心してくださいよというような取組を、もうちょっと強化していただきたいなと。

これだけの実績があるんであったら、ぜひともやっていただきたいというのがありますので、ぜひともそこはお願いしたいと思います。

それで、気になるのは前のページの生徒の教育相談のところで、マイナスの１人というところ、６人があるというところは、現状として捉えながら、やはり実績１１人は復帰ができているという現状も捉えながら、今年、来年度またやっていただいて、ここら辺は、さつま町の教育、教育委員会、学校というのは、そういうところはもっとアピールしていただきたいと思いますので、そこを要請しておきます。

〇中村　慎一委員

まだ時間がありますから。

成果説明書の１０ページ上段にある「英語教育支援事業」なんですが、英語力というか、外国語に対する、小さいうちから触れ合う機会というのは、たくさんあったほうがいいなとは思うんですが、今、小学校、小学生から英語の関係、取組の関係という形になっているのかなと思って、成果のところを見ると、全小学校に月に２回から６回の派遣をほぼ達成をしたということなんですが、この月２回から６回というのが、標準的なのか、少ないのか、多いのか、そこらをちょっとお聞きしたいんですが、どうなんでしょう。

〇井手口　勉学校教育課長

小学校５、６年生は外国語ということで、英語を取り組んでいるところでございます。

また、３年生、４年生につきましても、教科ではないんですけれども、外国語活動というところで、ＡＬＴに関わっていただいているところです。

２人で今派遣している状況につきましては、すみません、今手元に他県、他の市町の状況がないので何とも言えないところですけれども、２人の指導員の話を聞きますと、それぞれの学校で活動は充実しているというお話は伺っているところでございます。

あともう一つ、鶴田小学校に「ＳＥＴ加配」というスーパーイングリッシュティーチャーという加配を１人、本町は頂いております。

このＳＥＴ加配がそれぞれの学校を回って、小学校に英語、外国語、英語の授業を行っている状況もございます。

また、ＳＥＴ加配については、出向けないときにはオンラインでその間をつないで、英語につ

いて学んでいるというような状況もあるところでございます。
　ですので、今回の全国、鹿児島学習定着度調査で、中学校１、２年生が県平均を超えてきたというところにつきましては、そういう成果、中学校に上がるまでに、ある程度小学校でそろえておくというところ、私どもも校長研修会、教頭研修会でも指導をして、簡単なことで四線紙の中にしっかりローマ字を書けるとか、発音を、ＡＢＣを、ローマ字をしっかり覚えるとか、そういうところも指導しているところでございます。

〇中村　慎一委員

　今のお話をお聞きしますと、鶴田小学校に加配の先生を配置していただいているということで、ほかのところに比べたら、ある程度そういう機会が増えてきているでしょうといったような話、それで中学校の英語の学力はある程度よくなってきていますけど、そういう話ということは、もうちょっと頑張っていただけたらというか、これは県費の関係もあるし、またこういう対象者の話もあるでしょうから、市町村で独自にそういう取組をされているところはないんですか。大きな町はあるんでしょうけど、どうなんですか。

〇東郷　伸吾学校教育課長補佐

　今、御質問を頂いた件ですが、やはり人口規模が多いところ、大きいところでは、国の事業と絡めながら、日本人だけれどもネイティブのように話せる方を雇うというふうに授業をやっているところもありますが、そこは、ある程度の学校がたくさんあるところでやっておるところでございます。
　本町においては、ＡＬＴが１人は業務委託業者の雇用、１人は本町独自の会計年度任用職員でございます。
　この本町独自の会計年度任用職員のＡＬＴについては、柔軟に対応させることが可能でありまして、今、中村委員の御指摘を頂いたところで、柔軟なところでいいますと、例えば山崎小学校のほうに今度設置しました分教室、中学校の分教室の中で、子どもと一緒に数学の授業を、数学の先生の授業を子どもと一緒に受けて、ちょっと英語を交えながら話をしたり、これは委託のところではなかなかできないものでありますが、こういう独自性は、会計年度任用職員のＡＬＴにおいて、本町はよそにはない良さかなと思っておるところでございます。

〇橋之口　富雄委員長

　ほかにありませんか。
　なければ審査を一応中止しておきます。
　しばらく休憩します。再開はおおむね午後１時５分とします。

午前１１時５９分　休憩
午後　１時０２分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（社会教育課関係）

〇橋之口　富雄委員長

　社会教育課の関係分についてであります。
　一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

〇中村　英美社会教育課長

　令和７年度の社会教育課に係る歳入歳出決算について御説明いたします。
　資料は、決算書が６５ページから６９ページ、主要施策の成果説明書及び実績調書は３４番、社会教育課になります。

なお、監査の決算審査意見書につきましては、２０ページの１０款教育費にまとめてございますので、御覧ください。

説明に当たりましては、社会教育課の成果説明書及び実績調書、決算書により説明いたしますが、説明に入る前に、別紙で提出いたしました資料のとおり、財源内訳に誤りがございました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、まず、７ページをお開きください。

まず初めに、「社会教育事務事業」でございます。

地域づくり支援員３人を配置し、高齢者学級をはじめ、生涯学習講座等の支援など、社会教育の振興に努めてまいりました。

また、６月と２月に社会教育委員の会を開催し、当該年度の事業の内容及び実績を説明するとともに、各委員より意見を聴取したところでございます。

次に、下段の「高齢者学習活動促進事業」であります。

地域づくり支援員を中心に、町内６つの高齢者学級を開講し、１５６人の受講があり、学習意欲や自己表現の場の提供を行い、仲間づくりや生きがいづくりに努めたところでございます。

次に、８ページ上段、「家庭教育学級推進事業」でございます。

地域家庭教育推進協議会を中心に、各学校や保育所での家庭教育の推進を図るとともに、生活習慣改善チラシの配布を行い、意識づけを図りました。

次に、下段、「さつまっ子の日推進事業」でございます。

毎月第３土曜日の青少年育成の日、第３日曜日の家庭の日を「さつまっ子の日」として定め、青少年育成事業として、あいさつこだま運動のほか、親子カヌー体験教室や星空観測会を開催いたしました。

また、親子の活動の様子を広く紹介するため、花育コンクールや活動写真コンクールを実施し、それぞれ５団体ずつの応募があり、１月１９日から２月６日まで「プラッセだいわ」で展示をし、広く周知を図ったところでございます。

次に、９ページ上段、「青少年育成推進事業」でございます。

「ふるさと体験塾」は、様々な体験活動を通して、郷土愛を持った心身ともにたくましいリーダーの育成を目的に実施しており、小学４年生から中学２年生の３３人が登録し、文化財を巡るウオーキングや１日保育体験、町内のエネルギー施設の研修などの活動を行いました。

また、夏休みには、青森県鶴田町、中種子町との青少年交流事業を実施し、さつま町での川遊びや体験活動などを実施したところでございます。

青森県鶴田町は、台風の影響で前年度に中止となっておりましたので、令和７年度にスライドして、１８人の小中学生が訪問されたところでございます。

夏祭りの当日には、ねぶたの運行に合わせて、本場の跳人等を披露していただき、大変盛り上がったところでございます。

また、中種子町との交流では、２３人の小中学生が訪問され、本町の子どもたち１９人と交流をいたしました。

令和７年度は、交流のきっかけとなりました学童疎開が８０年の節目を迎えておりましたことから、中種子町から求名へ疎開をされました羽生昌弘さんの体験談を、絵はがき作家の小向井一成さんに依頼し、紙芝居を作成いたしました。

その紙芝居を「ジュニアリーダークラブほたる」の子どもたちが発表し、当時の状況や羽生さんの思いを伝えたところでございます。

「ジュニアリーダークラブほたる」については、中学生１２人で活動しており、自分たちがや

りたいことを企画運営することで、自主性や主体性を身につける機会となっております。
昨年度は、町主催のイベントスタッフのほか、２０歳のつどいや町民大会の司会など、新たな分野での取組にも挑戦していただきました。
次に、下段の「生涯学習推進事業」でございます。
令和７年度は２１講座の募集を行い、一定数の応募のあった１８講座を開設し、延べ８２８人の受講があったところでございます。
また、町の職員が講師となり実施しております出前講座については、サロンを中心に２８講座が実施され、２３１回、延べ4，６２０人の受講があったところでございます。
詳しい実績は２ページから３ページに掲載しております。
次に、１０ページ上段の「自治活動推進事業」でございます。
年６回の区公民館長連絡協議会を開催し、地域課題に対する意見交換や情報の共有に取り組みました。
次に、下段の「地域学校協働活動推進事業」でございますが、令和７年度に地域学校協働活動推進員の要綱を制定し、学校運営協議会と両輪で推進できるよう、選定を進めてまいりました。
宮之城中学校と盈進小学校を除く５つの小学校区から推薦を頂き、推進員の研修を実施したところでございます。
次に、１１ページ上段、「公民館等管理運営事務事業」から１３ページ下段の「交流館管理事業」までは、社会教育施設の管理運営に関する各事業でございます。
初めに、１１ページから１２ページの中央公民館となっております虎居地区公民館、鶴田中央公民館、薩摩農村環境改善センターについては、高齢者学級をはじめ、映画鑑賞会、ギャラリー展示、講演会など、生涯学習の場として利用促進に努めたところであり、また、鶴田・薩摩の両施設においては、２０周年記念式典をはじめとする町主催のイベントや文化祭、吹奏楽フェスタなど、ホール利用も図られたところでございます。
次に、１３ページ上下段は、鶴田地区のコミュニティセンター及び山崎、佐志など５つの交流館についてでございます。
令和７年度が指定管理の最終年であり、これまで譲渡に向けて地元との協議等を行ってきたところであり、昨年度は鶴田のコミュニティセンター３施設の改修工事を実施し、譲渡の手続を進めるとともに、令和８年３月末で条例の廃止を行ったところです。
なお、薩摩地区の３施設は耐震基準を満たさない建物でありましたことから、譲渡をせず、３月末をもって廃止したところでございます。
続きまして、１４ページ上段、「社会同和教育推進事業」でございます。
人権問題に対する理解を深めてもらうため、町民環境課や学校教育課と連携し、人権フェスティバルを開催するとともに、集会所事業における生涯学習講座の開設や、各小中学校の家庭教育学級での研修会など、人権問題についての啓発活動を図ったところでございます。
次に、下段の「図書室運営事業」でございます。
毎月広報誌を利用した広報活動や、「おはなしの部屋」、「読書フェスティバル」などを開催し、利用者増につながる取組や読書活動に努めたところでございます。
また、１１月の産業祭では、古本市を開催し、不要となった本を提供したところでございます。
次に、１５ページ上段、「ブックスタート事業」でございます。
乳幼児の２か月健診時に読み聞かせと絵本、図書カードなどを贈呈し、絵本を通した親子の触れ合い推進を図ったところでございます。
１年後の１歳６か月児健診時に保護者アンケートを行っておりますけれども、回答者の１割が

ブックスタートをきっかけに、図書室を利用するようになったと回答されたところでございます。
次に、下段、「屋地楽習館管理事業」については、図書運営事業のほかに施設の管理面に係る分で、和室の空調取替えやトイレの洋式化を行ったところでございます。
最後に、１６ページ上段、「視聴覚推進事業」については、出前講座におけるビデオ学習、ＤＶＤの貸出しのほか、夏休みや冬休みには映画鑑賞会を開催し、学童保育の子どもたちなど、多くの方々に鑑賞いただいたところでございます。
下段からスポーツ振興係の関係分になります。
まず、社会体育事業でございます。
定例のスポーツ推進委員会を開催し、町駅伝競走大会やグラウンド・ゴルフ大会等への協力のほか、町スポーツ協会、競技団体と連携した社会体育の振興に努めていただきました。
また、各種団体の全国大会や九州大会出場に支援を行ったところでございます。
次に、１７ページ上段、「体育施設管理事業」につきましては、宮之城及び薩摩の総合運動公園のナイター設備のほか、町内８つの照明施設、地区体育館など、社会体育施設の維持管理でございます。
なお、令和８年３月末で旧求名小学校と旧永野小学校のナイター設備については廃止を行ったところでございます。
次に、下段、「宮之城総合体育館管理費」では、階段や誘導灯のＬＥＤ化、体育館箱樋の修繕のほか、トレーニング器具の更新を行ったところでございます。
次に、１８ページ上段、「宮之城武道館管理費」については、剣道連盟のほか、柔道や中学校の地域クラブの利用が中心となっており、利用者については、年々減少している状況でございます。
次に、下段の「宮之城屋内温泉プール等管理」では、男女のトイレを１つずつ洋式化したほか、昨年、温泉ポンプが故障しましたので、緊急で取替えを行ったところでございます。
利用者につきましては、コロナ禍で１万９，０００人程度まで落ち込みましたけれども、ここ数年増加している状況でございます。
次に、１９ページ、「鶴田体育館管理費」は、施設の維持管理に努め、スポーツ合宿の利用やバドミントン、卓球、高校部活動等で利用いただいているところでございます。
次に、下段、「鶴田武道館管理費」も施設の維持管理に努めて、年間を通して剣道連盟やスポーツ少年団などで利用いただいているところでございます。
最後に、２０ページ上段、「薩摩Ｂ＆Ｇプール・体育館管理費」では、Ｂ＆Ｇ財団から譲渡を受けた施設を活用して、スポーツ・レクリエーションの振興を図っており、小学生を対象とした水泳教室や水辺の安全教室を実施しております。
また、昨年度は鹿児島県の事務局を担当することになりまして、本町でカヌーと水泳の競技を実施し、離島を含む県内から１０４人の参加を頂いたところでございます。
各種事業の実施、施設の適正管理により、財団より１７年連続で特Ａの評価を頂き、この評価の継続により、今後、財団の助成を受けて、施設の改修を計画しているところでございます。
次に、下段から文化係関係になります。
初めに、芸術文化活動事業でございます。
青少年劇場やさつま美術展、吹奏楽フェスタ、文化祭など、多様な事業を実施し、芸術文化に触れる機会を提供したところでございます。
次に、２１ページ上段、「文化センター管理運営事業」でございます。
令和７年１２月、文化センターの大規模改修事業を断念し、令和８年３月末をもって条例を廃

止いたしました。
今後につきましては、現在、個別施設計画の見直しを行っておりますので、町内の廃止施設を含めた年次的な解体計画の策定に着手する予定でございます。
次に、下段の「郷土芸能伝承活動事業」でございます。
町産業祭で郷土芸能祭を実施し、４団体の参加を頂いたところでございます。
館長さんをはじめ、保存会の方々に御尽力を頂き、泊野の狩踊りにつきましては１５年ぶり、白男川の秋津舞については８年ぶりに踊りを披露していただきました。
また、令和６年度には、「郷土芸能伝承検討委員会」を設置し、協議を行い、昨年度から補助金要綱を見直しながら事業を実施し、年度末には２０団体の活動が把握できたところでございます。
次に、２２ページ上段、「郷土学習推進事業」でございます。
町内の文化財少年団１団体に対して活動支援をし、地域の伝統文化の保存、伝承に努めるとともに、生涯学習講座や出前講座による郷土学習の推進に努めたところでございます。
続きまして、下段、「文化財保護事業」でございます。
文化財保護審議会を開催し、新たな候補の選定を進めるとともに、長く踊られていない無形文化財について、解除の検討を諮問したところでございます。
また、歴史資料館の運営委員でもございますので、「ふるさと薩摩の館」の廃止について意見を伺ったところでございます。
次に、２３ページ上段、「文化財ボランティア」の活動でございます。
高齢化により昨年３人が退会され、現在１３人で活動されておりますけれども、毎月、定例学習会や研修会により、会員の資質向上に努めていただいております。
活動においては、小学校の史跡巡りや「ふるさと体験塾」での史跡案内など、郷土教育の一役を担っていただいているところでございます。
次に、下段、「埋蔵文化財調査事業」でございます。
試掘確認調査として、民間開発に基づく照会が３２件のほか、宗功寺公園への進入路工事に伴う発掘調査を実施いたしました。
最後に、２４ページ上段の「歴史民俗資料館運営事業」でございます。
宮之城歴史資料センターは、終戦から８０年の節目となったことから、「さつま町の戦争資料展」や、さつま町２０周年を記念した企画展を開催し、県内外から多数の来館いただいたところでございます。
なお、「ふるさと薩摩の館」は、令和８年３月末をもって、収蔵庫へ用途を変更いたしました。
次に、決算書で説明いたしますので、６６ページをお開きください。
初めに、１０款５項４目、公民館等管理運営費の１０節、需用費は、虎居地区公民館、鶴田中央公民館、薩摩農村環境改善センター、屋地楽習館の光熱水費のほか、社会教育施設の修繕等の経費でございます。
１０節、需用費から１２節、委託料へ１１万９，０００円を流用しておりますけれども、鶴田地区のコミュニティセンター等の譲渡に係る改修工事のため、早期にアスベスト調査を実施する必要があったため、必要額を流用しているものでございます。
次に、１４節、工事請負費３，４２３万９，０００円は、譲渡に向けた鶴田地区３施設の改修工事に係る工事費でございます。
次に、１０款５項５目、図書館費の１２節、委託料は、図書システム更新に係るもので、令和７年１０月でウィンドウズ１０のサポートが終了することに伴い、更新が必要となりましたので、

学校図書と併せてシステムを更新いたしました。
次に、６７ページ、１０款５項８目、文化センター費の１２節、委託料は、ホール空調機のフロンガス回収のほか、低濃度ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）の運搬処分に係る経費でございます。
最後に、１０款６項２目、保健体育施設費の１０節、需用費は、宮之城総合体育館、宮之城温泉プールに係る光熱水費と修繕料が約３，０００万円と多くを占めているところでございます。
次に、歳入について説明をさせていただきます。
決算書につきましては、１８ページから２７ページのそれぞれの費目に関係部分ありますけれども、社会教育課分も別紙にまとめてお配りしてございますので、そちらのほうを御覧ください。
１４款１項８目３節、社会教育使用料は、虎居地区公民館など各中央公民館の使用料、電柱使用料等でございます。
次に、４節、文化施設使用料は、宮之城歴史資料館、「ふるさと薩摩の館」の入館料等でございます。
次に、５節、保健体育使用料は、宮之城屋内温泉プールをはじめとする社会体育施設の使用料でございます。
次に、１７款１項２目は文化施設建設基金の利子、それから２１款５項３目、雑入は各施設のコピー使用料、スポーツ振興くじ助成金等でございます。
最後に、決算書１２１ページからの財産に関する調書でございますけれども、社会教育課関連の資産で、面積に修正がございましたので、説明いたします。
初めに、１２８ページ下段、薩摩総合運動公園は非木造建物で、公園内のトイレ２棟が漏れておりましたので、８３平方メートルを追加しております。
次に、１２９ページ中段、宮之城歴史資料センターの土地については、今回、北薩広域公園の面積と重複しておりましたことから、２，５４３．０１平方メートルを削除しております。
次に、１３０ページ中段、宮之城屋内温泉プールの土地は面積の漏れがございましたので、１３１．２３平方メートルを追加しております。
次に、１３１ページ下段、泊野地区体育館及び柊野地区体育館は、社会体育施設の廃止を行いましたので、それぞれ６０８．１４平方メートル、５３２平方メートルを削除し、１３６ページの普通財産、旧泊野小学校、旧柊野小学校へ追加変更をしております。
また、１３１ページ下段の湯田地区体育館は、１３６ページ、普通財産の旧流水小学校の体育館が今回、社会体育施設となりましたので、５８０．１２平方メートルを追加しております。
次に、１３２ページ下段、鶴田中央公民館、鶴田体育館は、建物の小数点以下を四捨五入しておりましたことから、それぞれ修正をしたところでございます。
次に、下段、鶴田武道館は非木造建物に木造トイレが含まれておりましたので、２９．２５平方メートルを木造に、非木造については正しい面積に修正いたしました。
次に、１３４ページ中段、「ふるさと薩摩の館」は、グラウンド側のステージの控室が漏れておりましたので、３４．５９平方メートルを追加しております。
最後に、決算書の１４９ページの４基金、表の下から３番目になりますけれども、「文化施設建設基金」は、７６８万２，９５１円増加し、年度末現在高で２４億９，５９５万１，８００円となったところでございます。
以上で説明を終わります。
○橋之口　富雄委員長
質疑は、ありませんか。
○古田　昌也委員

３点ほどになるんですけれども、総合的なことで、まず資料の見方をお伺いしたいんです。

１４ページ下段、「図書室運営事業」のところで、目標が３万人、実績が１万９，３４４人になっているんですね。

前のページを見ると、鶴田公民館の図書室利用のほうが２，８６９人。次のページを見ると、屋地楽習館の図書室が９，８７２人になって、でも、合計で約１万９，３４４人ということは、薩摩の図書室は約７，０００人ぐらい利用するということになるんですか。それじゃなくて、何か別個で集計しているのかどうか。まず１件お聞かせください。

１２ページ上段に図書室利用が２，８６９人、次の１５ページ下段で屋地楽習館の図書室が９，８７２人で、１万１，０００人ぐらいになるんですかね。

合計の「図書室運営事業」のほうで、１４ページ下段のほうで１万９，３４４人になっているんですけど、利用者目標というのが、この集計の仕方はどうなっているのか。

何が言いたいかというと、これだけだったら薩摩のほうが、事業実績の１４ページ下段のほうに、おはなし会とか、屋地楽習館の図書室、子ども図書館が多くやっているんで、利用者数の構図が見えるんであれば、あちらのほうの活用というか、せっかく子どもが少なくなっているんで、あちらのほうに子どもも誘導できるような事業になるのかなという判断で、あるんであればすごくいい流れなのかなと思って、お伺いしたんですね。

鶴田のほうに関しては、ちょっと少ないですけど、学童があるから、そこの利用者であったり、そういったことを考えるんであれば、もっと、分散的に考えるか、集中的に考えるか、これから考えていただきたかったので、その点だけ１点だけでした。

次なんですけど、１６ページ下段、社会体育事業費、具体的な取組のところで、各種大会の出場補助金については令和８年度から応援金に変更したと。

そもそも事業成果のところで、空手、グラウンド・ゴルフや九州大会などというと、剣道、バスケット、その他もろもろに補助金を交付したというところで事業実績が出て、すごくありがたいことなんですけど、これからやはり子どもが減ってくる中で、こういう団体は少なくなってくると思うんですよね。

ただ、近年、今年もそうですけど、個人で活躍している子どもたちがすごく多くなってきているんで、そこら辺に令和８年度、今年度から応援金に変更したので、そちらの個人に対しての出資という形は考えたりしないのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○中村　英美社会教育課長

もともとこの補助金につきましては、今年度変更しているんですけれども、やはり手続が面倒というところが一つ難点がございましたので、学校教育課、それから社会教育課、そして総合政策課、ここでそれぞれでやっておりましたので、ここを何とか統一した形でできないかというのと、補助金の中身が、やはりガソリン代、それから旅費とか、こまめなところでしたので、そこも場所によって一括で、金額は分かりやすく、補助金のほうをやろうというような形にしたのが一つでございます。

今回新しくした中では、県の代表で九州大会、全国大会に行くという場合も、もちろん社会教育課のほうで補助ができるようになっておりますので、そういったところでの拡充はやったところでございます。

また、高校生についても、親元を離れて外で野球なり、そういったスポーツをして全国大会、九州大会へ行くという方についても、町内に保護者の方がいらっしゃれば、応援金という形で出すような形も拡充をしております。

そういったところは、町民の皆様には、もう１回周知を図っていきたいなというところは思っ

ております。

○古田　昌也委員

去年、本当に思ったのが、タオルとか、物販購入というのがすごく件数が多かった。それは全然いいことなんですけど、やはりそういった形で活躍していただける方々は、支えるべきだと思うんです。

いい例が出水市で、オリンピック選手や何やかんや出てきて、帰ってきて、子どもたちのスポーツ教室であったり、影響というのはすごく大きな事業だと思うので、ここで応援して、町、言い方すごい悪いかもしれないけど、恩を売るじゃないですけど、そういう形のために、やはりこういった支援を拡充して確保しながら、もしあったら帰ってきていただいて、そういう活動にしていただけるみたいなつながりもできると思いますので、ぜひともそこを確保するというのを要請はしたいなと思います。

○中村　慎一委員

２１ページ上段の「文化センター管理運営事業」ですが、今さっき説明で、令和７年度で機能を完全に停止するということで、解体に向けてという話ですけど、ここは更地にするんですかね。どうなんです。何か構想があるんですか。

○中村　英美社会教育課長

まだ何をするというのが決まったわけではないですけれども、今後、そこも含めて検討をしていくという流れになってくるのかなと思います。

○中村　慎一委員

芸術文化活動事業なんですけれども、まず、青少年劇場とか、美術展とか、フェスタとか、いろんな活動をされていらっしゃるんですけれども、令和７年度は、町政２０周年で龍郷町から見えて、ミュージカルとかされたんですけれども、皆さん非常に関心があって、感激をされた方が結構いらっしゃるということで、これらをさつま町でも鑑賞をすること、ステージを鑑賞をするとかいうので、ある程度そういう刺激というか、芸術的な刺激を子どもさんたちにというのは分かるんですが、そういう鑑賞をするだけでなくて、自分たちで何か活動をするというような、そういったものをやったら、まだよくなりそうだけどなと思ったりもするんですが、そういったところで、このような教育委員会の事業なんかでされているところはないのかなと思ったりもするんですけれども、どうですか。何かそういったところ、御存じじゃないですか。

○中村　英美社会教育課長

市、それから町が中心になってやっていらっしゃるかどうか分からないんですけれども、隣の伊佐市のほうでもミュージカルというものをされていますし、姶良市のほうでもされていますので、そういったところがあるのかなと思います。

ただ、そこが市や町が中心になってやっているかどうかまでは、ちょっと分からないところです。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午後１時３４分　休憩

午後１時３６分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（さつまＰＲ課関係）

○橋之口　富雄委員長

さつまＰＲ課の関係分についてであります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○山口　泰徳さつまＰＲ課長

それでは、令和７年度一般会計歳入歳出決算のうち、さつまＰＲ課関係分の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳出でありますが、成果説明書と総合振興計画実績調書を中心に御説明申し上げます。

なお、別冊決算書では５３ページから５５ページ、決算審査意見書では１８ページに記載してありますので、どうぞ御覧ください。

それでは、サイドブックスの１１番、さつまＰＲ課のファイルをお開きください。主なものについて御説明申し上げます。

まず、１ページの（１）水産業振興対策事業であります。

令和７年の種別ごとの河川漁獲量、放流数量、養殖生産量は表に記載のとおりでありますが、「川内川漁業協同組合」と連携しながら、稚魚等の放流を実施し、「稚魚放流事業補助金」３０万円を漁協へ交付したところでございます。

同じく下段の（３）商工振興事業費、⑨「第３弾さつま町キャッシュレス決済還元事業」であります。

燃油価格高騰や物価高騰を受けた生活者の支援及び町内経済の活性化を後押しするとともに、国の進めるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）化を推進し、キャッシュレス決済の導入と利用促進を図ることを目的として、令和７年６月の１か月間、町内の２４１店舗においてキャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済額に応じたポイントを付与する事業を実施したところでございます。

事業費が５，１１９万１，０００円で、ポイント還元分が４，６１６万４，０００円、チラシやのぼり旗の作成費や決済手数料を含めた事務費が５０２万６，０００円となったところであります。

次に、２ページの２、観光の（１）観光推進事業、⑨「コンベンションタウン推進事業」であります。

令和７年度の競技団体別の受入れ状況は、上段の表のとおりであり、団体数２３３団体、参加人数４，８３２人、参加延べ人数１万３，９６３人、宿泊延べ人数３，９２４人となったところであります。

令和７年度は前年度と比較して、受入団体や受入人数が減少したところであり、主な要因としましては、アマチュアサッカー競技の利用がなかったことであります。

これは、競技日程の重複により競技場の確保ができなかったことが大きな要因と考えているところであります。

次に、実績調書４ページ下段の「消費者行政活性化事業」であります。

消費者を悪質商法や詐欺被害から守るため実施しております。

年間の相談件数は７５件、救済金額４２２万８，０００円となったところであります。

出前講座の実施や、防災無線での注意喚起、町ホームページ、町公式ＳＮＳを活用し、情報発信を行ったところでありますが、令和７年度の特徴として、インターネットやＳＮＳを介したトラブルが多い中にあって、ほかには分電盤の点検商法、オール電化の訪問販売、ネット通販での定期購入、光回線の電話勧誘が特徴であったようであります。

次に、６ページ上段の「小売業等店舗整備支援事業」であります。

柏原地区の「焼き処炭火」ほか４件に対し、事業費の３０％で、補助金総額１７９万１，０００円を補助し、小売業等の施設改修支援に努めたところであります。

次に、同じく下段の「旅館業等施設整備事業」であります。

川原地区の一軒家をリフォームし、簡易宿所としてスタートさせた事業者に対し、１６６万３，０００円を交付し、宿泊施設の確保対策に努めたところであります。

次に、７ページ上段の「商店街環境保全施設等設置及び撤去費補助事業」であります。

６つの公民会や通り会を対象として、街路灯電気料の１年分の半額を補助しているところであります。

次に、８ページ上段の「さつまｄｅまちゼミ支援事業」であります。

今回で９回目を迎えたまちゼミでありますが、１０月２０日から１１月末まで、町長や図書館、薩摩中央高等学校などの講座１０講座を含む３７講座を開催し、参加者の満足度は、大満足が８１％、満足が１４％と、高い満足度を誇る講座であります。

中でも、町内参加者率が８７％、初めてまちゼミに参加された方が５９％もおられ、今後も参加したいが９２％となったようであります。

次に、９ページ下段の「にぎわいイベント支援事業」であります。

令和６年度からの新規事業でありまして、令和７年度は２年目となったところでありますが、そこに記載してあります６件のイベントに対し、１６１万８，０００円を補助したところであります。

令和６年度の集客数は５，１８４人でありましたが、令和７年度は６，０３０人の参加者でにぎわい、交流人口の増加と地域経済の活性化に寄与できたと考えているところであります。

次に、１０ページ上段の「ほたるのまちづくり事業」であります。

令和６年５月に「ほたる再生プロジェクト協議会」を発足し、２年目となったところであります。

令和７年度中、総会を１回、幹事会を２回開催し、関係機関からホタルの生育状況調査や、時吉地区の川内川で水流を穏やかにする水制工の説明や現地の確認を行ったところであります。

また、ホタル舟の先進地である下関市豊田町や、１年中ホタルが観察できる北九州市ほたる館、筑後川の「川の駅船小屋恋ぼたる」などの視察を、事務局である川内川河川事務所と実施したところであります。実施して、委員のほうへ報告をしたところであります。

次に、１３ページ上段の夏祭りの充実であります。

昨年は町制施行２０周年を記念しての夏祭りの開催となったところでありますが、お笑い芸人によるものまねショーやヒーローショーを実施したことで、過去最大となる２万４，０００人の集客につながったところであります。

次に、１５ページ上段の「ふるさと応援寄附金の活用」であります。

寄附者や寄附受入額の増加を目指し、これを財源として、魅力あるふるさとづくりに資するため、取り組んでおりますが、ふるさと納税ファン感謝祭や広告費を強化したことにより、寄附受入額については、過去最高となる３億２，０３６万円となったところであり、昨年対比１３５％となったところであります。

次に、１６ページ上段の「地場産品振興拡大事業」の「薩摩のさつまブランド共創推進事業」であります。

令和７年度中、新たに４事業所９商品がブランド認証され、合計で３６事業所６１商品となったところであります。

また、令和７年度は、県地域振興推進事業の補助を受け、「ソラシドエア」との連携により、機内誌での「薩摩のさつま」の取組紹介や、機内での飲料提供コップを２５万個作成し、搭乗者などへのＰＲに努めたところであります。

さらには、羽田空港内にある「フューチャービジョン」や東京都内の主要駅の縦型ビジョンにおいて、CM放映を行ったところであります。

このような取組が、ふるさと納税の寄附受入額向上に貢献したと考えております。

次に、１８ページ下段の「うましき里きららの楽校管理費」であります。

「コンベンションタウンさつま推進協議会」においても、合宿の宿泊先となっている「うましき里きららの楽校」では、６６７人の宿泊者を受け入れたところであります。

なお、令和７年１２月からは、楽校内に「さつま町創生ＧＤＸセンター」が配置され、施設の安定的な収入確保につながったところであります。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入については、サイドブックスのＡ－５、「歳入決算額説明資料」のさつまＰＲ課にまとめましたので、この資料で主なもののみ説明いたします。

なお、決算書は１８ページからになります。

１４款１項５目１節、商工使用料は、「鉄道記念館」使用料１４万２，０４０円、電柱等使用料７，０２０円、土地等使用料９万２，７９０円であります。

次に、１６款２項５目２節、商工振興費補助金は、「ソラシドエア」との連携や、羽田空港及び東京都内の主要駅で実施した「薩摩のさつまＰＲ事業」に対する県の地域振興推進事業補助３２４万７３５円と、プレミアム付き商品券事業に対する県からの「生活者・事業者応援プレミアム付き商品券等事業」の補助金２，７９０万３，０００円であります。

なお、この補助金については、令和８年度に明許繰越しとなったことから、収入未済となったところであります。

次に、１８款１項３目１節、企業版ふるさと寄附金は、株式会社南九ほか３社からの寄附金１２０万円であります。

次に、１９款２項９目１節、「ふるさとさつま応援基金繰入金」１億９，６００万円は、ふるさとさつま応援基金の一部を取り崩して一般会計に繰り入れたものであります。

次に、２１款５項３目１節、雑入１２万円は、「さつま町をもみじの里にする会」から提案があり、鶴田ダム公園にもみじを移植しましたが、その負担金収入であります。

続きまして、財産に関する調書であります。

令和７年度さつま町歳入歳出決算書１２３ページをお開きください。

（４）の出資による権利であります。

さつまＰＲ課が所管する分は、最上段の「鹿児島県信用保証協会」であります。

上段の出資金、下段の出捐金については、特に増減はありませんでした。

次に、１２８ページをお開きください。

さつまＰＲ課が所管する行政財産、普通財産は、最上段の紫尾山頂公園から１４３ページ最上段の観音滝公園駐車場まで、公園、伝統工芸センター、２つの鉄道記念館、「うましき里きららの楽校」などであります。

令和７年度中の増減につきましては、主なもののみ説明させていただきますが、１２８ページ上から５段目の鶴田ダム公園展望施設が、建築図面と突合したところ、０．１２平方メートルの増、鉄筋コンクリート造トイレが０．３平方メートルの減となったため、修正するものであります。

次に、１３３ページ中ほどのホタル舟等イベント広場については、「あび～る館」横の町有地でありますが、土地について面積を精査したところ、１，９３９平方メートルとなったことから、８１１．９７平方メートルの減となったため、修正するものであります。

次に、１３４ページ中ほどの永野鉄道記念館については、土地について精査したところ、敷地の合計面積が５，１２４．３３平方メートルとなったことから、現況に合わせて７９４．４８平方メートルの減としたところであります。

次に、１４９ページの４基金であります。

左の表の上から１１番目の「ふるさとさつま応援基金」の前年度末現在高は、２億５，３５４万３，５８４円であり、基金の取崩し１億９，６００万円を控除し、基金積立て１億６，７２２万７，３０７円と、基金利子６３万２，３８８円を合算し、決算年度末現在高が２億２，５４０万３，２７９円となります。

以上で説明を終わります。

○橋之口　富雄委員長

質疑は、ありませんか。

○古田　昌也委員

９ページ下段、「にぎわいイベント支援事業」についてお尋ねしたいんですが、この６件のイベント等について、全て１回目の補助金なんですけど、この２回目、３回目という形の補助率の考え方というのは毎年なんですか。それとも１回、２回、３回という形で補助した形になるんですか。そこをお聞かせください。

○山口　泰徳さつまＰＲ課長

この事業につきましては、令和６年度が１年目になります。

その中で、令和６年度から始めた方もいらっしゃいますし、令和７年度から始めた方もいらっしゃいます。

１年目を始めた方が７０％、２年目が５０％、３年目が３０％ということで、令和７年度から始められますと、令和７年度にまず７０％をもらって、令和８年度が５０％というふうに、１年スライドするような格好になってこようかと思います。

○古田　昌也委員

ということは、３回目以降が何もないということで、仮にですけど、そこで打切りということも考えられますので、できれば、このイベントの支援事業というのはすごく効果があると思っておりますので、３回目以降のことも、町が関わっていってあげて、そういった形の補助とか支援ということをしていただければと思いますので、その点をお願いいたします。

それともう１点なんですけど、１５ページ下段、「企業版ふるさと納税」のところで、１件で１，０００万円減少になったと。すごく大きい減少なんですけど、これって何か理由があるのかどうかだけお聞かせください。

○山口　泰徳さつまＰＲ課長

昨年は鹿児島銀行等の連携協定の関係などありまして、ローカルブランディング事業も、鹿児島銀行の系列会社である「ＫＥＲ」と地域事業を実施した中で、鹿児島銀行のほうから７５０万円を頂いておりましたので、今年度は寄附金がなかったということで大きく減少しているところであります。

○古田　昌也委員

すごくひどい言い方になるかもしれないけど、言ってみたらコンサルティングのお金があったから、鹿児島銀行は寄附金してくれたんじゃないの、という疑いも持っていますので、そういう

ことではなくて、やはり企業に対して説明をしていくことが、応援していただくような企画というものを、僕たちもそうですけど、ともに考えていかないと、このまま減少し続けるのはちょっとしんどいのかなという感想でした。

それと、応援寄附金も最高額、ローカルという形に変わりますよと言って、またいろんな形で、この上の普通のふるさと納税のことも多分苦戦すると思いますので、絶対、企業版ふるさと納税というのはしっかりと確保していくという目標を持ちながら、次年度からやっていただければと思いますので、ぜひともそこをよろしくお願いいたします。

○山口　泰徳さつまＰＲ課長

企業版ふるさと納税につきましては、今までは特に手だてというのはしてこなかったことで、企業のほうからの善意によって受入れをしていた部分もございましたけれども、令和８年度から、そういう中間事業者で企業版ふるさと納税の受入れをする事業者もございましたので、そこと契約をして、そこを通じて寄附をしていただくように実施しているところであります。

○古田　昌也委員

ぜひよろしくお願いします。

○岸良　光廣委員

２点教えて。多分７ページだと思うんだけど、「旅館業等施設整備事業」というのがあるんだけど、リバーサイドのところで補助が出ているんだけど、その後の宿泊実績か何か報告があったのかどうかということと、それとスポーツコンベンションによる宿泊の、今のさつま町の宿泊人員がどのくらい確保されているか。

湯田の温泉旅館でも、「ちさと旅館」とかは積極的に受入れしているんだけど、さつま町はせっかくスポーツコンベンションというけど、実際、さつま町に宿泊施設がないということなんだけど、どのぐらいあるか分かったら教えてほしい。

それと、財産のところで、「あび～る館」とかいろんなところが、床面積が減になっているんだけど、今までどういう管理をしていたか。今までもちゃんと測量していたはずなのに、今ここに来て、それが７００平方メートルとか、そんな規模で減になるというのは、最初の調査が全く間違った調査をしていたのか、そこを教えてください。

○山口　泰徳さつまＰＲ課長

川原地区の旅館業法の補助を受けた一棟貸しのところについては、１階と２階の部屋をリフォームされて、団体客というよりも、例えばいろんな中高生が合宿したときの監督向けの宿所というような感じで、１部屋３つベッドがあったりというようなことで、そこに子どもたちも詰め込めば、２２人、２３人は詰められるというような施設でございまして、特に後の追跡調査というのは、まだしていないところであります。

また、いろんな事業は、いろんな売上げ等の状況等も報告をしていただいておりますので、今後またそこは追跡をしていきたいと思います。

それから、２点目はちょっとまた後で報告しますが、まず、３点目のいろんな財産に関する面積の事情、増減ということでございます。

いろいろ所管が違いまして、我々も支所が管理をしていた部分とか、いろいろなものを組織再編や機構改革で引き受けることになりまして、いろんなところを精査をしてみた中で、面積が違っていたというのが判明しまして、どこかでやはり修正しないといけないというようなことから、今回、上げさせていただいたところであります。

永野の鉄道記念館等については、分筆を令和に入ってから実施をした関係で、そこで面積の若干の差異が出たというようなことも聞いているところであります。

〇白石　慎司商工観光係長

宿泊施設、コンベンションの関係ですけど、コンベンションのほうで登録をされているのが、湯田で言えば「ちさと旅館」、「湯田荘」。

「藤田館」もありましたけど、現在廃業をされているような感じです。

あと、北薩広域公園のバンガロー、「きららの楽校」、「薩摩リゾート」、「出水荘」、「ちどり荘」であります。

簡易宿所として、湯田いきいき研修館、湯田の公民館ですね、そちらのほうが登録をされている場所になります。９件です。

〇岸良　光廣委員

総数は何ぐらいですか。

自分が何でこれを聞くかというと、川原のところは自分も知っているわけ。何回も見て、ほかのところも宿泊だけでというところがあるんだけど、その宿泊場を作ってもらうことは非常にいいことなんだけど。

ただ、悪い例だと、簡易宿泊所としてするんだけど、中古の古い住宅をリフォームします。宿泊所にします。補助金もらえます。ある程度中がきれいになりました。でも、１年に１回か２回しかその実績がないと。

ただ、リフォームをするためのリフォーム資金でやるんじゃないの、という疑いも持たれるわけ。実際、現場を見ておけばね。

だから、そこのところ、実績をちゃんと報告してもらっていますかというのは、例えば、せっかく補助金に対してそこをリフォームされたのであれば、せめて２年、３年ぐらいは、年間どのぐらいの簡易宿舎、宿泊者がいたか、報告をしてもらうような義務付けをする、そういう方向に持っていかないと、結局、補助金を出したけど、実績が分かりませんじゃ、何のために出したか分からんということですよ。

もう一つは、春になれば、高校生でも、「川内商工高等学校」なんかを中心として、女子も男子も、総合体育館に高校生合宿に来るんだけど、地元の宿泊所に泊まる人がほとんどいない。

だから、「きららの楽校」もそうなってるんだけど、そういう合宿に来てくれる学校のチームに、「きららの楽校」で宿泊１泊がいくらで、こういう食事がついて、こういう宿泊場がありますよというのを、そういう各学校にアピールを本当にしているのか。

また、地元にこういう宿泊施設があって料理がどうですよとか。「出水荘」なんかは、ラグビーチームが定期的に来ているわけ。ラグビーチーム以外は来てないが。

そういうところをやはりチェックして、紹介していかないと、せっかくスポーツコンベンションを広めようとするんだけど、高校生とか合宿に来てくれるんだけど、その宿泊所というのが１番ネックになっていて、実際に「きららの楽校があるよ」と言うけれども、「それは何なの、そんなところがあるの、知らないよ」と言うわけ。

やはり、もうちょっとアピールの仕方というのか、せっかくそういうことをするんであれば、積極的に各学校とかその関係者のほうに、さつま町はこういう施設がありますというのを作って、ここを利用してもらえませんかというぐらいの活動をしないと増えないと思う。

最後に、課長。課長が全部責任ではないと思うけど、本当にその財産として、面積がそれだけ大幅に減になっているということは、いかにずさんであったかということが言えると。

だから、さつまＰＲ課だけじゃないけども、さつまＰＲ課としては、それだけ測量して正しくして、それが１番いいことなんだけど、それであれば、ほかの財産についても同じことが言えると思うんだけど、それについては、また町長にも聞かないといけないと思うんだけど、調べるん

だったら調べて、正しい面積調査を、財産はしてほしい。
以上です。
○橋之口　富雄委員長
ほかにありませんか。
○中村　慎一委員
ちょっと私はよく分かるようなことを。観光夢大使です。
１２ページ下段にあって、ここにたくさん名前を書いてあるんですが、山田さんは支局長ですけれども、１８人、一応お願いをしているということで、全国各地にいらっしゃいます。
誰が夢大使で、どんな活動をされているのかというのは分からないんですが、名刺を作って、送っているということですね。そして、それに合わせて、よろしくお願いしますということで、特産品の詰め合わせも一緒に送っているという、それで９万７，０００円使いましたということですね。
結構あちこち名刺を配ってもらっているというふうに思っていますが、これの成果というか、もうちょっと夢大使なら夢大使で、どなたが夢大使になっているのかというのは、全く分からないし、今、個人情報のどうのこうのとか言いますけれども、その観光夢大使ぐらいは、ある程度、こういう人たちが夢大使になって、町のＰＲをしてもらっていますよというのは、広報をしたりしてもいいんじゃないかなと思うんですが。
それともう一つ、お金をかけて、夢大使のバッジなり、名刺だけじゃなくて、何かそういったものなんかもあったほうがいいような気もするんです。どうなんですかね、これは。効果というか、あちこちされているから、実際にですね。うちも並んでというようなところなんでしょうけど、どうですか。
○山口　泰徳さつまＰＲ課長
観光夢大使につきましては、今、１８、個人、団体、最近では「姫と家来」の方々も大使として委嘱をしたところでありまして、年間のどのような活動をされたかというアンケート調査をこちらのほうでさせていただきまして、いろんな場で「薩摩のさつま」のことやら、さつま町のことを中心にＰＲをしていただいていると認識をしているところであります。
名刺につきましても、一応作成してお渡ししたりするんですが、やはり個人の方でも、名刺は要らないよと言われる方がいらっしゃるようであります。
全国に、このような方が１８人ということでいらっしゃいますので、今後は、またこういう方々を増やしたりしながら、ＰＲに努めていければというふうには思っているところであります。
○中村　慎一委員
もう全く広報、町のホームページあたりで、ある程度こういった人たちが活動してもらっているとかいうのは、ちょっと検討してもらって、できればそんなふうにしてもらったほうが、承諾の問題もあるでしょうけれども、必要なような気もするんですが、そこは検討してもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。
それともう一つ、１６ページ下段にある地域おこし協力隊の皆さんです。
たくさんいらっしゃるんだけど、プロジェクトディレクターとか、地域ＰＭ（プロジェクトマネージャー）と書いてありますけれども、こういった方々は、知る人でないと知らないという話で、どういったことをされているのか、よく分からないんだという話なんですが、これも含めて、地域からの情報発信というのを、まずどうあるべきかというのを検討してもらいたいんだけど、ただ、ここに書いてあるだけで５４７万２，０００円使いましたという話なんだけど、恐らく旅費かなと思ったりしますが、そこのところをちょっともうちょっと改められないかなと思うんで

す。どうですか。

○山口　泰徳さつまＰＲ課長

町のＰＲの在り方については、先般の一般質問の中でも、いろいろ意見を頂いたところでありまして、もう少しやはりＰＲが足りていないのかなというふうに、私も認識をしたところであります。

地域おこし協力隊の方々につきましては、今現在、さつまＰＲ課と総合政策課を中心に、「薩摩のさつま」のＰＲと高校振興対策というミッション業務のほうを進めていただいているところであります。

また、今後、そういうＰＲにつきましても、「薩摩のさつま」のインスタグラム、町の公式インスタグラム等ありますけれども、まだ発信が足りていないというふうに考えているところでありますので、そこら辺りを強化をしていければというふうに考えているところであります。

○中村　慎一委員

ぜひ取り組んでいただきたいですね。

それからもう一つですね。１７ページ上段の「海外販路拡大支援事業」というのがあるんですが、これは予算ゼロで、一応事業に取り組んだという話なんですが、これは、台湾の宜蘭市ですね、あとは、ここに書いてありますように、東南アジア向けのいろんな取組というような話で、全体的に１０社参加がありましたといったようなことなんですが、この海外への販路拡大というか、今、農産物を中心に、いろんな海外向けの取組があるようですけれども、ここらについて、どういったことをされているのかというのが、あまりよく分からないんですが。

ここをちょっと難しいところもあるかもしれませんが、もうちょっと評価をして、情報発信をするというか、そういったところで、「海外向けの取組もやってます」といったところも、ある程度ページを作ってやってもいいような気がするのですけれどもね。どうなんですかね。余り好ましくない、今はもう円安で、ぶんとやっせんど、といったような話になるんですか。どうですか。

○舟倉　直人ふるさと物産係長

ただいまの御質問につきましては、昨年、県の貿易協会のほうに加入をいたしまして、その関係もありまして、県の施策と連携を強化をしまして、知事のシンガポールのトップセールスにも、本町産の「さつまおとめ」、イチゴなどが出されたところです。

現地では、大手で販売がなされましたほか、お茶であったり、お菓子、飴ですね、それと、香辛料の「ひらめき」、こういったものが商談を進めているところでございます。

そのほかには、お酒、焼酎とか、梅酒であったり、牛肉、そういったものは、既に取引がされておりましたので、そこが引き続き、そのほかにも、ロンドンのほうで、鶴田手漉き和紙であったり、薩摩切子、それからお茶等の取引が少量であるんですけども、始まっているところでございます。

こういったところについては、なかなか変動もあることから、今現在、ホームページ等では周知はしていないところでありますので、定例的に販売が続いていくというところでありましたら、こういったところもホームページ等で周知ができるような形で検討してまいりたいと思います。

○中村　慎一委員

今ありましたけれども、私は山下製菓の飴は、フランスのパリでも評判がいいんだという、そういう話ですね。口コミでもいいから広まっていけば、まだ、こういう国内というか、町内の町民の皆さん方も評価も変わってくるでしょうし、買い求める人も多いでしょうから、そういった意味じゃ、もうちょっとそういったところを、頑張っている事業者の人たちに対しては、ある程

度支援していくといったようなことも考えないと、ちょっとおかしいような気がするんですね。
　何のためのこういう事業の取組なのかなと思ったりもしますが、そこはまた、内部で検討していただいて、次年度のそういう取組に変えていってほしいなというふうに、私的には思います。
　そういったことで、それは一つ要請ですけれども、しておきたい。

○橋之口　富雄委員長

　ほかにありませんか。
　なければ審査を一応中止しておきます。
　しばらく休憩します。

午後２時１１分　休憩
午後２時２２分　再開

△答弁保留（社会教育課関係）

○橋之口　富雄委員長

　社会教育課の審査時における執行部において、答弁保留がありましたので、発言を許します。

○中村　英美社会教育課長

　先ほど古田委員のほうからございました質問の中で、回答を保留させていただいておりましたので、回答させていただきたいと思います。
　正しくは、４ページを御覧いただきたいですけれども、図書室の利用が屋地学習館１万２，３７６人、鶴田の図書室２，８６８人、子ども図書館４，１００人でございます。
　この中で、１５ページの屋地楽習館の利用者数のほうが９，８７２人ということで、ここは間違っております。
　それから、鶴田のほうについても１人間違っておりますので、ここを修正させていただきまして、また再度提出をさせていただきたいと思います。
　どうも申し訳ございませんでした。

午後２時２４分　休憩
午後２時２５分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（建設課関係）

○橋之口　富雄委員長

　建設課の関係分についてであります。
　一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○垣内　浩隆建設課長

　それでは、建設課関係分の令和７年度一般会計決算について御説明いたします。
　歳入歳出決算書では、歳出が５６ページ、８款１項１目土木総務費から６０ページ、８款５項１目住宅管理費までと、７１ページ、１１款２項１目道路橋りょう河川災害復旧費で、歳入につきましては１８ページ、１４款１項６目道路使用料から２７ページ、２１款５項３目雑入までに建設課の関係部分がございます。
　財産に関する調書につきましては、１２５ページから１２８ページまでと、１３１ページ、１４５ページから１４７ページまでと、１４９ページに建設課の関係がございます。

また、主要施策の成果説明書は６１ページから６３ページまで、総合振興計画実績調書は１４９ページ上段から１５８ページ下段まで、決算審査意見書につきましては、１８ページから１９ページまでと、２１ページから２２ページまで、３３ページにそれぞれ建設課の関係部分がございます。

それでは歳出の関係について、サイドブックスの建設課取りまとめの資料のほうで説明をさせていただきます。

初めに、主要施策の成果説明書、続いて総合振興計画実績調書の順で説明をさせていただきます。

まず、１ページ目でございます。

１の国県道の整備促進についてでございます。

国道及び県道の整備については、各道路整備促進期成会等で積極的に要望活動を展開し、これまで整備が図られてきているところでございます。

このうち、高規格道路「北薩横断道路」については、４市２町で構成している北薩空港幹線道路整備促進期成会等で、国や県へ整備促進の働きかけを強力に進めているところでございます。

町内最後の整備区間となる宮之城道路も、用地測量、構造物の設計、道路改良工等が進められているところでございます。

次に、（５）「地方創生道整備推進交付金事業」でございますが、こちらでは川口平川線ほか７路線の道路改良工事を、次の（６）「社会資本整備総合交付金事業」、道路の関係でございますが、こちらで屋地佐志線の交差点改良や舗装長寿命化計画を策定しました。

次に、３ページでございます。

９の災害復旧事業についてでございます。

公共土木施設災害復旧事業について、令和６年度から令和７年度の令和６年災、２６件が完成をしまして、現年分１１件のうち９件を令和８年度へ繰越しをしております。

次に、４ページ、実績調書のほうでございますが、まず、道路等の整備の関係でございます。

上段の単独道路整備事業につきましては、舗装維持管理修繕計画等に基づきまして、川口薩摩湯田停車場線、柊野線の道路舗装工事を、電源立地地域対策補助金事業を活用して実施をしました。

下段の過疎対策道路整備事業でございます。

こちらにつきましては、川口線、これは繰越しもあります。大角西平線、篠田線、この３路線とも繰越しがございますが、この道路改良工事を、５ページ上段の交通安全対策事業、こちらについての実績は昨年はございませんでした。

下段の橋りょうの適正な維持管理計画についてでございますが、５７橋の詳細点検を行ったところでございますが、こちらで資料の修正をお願いいたします。

資料の記載は２６１橋となっておりますが、２７３橋、こちらの橋梁の長寿命化計画を策定をしたところでございます。

次に、６ページ上段の道路台帳の整備については、新規路線や道路改良を実施した路線、７路線１万2,９５８メートルの台帳整備を行ったところでございます。

下段の道路維持費につきましては、町道の草払い等の維持管理に対し、公民会による愛護作業への燃料支給、人件費、機械リース代等への補助、このほか、幹線道路や通学路の緊急性の高い箇所などを中心に、町の道路整備作業員や町内業者へ、町道の維持管理業務委託を行ったところでございます。

次に、河川の関係でございます。

７ページ上段の河川の水閘門操作につきましては、洪水による外水防止と内水排除を目的に、各水閘門に操作員を配置し、毎月の操作点検等を行っていただいたところでございます。

下段の「かわまちづくり推進事業」については、「川内川水系かわまちづくり計画」、これにつきましては、えびの市から薩摩川内市までの流域のものでございますが、こちらに基づきまして、川内川の水辺の利活用等の検討、地域活性化を図ることとしております。

令和７年度につきましては、時吉地区のホタルを観光資源とした環境整備事業、早期実施に向けまして、国への要望活動を継続して行ったところでございます。

次に、８ページ上段の河川整備事業の推進につきましては、川内川改修促進期成会や、川内川上流、下流の改修促進期成会等による国への要望活動、内水対策の早期実施等について要望を行ったところでございます。

また、県事業として行う急傾斜地崩壊対策事業で、屋地一、二地区、井手原下地区、こちら紫尾でございます。こちらにおけるのり面保護等の関係、県単砂防事業で、菅牟田川地区、平川でございますが、こちらの流路工の修繕が県によって行われているところでございます。

下段の県単急傾斜地崩壊対策事業について、実績はございません。

次に、都市計画関係であります。

９ページ上段の都市計画総務管理費については、主な取組としまして、屋外広告物許可移譲事務のほか、川内川の堤防等周辺美化、業務委託、除草作業であるとか、そういったものですが、「神子公民館」に委託をしながら、協働による河川環境整備に努めたところでございます。

下段の「社会資本整備総合交付金事業」、都市下水路につきましては、都市下水路ストックマネジメント計画に基づき、虎居都市下水路の改修を行ったところでございます。

１０ページ上段の公園管理につきましては、宮之城運動公園ほか都市公園の維持管理、修繕等をはじめまして、公益財団法人鹿児島県地域振興公社による、かぐや姫グラウンド、ちくりん公園の管理を行っていただいたところでございます。

下段の「社会資本整備総合交付金事業」、都市公園につきましては、都市公園長寿命化計画に基づき、北薩広域公園内の園路整備を行ったところでございます。

１１ページ上段の北薩広域公園の整備促進でございます。

歴史ゾーンの早期着工完成に向けまして、国へ、九州地方整備局でございますが、こちらへ要望活動を行ったところでございます。

この歴史ゾーンにつきましては、令和２年度から段階的に埋蔵文化財調査を実施しながら、整備が進められているところでございます。現在、つり橋の工事中というところでございます。

次に、住宅関係でございます。

１１ページ下段の町営住宅管理費については、町営住宅の修繕等のほか、「ウッドタウン宮之城」及び不堂団地の屋根、外壁塗装工事、湯之坊団地の解体等を行ったところでございます。

また、住宅使用料の収納対策につきましては、督促、勧告、訪問等により家賃滞納の減少に努めるとともに、住宅明渡しに伴う原状回復費用請求につきましては、弁護士委託を行いながら督促を続けているところでございます。

１２ページ上段の「社会資本整備総合交付金事業」、町営住宅についての実績はございません。

下段の木造住宅耐震診断改修補助事業につきましても、実績はございませんでした。

次に、１３ページ上段の「住宅リフォーム支援事業」につきましては、５月に申請の受け付けを行い、６１件の補助を行ったところでございます。

下段の「危険家屋解体撤去補助事業」につきましては、空き家住宅の不良度判定を行いながら、危険度の高い建物の解体支援１７件を行ったところでございます。

以上で、建設課関係分の歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について説明をいたします。

歳入につきましては、別途配付の「令和７年度歳入決算額説明資料」建設課分で説明をさせていただきます。

１４款１項６目１節、道路使用料、２節、河川使用料、３節、都市計画使用料は、道路、河川、都市下水路、都市公園の占用料と、宮之城運動公園の施設の使用料でございます。

４節、住宅使用料は、町営住宅、電柱等使用料、土地の使用料でございます。

収入未済額１７５万２，１００円の内訳は、町営住宅使用料の現年度分８件、３８万５，２３４円と、過年度分４件、１３６万６，８６６円となっております。

２項６目１節、都市計画手数料は、屋外広告物許可手数料でございます。

２節、住宅手数料は、住宅使用料督促手数料でございます。

次に、１５款１項３目１節、公共土木施設災害復旧費負担金は、令和６年度からの繰越し分と、現年度分の国庫負担金でございます。

収入未済額の２，５１１万５，０００円につきましては、令和８年度への繰越し分でございます。

２項４目１節、道路橋梁費補助金は、「道路メンテナンス事業」、「地方創生道整備推進交付金事業」に係る令和６年度からの繰越し分と現年分の国庫補助金でございます。

収入未済額につきましては、令和８年度への繰越し分でございます。

２節、住宅費補助金は、家賃対策、公的賃貸住宅家賃低廉化事業等に係る補助金でございます。

３節、都市計画費補助金でございますが、「社会資本整備総合交付金事業」、都市下水路、公園整備に係る令和６年度からの繰越し分と現年分の国庫補助金でございます。

収入未済額につきましては、令和８年度への繰越し分でございます。

３項３目１節、河川費委託金は、国管理の１０か所分の水閘門等の操作管理委託料でございます。

２節の都市計画費委託金でございますが、こちらは、川内川の堤防周辺美化に係る団体への委託金でございます。

次に、１６款３項３目１節、土木費委託金でございますが、建築確認申請事務取扱い委託金でございます。

２節の河川費委託金につきましては、県管理５か所の水閘門の操作管理委託金でございます。

次に、２ページを御覧ください。

１７款１項２目１節、利子及び配当金は、町営住宅の基金利子でございます。

次の１８款１項７目１節、土木費寄附金は、地元発電事業者から、地域貢献公共工事資金として頂いた寄附金でございます。

次に、１９款２項１０目１節、「町営住宅建設基金繰入金」は、町営住宅維持補修工事に充当をしております。

次に、２１款１項１目１節、延滞金でございますが、町営住宅使用料の延滞金でございます。

５項３目１節、雑入は、町営住宅、畳、ふすま補修実費徴収金のほか、建設課関係分の雑入でございます。

収入未済額の７２万５，８１６円の内訳は、町営住宅、畳、ふすま補修実費徴収金の現年度分３件４０万４，８９０円と、過年度分４件、３２万０，９２６円でございます。

歳入については以上でございます。

次に、財産に関する調書について説明をいたします。

歳入歳出決算書の１２５ページから１４９ページまでに建設課の関係分がございます。年度中

に増減があった分のみで説明をさせていただきます。
決算書の１２５ページを御覧ください。
公営住宅本庁分で上から１０行目、東谷北団地については、用途廃止に伴う非木造１２４．８７平方メートルの減。
次に、１２６ページの公営住宅鶴田分で、上から５行目、あじさい団地でございますが、こちらについては団地内にある集会所が計上漏れであったということでございます。こちらを計上してございます。木造が４２．８１平方メートルの増。
公営住宅薩摩分で上から３行目、中津川団地、こちらにつきましては用途廃止に伴う非木造２７７．９５平方メートルの減でございます。
なお、東谷北団地と中津川団地につきましては、全ての住宅が用途廃止となったことから、土地についても普通財産となるものでございます。
次に、１４９ページを御覧ください。
こちらに４、基金でございます。
下から１０行目にあります「町営住宅建設等基金」については、決算年度中６，０１９万４，４３４円の増で、現在高は１億３，８１３万３，３４７円となっております。
以上で、建設課関係分の説明を終わります。
○橋之口　富雄委員長
質疑は、ありませんか。
○古田　昌也委員
２点だけお伺いしたいんです。
６ページ下段、道路維持費のところで、事業計画が町内業者の町道維持管理業務委託は３０路線、その中で４８回の２８公民館、８０公民館で４億２，５００万５，０００円となっていますけど、これを見る限り、だいぶ作業班の負担が増になってきているとは思うんですけど。
これから先、公民館の補助とかも、多分、高齢化でどんどんできなくなってきて、民間委託が増えてくると思うんですけど、そこら辺はどう考えているのかが１点。
それと、１３ページ上段、「住宅リフォーム支援事業」、何回か言ったことがあるんですけど、５月に申請を受け付け、支援もすぐ打ち切る形じゃないですか。これ、年間を通して受け付けることはやはり難しいんですか。
どうせ３月に事業終了をしないといけないという規定があるから、この時期に１回やって、事業期間、工期を延ばしているのかどうかという考え方を、その２点お聞かせください。
○垣内　浩隆建設課長
この道路維持費の関係でございます。
確かに議員御指摘のとおり、作業の負担というところも非常に大きくなっているところでございます。
そういったことから、幹線道路につきましては町内業者に委託をしながらということで、今回３０路線ということで決算が上がっているところでございますが、こちらのほうを来年度以降、増やしていきたいというところも考えているところでございます。
また、公民会の道路、河川愛護の関係、燃料支給と補助金の関係、こちらは令和６年度から拡充をしまして、一般質問で６月でしょうか、そういった話もありましたけれども、こちらのほうを進めながら、地元の公民館の皆さんにも、できない場合は補助金で委託でも可能ですよというところで、令和６年度から変更、拡充したところでございまして、こちらについては、令和６年度、令和７年度と非常に伸びてきている状況でございます。

今回、９月補正予算でも３００万円、また増額をお願いしたいところでございますけれども、令和８年度につきましては、令和７年度と比較しまして１５０％の申込みの増ということで、そういった公民会の皆さんのお力も借りながら、この道路維持については進めていきたいというところで考えております。

〇高嶺　礼行建築係長

住宅リフォーム支援事業の募集についてです。

毎年４月に、お知らせ版で受け付けの通知をしておりますので、５月中旬に受け付けをしているんですが、こちらに関しましては、先ほど委員から御指摘がありました、年間を通じての随時募集をかけますと、早い方々からの順序となりますので、平等性がありません。

４月の時点で、お知らせ版で周知しまして、１か月半の周知期間をもちまして、受け付けをしております。

また、この「住宅リフォーム支援事業」に関しましては、各業者さんのほうにも浸透しておりますので、４月にお知らせ、５月中旬に受け付けというふうに、今、申請の受け付けをしております。

〇垣内　浩隆建設課長

補足をさせていただきます。

先ほどありましたように、年間分の予算ということで頂いております。以前は、こちらについても予算を超えた形で申込みがあって、抽せんをするというような形の時期もありましたので、やはり同じ時期に申込みをしていただいて、抽せん等にあった場合にも対応できるという形で、５月の募集という形でさせていただいているところでございます。

〇古田　昌也委員

先ほどの道路維持管理のほうなんですけど、本当にこういった形で、どこの市町村もこうなんですかね。

公民館が依頼できますよ、そこに対して補助しますよというのが増えてきているという現状はすごく把握しているんですけど、そういう行政もあるし、例えば増えてきているので、その取りまとめであったりとか、こういうところに依頼していいでしょうと分かりやすいように、公民館のほうに周知していただければ、もっと活用が促されるんじゃないかなと思いますので、その点をお願いしておきます。

それともう１点、リフォーム補助金のほうなんですけど、一般リフォームが７５件、令和３年度ですね。それで今、一般リフォームが５８件まで落ちてきているという言い方はおかしいですけど、やるんですけど、やはり一遍にやるから、工期であったりとか、そこら辺の業者の対応がおろそかになる場合が、ちょっと聞こえてきます。

１年間、やっていこうと、例えば１業者が５件リフォームしましょう、そこが人数が足りなくて、延び延びのみで工期が決定しないと、説明がおろそかになってきて、住民トラブルじゃないですけど、そういったものもちょっと見えてきている部分もあるので、そこら辺をしっかりと管理はしていただきたい。

していただきたいなという思いがあるので、公平性に欠けるというのはすごく分かるんですけど、確実にそこをリフォームをちゃんと終わらせてから、次をやってくださいねみたいな、指導じゃないですけど、そういうお願いは、行政、役場から指導をしていただければすごくありがたいなと思いますので、ぜひそこら辺を検討していただければと思います。

〇垣内　浩隆建設課長

先ほどの愛護作業の関係の周知の関係でございますけれど、今、座談会を集落の関係でしてお

ります。
　こちらについては、毎回、愛護作業の補助金がありますよということで周知もしながら、公民館長さんが座談会に来ていただいておりますので、そういった活用についてもお願いをしながら、周知も進めているところでございます。
　あと、リフォームの関係ですけれども、確かに同じ業者さんがたくさん取ってというようなところもあるかもしれません。そういった部分については、また指導といいますか、お願いといいますか、していきたいと。
〇竪山　秀樹委員
　教えてください。６ページです。
　道路維持費の中で、燃料支給があるということは分かっているんですけど、私ども集落で町道の愛護作業、町道払いがあるんですけど、これは燃料だけなんですかね。それとも、除草剤をかけるという案もあったんですけど、そういうのは対象にならないんですか。
　それともう１点です。１３ページですね。危険家屋の解体で、国庫対象、それから町単の対象となります補助率が分かれば教えていただけますでしょうか。
〇垣内　浩隆建設課長
　燃料の関係と、除草剤の関係がありましたけれども、除草につきましては、道路河川愛護の補助金のほうで一応対象にしております。
〇高嶺　礼行建築係長
　解体補助のところ、国庫補助についてですけれども、解体の町補助に対しまして、国庫補助は２分の１となります。
〇岸良　光廣委員
　２分の１、上限がなかったっけ。
〇垣内　浩隆建設課長
　ただいまの部分につきましては、国庫補助等の対象区分の関係でございまして、今、町が行っている分につきましては、町単独の事業で行っておりまして、３分の１補助、上限を令和７年度まで４０万円、令和８年度からこれを拡充するということで５０万円。
　これまで基準等がちょっと低い部分については２０万円であったものを３０万円ということで、１０万円ずつ、令和８年度からは上げたところでございます。
　補助率については、現在行っているのについては３分の１という形になっております。
〇中村　慎一委員
　１３ページの危険家屋の相談件数が、空き家のほうは４３件の撤去の申請があったということで、今、昔から変わらないで自前で撤去をやっているんですけど、今これ、１件当たりの単価、解体単価、幾らぐらいからですか。一時前は３００万円、４００万円という話でしたけど。
〇高嶺　礼行建築係長
　さつま町の「危険家屋解体事業」の補助事業の事業費に関して、令和７年度の申請の解体費の一番高いものに関しましては、３００万円。
　対象工事の平均値に関しましては、約２３５万円となっております。
〇中村　慎一委員
　非常に高額になっていて、３００万円といっても、まだ補助対象部門についてはということでしょうから、対象外の部分も費用がかかってしまって、それ以上かかるというのが現実ですよね。
　もうちょっとやはり検討してもらったほうがいいのかなと思うんですが、それでも、１１ページ下段にある町営住宅管理費ですね。町営住宅の管理、実績の一番下に書いてあるこの弁護士相

談３回、弁護士に委託を行ったということで書いてありますが、これはどういう状況のことだったのか、その内容を説明していただきたい。

○高嶺　礼行建築係長

顧問弁護士相談に関してまして、町営住宅の入居者の方がお亡くなりになりまして、対応のほうを行いました。

その際、退去の手続に関しまして、畳、ふすま代を親族の方に負担をしていただくということで、分納誓約をしたんですが、分納誓約が履行されなかったために、顧問弁護士相談をしまして、支払いに関する合意書のほうを締結して、完納していただいたところです。

○垣内　浩隆建設課長

補足です。

先ほどの件は、分納誓約が守れなかったということで、弁護士の先生の名前で、督促といいますか、そういった形を行ったと。

それによって分納誓約がまた守られて、開始して、支払いがまた始まったというふうな、これは非常に効果があったなというところで感じているところでございます。

○中村　慎一委員

弁護士さんと課長名では効果が違うのか。

○垣内　浩隆建設課長

そういうことだと思います。

○中村　慎一委員

ありがとうございます。

ちょっと細かいことで、８ページ上段です。河川整備事業の関係ですが、大きな河川等についていろんな取組があるんだけど、河川は町管理河川というのは非常に小さな河川なんかがあるんですが、今、大きな線状降水帯とかあちこちで水が、都市水害なんか結構あるんだけれども、小さな川があふれているということで住宅地にというような話。

こっちのさつまのほうじゃ、小さな川が増えて田んぼ、畑が冠水しているとかいうのは、今までざらでしたけども、今年は幸いにそういったことになっていませんけれども、非常に耕作者の皆さんもですが、地域の皆さん方も、この小さい川に非常に大きくたまっていて、これがなければ、きれいに流れていくのになあと言っていることを結構あちこちで聞きます。

町管理河川の寄洲除去の要望というのは、各自治体とか、関係者、地権者の方々からありませんか。どうなんですか。

○垣内　浩隆建設課長

寄洲除去につきましては、やはり要望がございます。

それにつきましては、国のほうもやはり国土強靱化ということで、そういった寄洲除去につきましては、財源、起債等で有利な財源を準備していただいておりますので、町としても、そういった要望を頂ければ対応していきたいというところで考えております。

また、１例でありますけど、私は地元の河川について、河川寄洲除去を、先ほど申しました道路河川愛護の補助金で２０万円の範囲ですけれども、こちらを活用しながら、あと中山間事業を活用しながらということで、組み合わせながら寄洲除去と伐採のほうも行ったところでございます。

そういった活用も各検討していただければというところでは考えています。

町としましても、寄洲除去については実施していきたいと思いますので、また要望のほうよろしくお願いします。

〇中村　慎一委員

そういう活動ができるところはいいんだけど、本当に年寄りばかりでできないというところもあるし、地域によって違うと思うんですね。

今おっしゃった、要望があれば、そういう起債事業等で対応していくという話ですが、今のところ、要望は上がってきていないということなんですか。

〇垣内　浩隆建設課長

今年度につきましては要望を頂いておりませんけども、過去においては、そういった寄洲除去についても町でも行っております。

時吉等ではあります。黒田川ですけれども、そういった部分もありましたので、そういった要望を頂きながら、また現地も確認しながらという形になりますけれども、対応していきたいと思います。

〇中村　慎一委員

それじゃ、そういう話が上がったときは、要望してくれと言えばいいですね。公民会長名でいいですね。

〇橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午後２時５７分　休憩

午後２時５９分　再開

△「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分剰余金の処分について」

〇橋之口　富雄委員長

水道課の関係分についてであります。

上水道事業会計を審査し、その後、同会計の未処分利益剰余金等について審査いたします。

まず、「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」説明を求めます。

〇上原　光志水道課長

それでは、議案集の３７ページ、「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は「令和７年度上水道事業決算書」、水道課決算資料。監査意見書は４７ページから５６ページになります。

初めに、決算書で説明しますので、３ページを御覧ください。

令和７年度上水道事業会計決算報告書であります。決算額は消費税を含んだ金額です。

（１）収益的収支です。

事業の経営活動に伴い生じた収支で、１１款、水道事業収益の決算額は４億５，２２８万３，００６円、２１款、水道事業費用の決算額は４億２，２００万７，８６９円でありました。

４ページを御覧ください。

（2）資本的収支でございます。

将来の経営活動に備えて行う建設改良工事等の収支で、３１款、資本的収入の決算額は３億３，３３０万円、４１款、資本的支出の決算額は４億５，８１６万１，８８８円でありました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億２，４８６万１，８８８円につきましては、消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填をいたしました。

５ページから６ページの損益計算書は、単年度の収支状況を示す財務指標でございます。消費税抜きの金額で示されています。

６ページの下から４行目を御覧ください。

水道料金等の収益から、経常費用等を差し引いた当年度純利益は、５６８万９，１１０円でありました。

７ページは令和７年度の剰余金計算書であります。資本のうち、剰余金の年度中の増減内容を示した報告書であります。

表の右から３列目、未処分利益剰余金の一番下、９３６万４，２５１円が、当年度未処分利益剰余金となっております。

８ページは、令和７年度の剰余金等処分計算書（案）でございますが、内容は後ほど説明を申し上げます。

なお、剰余金の処分につきましては、議会の議決を経なければならないということでございます。議会において承認された後、この計算書案に基づきまして、振替処理を行うものでございます。

次に、９ページから１２ページは貸借対照表で、年度末時点の財政状態を明らかにするため、全ての資産、負債及び資本を表示した報告書でございます。

資産の部とは、保有する財産や権利を示すもの。１、固定資産のうち、９ページ中ほど、有形固定資産の合計は４２億７，２３６万９，６４８円となっております。

同じく９ページ、流動資産の（１）現金預金の年度末残高は、下から３行目、４億７，７１１万８，７４３円となっております。

（2）の未収金につきましては、後ほど説明をいたします。

１０ページを御覧ください。

負債の部、将来的に返済すべき義務を負っている資金源を示すもので、３、固定負債（1）企業債７億９，９４９万３，４３７円と、４、流動負債（6）企業債８，４０９万２，０００円の合計８億８，３５８万５，４３７円が未償還残額となっております。

３６ページの企業債明細書の未償還残額と一致するものでございます。

１０ページに戻っていただきまして、４、流動負債、（2）未払金５，８４１万４，９０１円につきましては、工事費、委託料、そのほか、電気料金などで支払い済みでございます。

次の１１ページ、（8）引当金の賞与引当金及び法定福利費引当金につきましては、令和８年６月支給見込みの期末、勤勉手当に係る令和７年１２月から令和８年３月までの４か月分を引当金として計上したものでございます。

５、繰延収益につきましては、補助金や負担金などで取得した固定資産の減価償却費に対応する収益の前払金的なものでございます。

次の１２ページは資本の部。企業の財政的な元手で、純資産に相当するものでございます。

６、資本金は、事業を行うための元となる資金でございます。

７、剰余金は、企業活動の結果として生じた利益や資本取引による成果のことで、資本金と剰余金の合計である資本合計は、下から２段目、２６億９，５８９万６，３３５円でありました。

最後に、負債資本合計は１２ページ一番下、４８億2，６６８万3，４４８円となり、１０ページ上から６行目の資産の合計額と同額になります。

以上が貸借対照表の説明でございます。

続きまして、決算書の１５ページを御覧ください。

経営実績の概要に関する事業報告書です。

１、概況、（1）総括事項、イ、業務状況についてでございます。

令和７年度末の給水戸数は8，８６８戸で７３戸の減。給水人口は1万6，９７８人で３００人の減となり、年々減少傾向にあります。

年間総配水量は２５０万3，３０９立方メートルで、前年度比３万８８８立方メートルの減。年間総有収水量は１９１万6，２９６立方メートルで、前年度比２万3，０６２立方メートルの減となっております。こちらのほうも年々減少傾向でございます。

有収率につきましては７６．５５％で、昨年と比べまして、若干改善はしたところでございますが、従前から、全国平均大体８０％から９０％でございますが、数値を下回る状態が続いております。

計画的な施設の更新に取り組むとともに、潜在的な漏水の早期発見、修繕に努めてまいります。

次に、ロ、建設改良事業でございます。

引き続き佐志地区の施設整備を行い、送水管布設改良、施設整備実施測量設計業務を委託しました。令和８年度も引き続き整備を行ってまいります。

管路の更新につきましては、国道５０４号西手地区配水管移設工事のほか、数か所施工いたしました。

施設設備の更新につきましては、栗野大俣地区中央監視装置など、また、電源立地地域対策補助金を活用しまして、鶴田中央第２水源地及び大俣水源地の非常用発電装置の更新を行ったところでございます。

次は、ハ、経理状況です。

収益的収支は、消費税抜きで５６８万9，１１０円の純利益となりました。

資本的収支は、消費税込みで1億2，４８６万1，８８８円不足いたしましたが、これにつきましては、補填財源で補填をいたしております。

未収金の関係でございます。

未収金につきましては、7，６０９万0，９９０円でございます。

内訳は、水道料金の過年度分６２６万4，２６０円、現年度分４４２万6，８２０円、消費税還付金４６７万4，５００円、令和８年度へ繰越した事業に係る国庫補助金６，０７２万2，０００円、借地料3，４１０円であります。

なお、記載はございませんが、料金の不納欠損処分につきまして、水道事業は、給水条例に債権放棄の条項を整備しております。

令和７年度は、本人死亡、無断転出などの理由により、４６万4，４２０円の不納欠損処分を行っております。

料金の未収金対策につきましては、最重要課題でございます。給水停止措置も含めまして、継続した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、１７ページを御覧ください。

２、工事の概要であります。

新設３件、改良等２４件の工事を施工いたしました。内容につきましては、お目通しください。

次の１８ページ、３、業務、（1）業務量につきまして、給水戸数、給水人口、普及率、有収

率を前年度比較で示してございます。
次の１９ページ、（３）供給単価及び給水原価の表の下から２段目の供給単価でございますが、有収水量１立方メートル当たり、どれだけ収益を得ているかを示す指標でございます。
その下の給水原価は、有収水量１立方メートル当たり、どれだけの費用がかかっているかを示す指標でございます。
供給単価につきましては、前年度と比較しますと１０．４７円の減となっておりますが、これにつきましては、１月から３月までの交付金充当後で換算いたしますと、１７８．４円となり、１．９３円の増となるところでございます。
（４）事業収入に関する事項は、損益計算書を表にしたもので、上から２段目の給水収益は、前年度と比較しますと、２，４１１万９，３１２円の減となっておりますが、これは先ほども説明申し上げましたが、１月から３月までの水道基本料金につきまして、国の交付金を充当しております。
他会計補助金として受け入れる前の数値でございますので、充当後は約２００万円の増となっております。
また、営業外収益のその他営業外収益の増につきましては、鶴田中央配水池の落雷被害による保険金３７４万円によるものでございます。
次の２０ページ、（５）事業費に関する事項は、水道事業費用を前年度と比較したもので、原水及び浄水費は、水源等の施設の維持に要する費用で６２５万２，４９０円の減となりました。
主な要因は、会計年度任用職員である水源地管理人を８人体制から６人体制にしたこと、水質検査に係る手数料等の減によるものでございます。
配水及び給水費につきましては、配水施設等の維持管理に要する費用で１０万７，１４３円の減となりました。
総係費は、事務的経費で３５７万１，３９７円の増となりました。主な要因につきましては、人事院勧告に伴います職員給与費の増、電算システムの保守料の増によるものでございます。
次の減価償却費と資産減耗費は、現金の支出を伴わない費用であります。
減価償却費は３６万７，７０７円の減となりましたが、資産減耗費は５６７万３，０４２円増となりました。
資産減耗費の増は、中央監視システムや配水管等の更新に伴い、既存設備を除却したところでございます。
また、営業外費用の支払利息は企業債の償還金利息で、４９万０，１４７円の減。雑支出は、特定収入に係る消費税で２４１万４，４６０円の増となりました。
（６）性質別事業費用は、事業費用を性質別に表したもので、会計年度任用職員給与費、修繕費等が減少しました。
そのほかにつきましては、先ほど説明いたしました資産減耗費、消費税の増によるものでございます。
次の２１ページから２２ページには、主な契約について記載してございます。
２２ページの左端に印を付してあるものがございます。この５件の契約につきましては、令和８年度に繰越した工事でございます。
２３ページは企業債の概況です。
令和７年度中に、建設改良事業費の資金として２億０，１００万円を借り入れ、元金８，８０２万８，９８８円を償還したため、年度末における企業債未償還残高は８億８，３５８万５，４３７円となっております。

企業債の明細につきましては、３５ページから３６ページに記載してございますので、御覧ください。

２４ページから２５ページのキャッシュ・フロー計算書は、会計年度期間中の資金の収入支出に関する情報を、３つの活動区分に分け表示をしたものでございます。

２６ページから３３ページは収益的収支及び資本的収支の明細書、３４ページは固定資産に関する明細書、３５ページから３６ページは企業債の明細書でございます。

決算書の説明は終わります。

次に、水道課決算説明資料の２ページを御覧ください。

先ほど説明いたしました、水道事業の業務及び経費の推移をグラフで表したものでございます。

中段の折れ線グラフを見ていただきましたら、使用水量、給水人口とともに右肩下がり、また、下段の折れ線グラフは水道料金収入です。

令和６年度に使用料改正を行いました。令和７年度は微増となっております。

３ページは収益的収支の概要、４ページは資本的収支の概要、５ページは収益的収支と資本的収支を図化したもの、６ページは決算書の９ページから１２ページの貸借対照表を一覧表にまとめたものでございます。

以上で、説明を終わります。

〇橋之口　富雄委員長

質疑は、ありませんか。

〇中村　慎一委員

水道料金の関係です。令和６年度に改正をして、令和６年度だけで済んだんですかね。令和７年度までかけたかな。段階的にやっているのでしたっけ。

〇上原　光志水道課長

料金改定につきましては、令和６年度に改定して、今年度も令和６年度、令和７年度と一緒の料金体系でございます。

〇中村　慎一委員

今度、その趣旨が何とかよかったというようなことで、５６０万円ほど、今ぐらいがちょうどいい料金なのかなと思うんですが、ただ、将来的に使用量も下がっていくし、人口も減っていくというようなことで、また赤字になると、何年か先には赤字になるというようなことなんでしょうけど。

今の状況で行ったときに、何年度に幾らぐらいの赤字が出るとか、そういうシミュレーションとか何かされているんですか。

〇上原　光志水道課長

料金のシミュレーションの関係でございますが、令和６年度以降、一応５年間ほどのシミュレーションはいたしているところでございます。

これを見ますと、令和６年度で約１，０００万円の純利益が出る予定が、結果的には３００万円、４００万円程度。令和７年度につきましても１，０００万円ほど出る予定でシミュレーションしましたが、実際は６００万円、７００万円程度ということでございまして、これにつきましては、どうしても資産減耗の関係が、いろんな工事等、道路工事でございまして、それに合わせまして、まだまだ使える水道管をどうしても除却しないといけない、その除却費がなかなか見えないものですから、そちらのほうに資金というか、入ってしまいまして、見えないところがございまして、という形になっております。

今のところは、若干、今年度、令和８年度につきまして若干、黒字が出るんじゃないかなとい

う見込みでいるところでございます。

〇中村　慎一委員

工事の関係、工事量の関係もあるでしょうけども、非常に古い管が多いということで、１５ページにも書いてありますが、今おっしゃったようなシミュレーションの中で、工事量なんかをある程度定めたときに、水道使用料金がどのぐらいということで、どこの時点で赤字になるとかいう、そういうシミュレーションはされていらっしゃると思うんだけど。

それで、ある程度そういったところを公表をして、今のままでいけば、こういったことで工事量をどれだけしていって、水道管を変えていけば、こういったことになってきますよといって、そういう将来的な財政シミュレーションの公表をして、そして理解をもらって、そういう赤字にならないように水道料金を引き上げていくということをしないと、水道事業としてはなっていかないんじゃないかなと思うんですけれども、そこらについては、水道運営委員会の中では話が出ないですか。そういった提案をされてもいいような気がする。

〇上原　光志水道課長

今、議員がおっしゃるとおり、水道運営委員会の中でも、やはり工事費等を示したら、このままではどうなのかという声もございます。

また、先だって全員協議会のほうで説明させていただきました「水道ビジョン」の中でも、これも計画でございますが、令和１１年度に検討するということで示してございます。

また、いろんな財政シミュレーションも、今あるものを見直しもしていかないといけないと思いますので、その辺りも確かに数字のほうを把握しまして、町民の皆様に、水道事業の現在の状況等をお知らせして、引き上げる際には御理解を頂けるような努力をしていきたいと考えております。

〇岸良　光廣委員

課長、これは国の別会計になっているんだけど、例えば今のさつま町の場合は、この前も言ったけど、６５歳以上が７，０００人ばかりいて、７５歳以上が５，０００人からいるような、毎年自然減というのが大体４００人ぐらい出てくる。

大半が高齢者の独居世帯になってくると、亡くなった方がそれだけ給水人口が減っている。当たり前のことなんだけど、給水人口は今から急激に減っていくというのはもう分かっている。

だから、実際は、水道管の取替え工事をどの程度に抑えるかによって、給水人口等の、黒字を目指すのか、ペイを目指すのか、そこのやり方次第だと思うんだけど。

水道については非常に難しいんだけど、単価をまた見直しを令和１１年度にやるかやらないかなんだけど、実際は、もう今でも正直に言って、普通会計から繰入れで何とか収支を合わせる方向で。

水道事業に関して、正直に言って黒字を出すんじゃなくて、何とかペイでいいから、今の水準を何とか守れるような形でしていただいたほうが、結局、高齢化が進んでいくと水道料金も上がっていき、上がっていくほど高齢者が使いにくくなってくるわけだから、水道事業としてはそういう状況を考えて、今、中村委員も言われたけど、シミュレーションとしてはそういうふうに減っていくけども、水道事業としてはこのぐらいの収入がありますよと。

それに対して、どのぐらいの工事費が出せるのかどうか。そこをした上で、執行部のほうとも、一般財源のほうがどの程度考慮してもらえるものか、そこをしないと、独立採算だから、水道については非常に難しい問題だと思うんですよね。

人口が多いところはいいんだけど、特にさつま町みたいに急激に人口が減っていくということについては、収支を合わせるというのが非常に難しいのは私もよく分かるんですけど、その辺を

何とか調整して、見通しを立てていただきたいなと。

だから、水道事業で黒字が出ている状況で、実際は黒字じゃないもんね。だから、そこのところをやはり考慮してやっていただきたい。

だから、何とか一般財源からの幾分かの繰入れも含めて、プラスマイナスゼロで、最低限必要な水道、この間の敷設をやっていくというふうな考え方で、やはり取り組まれたほうが、私は無理がないんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○上原　光志水道課長

議員がおっしゃるとおり、やはり老朽管を取り替えるから、かなりの費用が必要でございまして、現在予定している工事につきましても、状況を見ながら、例えば漏水が多いところを優先的にするとか、極力、工事単価も上がっておりますので、これまでのように簡単にできるような時代ではないのかなと、つくづく痛感というか感じておりますので、そちらのほうの工事については、しっかり状況を見ながら、工務係のほうと協議しながら進めていきたいと考えております。

また、町からの持ち出し分につきましても、北薩地域の課長会等でも話をするんですが、どこも厳しいということで、なかなか一般会計からの繰入れは難しいでしょうけど、今後、いろんなところで、水道事業の在り方につきまして、県、国にもいろんな要望をしながら、着実に進めていきたいです。

○竪山　秀樹委員

１点ほど教えてください。

１５ページの事業報告書の中で、経理状況なんで、未収金が過年度分と現年度分とあります。１，０００万円ですね。

この中で、こういうことを聞いていいのか分かりませんけど、固定化とかあるんですか。

○上原　光志水道課長

委員の質問でございます未収金の関係でございますが、実情としまして、なかなか相談をしましても、やはり状況は厳しい方もいらっしゃいまして、金額までは申し上げられないところでございますが、結構固定化という形で、そういったものがございます。

それにつきましても、日頃から電話をかけたりとか、面談したりしながら、相談はしているところでございますが、実際のところ、なかなか厳しい状況でございます。

○竪山　秀樹委員

この会計上は、これは、まず５年とかそういうのが経っていればですよ、本会計から繰り入れるとか、引当てするとかは、そのまま残っていくんですか。

ずっとこの会計上は残るんだけど、回収はするんだけど、経理上は、本会計から引当てをするとか、そういうものじゃないんですか。教えてください。

○上原　光志水道課長

基本的にそれぞれ、先ほど岸良委員からもありましたとおり、水道会計についても基本的に独立採算制でございまして、条例のほうで５年経てば処分できるというふうにしているわけでございますが、そこまで至らないような感じで、時効の援用といいますか、極力、いろんな給水停止、そちらのほうはしっかりそろえまして、例えば死亡とか、無断転居でいなくなった方は難しいわけでございますが、町内にいらっしゃる方で、そういった方につきましては、極力、不納欠損では落とさないような努力をしていかなければいけないということでやっているところでございます。

一般会計からの繰入金は、なかなかちょっと厳しいのかなと考えております。

○中村　慎一委員

先ほど建設課の審査で、滞納で弁護士の名前で効果があったという話でしたが、今、水道課で顧問弁護士の名前でしているというのはないのかな。

○上原　光志水道課長

水道事業におきましては、これまで、弁護士さんのお名前を借りてとか、そういったことはないところでございます。

○中村　慎一委員

そこらはまた内部検討されてもいいんじゃないですか。

それともう一つですね。こういう過疎の市町村にあっては、全国各地どこも、似たような状況の町村は結構たくさんある。

ですけれども、国がこういったところは制度的に、この採算が合わないところの水道会計とか、こういったようなところは、収支が合わないからどうのこうのという話ではなくて、生活がしづらい、高齢者がたくさん住んでいるところが結構多いと思うんですよね。

そういったところは、制度的に言うと、何とかこうしてもらわないとなっていかないような気もするんだけど、それらについての国の考え方というか、方策の取り方とか、そういったのは何かないんですかね。もう従来と全く変わらないとか、そういったようなことなんですよね。どうなんですか。

○上原　光志水道課長

今おっしゃいますとおり、やはり高齢化とか、どうしても人口が少ない地域とか、そういったものがございまして、そういったところへどうしても水を供給する費用が高くなるというのはもう必然でございまして、国のほうも、そういった施設を集約しながら、施設を、何て言いますかね、できるだけ広域化といいますか、施設を極力集約しながらやっていこうという方向性は示してはいらっしゃいますけど、その中で小規模自治体への助成とか、そういったところは特にないところでございます。

国の補助金につきましても、基本的には水道事業施設が多くて３分の１というものでございますが、なかなか、やはりどうしても独立採算制というのが一番にあるものですから、今のところはそういう状況になっているところでございます。

○中村　慎一委員

市町村の単独しかないという話ですね。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

次に、「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」説明を求めます。

○上原　光志水道課長

それでは、「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」説明申し上げます。

議案集は４０ページになります。決算書は８ページでございます。

議案集の４１ページで御説明申し上げます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定により、欠損金の補填を除き、条例の定めによるか、議会の議決が必要であると定められてございます。

この規定により、令和７年度決算において生じました当年度未処分利益剰余金９３６万４，２５１円につきましては、建設改良積立金への積立てを提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

○橋之口　富雄委員長

質疑ありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午後３時３１分　休憩

午後３時４５分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（学校給食センター関係）

○橋之口　富雄委員長

初めに、学校給食センターの関係分についてであります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○串下　哲也学校給食センター所長

それでは、令和７年度学校給食センターに係る決算について御説明させていただきます。

説明につきましては、最初に主要施策の成果説明書と総合振興計画実績調書に基づき、事務事業の取組の実績を、あと、決算書で主な支出経費等について説明をさせていただきたいと思います。

監査の決算審査意見書につきましては、２０ページから２１ページの１０款教育費、保健体育費にまとめてございます。

それでは、サイドブックス決算書説明資料の薄緑の審査用、「成果説明書・実績調書」のフォルダーにあります「３３　学校給食センター」の成果説明書は１ページからになっておりますが、総合振興計画実績調書のほうで説明をさせていただきますので、２ページをお開きください。

学校給食センター分、４つの事務事業につきまして説明をさせていただきます。

まず１つ目の事務事業、「学校給食センターの民間委託の検討」についてでございます。

令和６年４月から、さつま町立学校給食センターとして、１センターで、町職員直営での運営を行っております。

民間委託の検討につきましては、これまでも議会一般質問などでも御質問を頂いておりますが、当分の間は直営のままで運営を考えており、運営の在り方につきましては、今後も県内や近隣自治体と情報交換をするなど、研究を深めてまいります。

次に、下段の２つ目の事務事業、「学校給食費助成事業」であります。

平成３０年度より、保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てができる環境を整備するため、助成を行っております。

昨年度は、児童生徒１人に対し、１人当たり月額２，５００円、年額としまして２万７，５００円を助成しております。

事業の効果といたしましては、令和７年度分の給食費の未納はございませんでした。

次に、３ページ目をお開きください。上段になります。

３つ目の事務事業、「学校給食センター管理運営」でございます。

学校給食の充実及び学校における食育の推進を図るため、安全・安心な給食はもちろんのこと、なおかつ、おいしい給食を提供することを目指しております。

また、学校給食センターの適正な管理運営に努めております。
具体的な取組としまして、学校給食費の会計を透明性の確保や保護者の利便性向上などを目的とし、私会計から公会計へ移行しております。
次に、食育指導につきましては、栄養教諭による町内の全学校を対象に、学校の要請に応じる形で、正しい食事の在り方や望ましい食習慣などの食育指導を行いました。令和７年度は延べ２５回の食育指導を行っております。
次に、衛生管理につきましては、国が示す衛生管理基準に基づき、毎日消毒し、毎学期ごとに専門業者による消毒を行い、職員も月２回の腸内細菌検査を実施しているところでございます。
アレルギー対応給食の実施につきましては、令和７年度は２６人の対応給食を実施しております。
事前に、児童、生徒、保護者からの申請に基づき、学校、保護者、学校給食センターの３者で協議を行い、対応方針を決定しております。
主には、アレルギー原因物質を除去する給食の提供で対応しております。
アレルギー原因物質で多いのが、エビ、カニなどの甲殻・魚介類で、対象者の３８％を占め、次にナッツ類が３４％となっております。近年、ナッツ類のアレルギーが増加傾向にあります。
事業の成果といたしまして、数字的なものは持ち合わせておりませんが、献立や給食だよりでの周知や、栄養教諭による食育指導により、学校給食への理解や食育への関心が深まったと感じております。
続きまして、４つ目の最後の事務事業、「学校給食の地産地消の推進」でございます。
この事業は、給食材料の地元産使用率向上を目的に実施しております。
成果指標の欄の目標値、上段は野菜の総購入実績に対する地元町内産の購入割合になります。目標の５０％に対し、９．２％の実績となっております。
下段につきましては、先ほどの実績に、米、野菜等まで含んだ地元食材の購入割合となっております。目標の５０％に対し、６４．５％の実績となっております。米が全て地元さつま町産ということで、実績の数値が上がったものと思われます。
具体的な取組としまして、地元産米ヒノヒカリを使用した米飯給食を、平成２８年度から週４回実施しております。
また、町農林課主催の地産地消推進会議に参加し、学校給食センターの取組について協議をしております。
さらに、農林課の協力のもと、牛肉の消費拡大としまして、すき焼きとサイコロステーキ用の食肉提供も頂いております。
児童生徒の食への関心と命を頂く大切さを学ぶ契機となったのではないかと思っております。
そのほかに、米価格上昇に伴い、地産地消推進費を１人当たり年額６，０００円補助しております。
事業の成果としましては、地産地消推進費を助成することで、保護者の負担軽減となり、先ほども申し上げましたが、令和７年度分の給食費の完納につながったところと思われます。
以上で、実績調書による説明を終わります。
続きまして、決算書の歳出のほうで、主なものについて内容の説明をさせていただきます。
決算書の６９ページをお開きください。
１０款６項３目、学校給食費でございます。
１０節需用費の合計１億０，７１６万２，１５５円の中で、最も支出の多い細節が、先ほど申し上げました学校給食費助成事業を含む賄材料費８，３７０万１，３１７円になります。需用費の約

７８％を占めております。
令和７年度から給食費会計が私会計から公会計になり、これまで別で管理していた給食費相当分が一般会計の賄材料費に充てられたことから、令和６年度と比較して４，５００万円ほど金額が膨らんでおります。
次が、修繕料７９９万9，５６４円で、約7．4％になります。
修繕料の主な内容は、既存の空調設備２か所の修繕４６８万9，３００円で、そのほかは調理機器等の修繕になります。
資料備考欄にあります２７６万7，０００円の予備費充用は、この空調設備１件の修繕に充てております。
また、需用費の役務費への１１２万5，０００円の流用につきましては、給食の原材料の加工費や手数料として別に支出したものになります。
次に、１２節委託料は、１２件の契約で７２４万6，３０５円を支出しております。
金額の大きいものでは、廃水処理施設の保守点検及び産業廃棄物の運搬業務委託２４９万7，０００円や、学校給食センター衛生保守管理業務委託１３９万9，２００円などがございます。
次に、１４節工事請負費1，１３８万0，６００円は、センター敷地内に別棟の職員休憩室を建設しております。
次に、１７節備品購入費５８７万1，９６０円の内訳は6件ありますが、主なものは、真空低温冷却機３４１万円になります。
次に、財産に関する調書になります。
決算書の１３０ページをお開きください。
１３０ページ、①土地及び建物、行政財産のその他、本庁、下から４段目、学校給食センターに、昨年度建設しました休憩室の延べ床面積２６．４９平方メートルを加算してございます。
１３３ページの①土地及び建物、行政財産のその他、鶴田の中段あたり、鶴田学校給食センターが令和６年度から廃止になったため、１４０ページの②土地及び建物、普通財産のその他、鶴田の最下段、旧鶴田学校給食センターに移行しております。
移行した土地の面積が違うのは、旧鶴田学校給食センターが建っている土地、さつま町神子６６８番地３６の面積を、土地台帳に合わせたためでございます。
次に、歳出の不用額について説明をさせていただきます。
総務課分を除く給食センター分が２３７万2，６６４円になります。
そのうち一番多い費目が、需用費の２０７万2，８４５円であります。
需用費の細節の内訳の不用額といたしまして、修繕料が７７万４３６円、賄材料費が７６万4，６８３円、光熱水費が２７万３６０円が主なものとなっております。
続きまして、歳入について説明をさせていただきます。
サイドブックス決算資料、薄いピンクの審査用、「歳入決算額説明資料」のフォルダー内にあります文教経済付託フォルダー内のＢ－１、「歳入決算額説明資料」給食センターで説明させていただきます。
１７款１項１目１節、土地建物貸付収入に9万7，９９０円を計上しております。
旧薩摩学校給食センターの貸付料になります。こちらのほうは決算書２４ページ、説明資料のほうは２ページになります。
次に、２１款５項３目１節雑入で、廃油引取料と水道使用料を受け入れております。
廃油引取料につきましては、本センターのフライヤーで使用済みの食用油を取扱業者に売却した金額２万4，０００円であります。

水道使用料につきましては、工事請負費にて休憩室を建設した際に、事業者が使用した水道使用料４４０円であります。

２節の学校給食費につきましては、４，２０２万７，８７０円が令和７年度の給食費負担金、２２９万５，９１４円が令和６年度までの私会計からの繰越金になります。

こちらは決算書２７ページ、説明資料４ページから６ページになります。

以上で歳入の説明をします。

以上で、令和７年度学校給食センターに係る決算の説明を終わります。御審議くださいますようよろしくお願いします。

○橋之口　富雄委員長

質疑は、ありませんか。

○岸良　光廣委員

まず、この民間委託についてなんですけど、これも８年、前々から９年前かな、前の日髙町長のときに、民間委託するということがあって、調べて、一般質問で日髙町長に、民間委託は駄目ですよと。

特にそのときには、全国的に民間委託をしたところが異物混入とか、経費が上がっているということで、子どもたちに対する栄養分が足らない、もう本当に質素な給食に変わっているというのが全国的にも放送が流れて、そのときに、日髙町長にも、その当時の小学生の人数、１０年後にこれだけ減りますよとしたときに、民間は、民間の給食を請け負うところというのは、民間の工場、例えば大きな工場なんかは、大きな変動がないからやれるんですよ。

例えば、川内京セラとか日特さんとか、大体従業員の方が６００人、７００人で大体変動がないからやれる。

だけど、学校給食センターの場合、生徒が減っているから、民間が入ってきた場合に、前年度の児童数から、次年度が１００人減れば、その分、経費が上がるわけよね。

だから、絶対この今の状況では、民間委託は難しいですよということで、また、子どもたちの小学中学生の安全な食を守ってくださいということで、その当時、日髙町長もそこを理解していただいて、民間委託はしないということで今きているわけですよ。

また、子どもの数が８年前とすると約半分に減っている。その当時小学生がまだ８００人ぐらい。今は４００人に来て、あと５年、６年、それも３００人になっているとなってくると、民間委託をしたときに、１人当たりの民間が受ける、給食を受けたときの費用負担がものすごく上がるわけよ。

いろんな、今言ったように、材料費が上がって、子どもたちに十分な栄養が与えられないということも起こりかねないわけだから、この給食に関しては、やはりさつま町自体で、小中学生に対する安全・安心な栄養を与えるという意味では、自前でやらなきゃならんというふうに私は考えているんですが、今までもそういうふうになってきたと思いますので、そこはぜひ守っていただきたい。

それと、先ほどあった、さつま町の地場産品５０％というのが、正直言って、これもう、いろんなところを調べてみるけど、恐らく米しかないんですよね。

野菜に関しては、確かにちくりん館があるんだけど、１年を通して、必要な材料がさつま町内ではそろわないというのが一番ネックですよね。

だから、５０％を目指すというのはいいんですけど、実際に今のさつま町の農家がちくりん館に野菜を出してくるとしたときにも、市場から、若しくは他から取らないと足りないわけだから、考え方を変えて、実態に即した形での目標を設定されたほうが、私はいいんじゃないかと思いま

す。
特に野菜に関しては、さつま町の場合は、例えばニンジンにしても何にしても、その時季にはあるけど、１年間通してでは、さつま町の産品では無理ですよ。その辺はやはり実態に応じた目標設定をされたほうが、私はいいと思いますが、どうでしょうか。
○串下　哲也学校給食センター所長
最初に言われました民間委託につきましても、民間委託を進めるということではなくて、今、センターのほうが直営で職員と会計年度任用職員でやっているんですが、県内のよその自治体でも、会計年度任用職員でもやられている自治体があるものですから、研さんもさせていただいているんですが、実際、今年度から伊佐市が民間委託で、昨年度の夏に、霧島市の隼人の旧隼人町の給食センターが、やはり民間委託をされたということで、そちらのほうの、今、運営上のデメリットですね、そういうものもお聞きしながら、民間委託を進めるのではなくて、会計年度任用職員でやっていける方法も模索しながら進めていきたいというふうに考えております。
野菜につきまして、本当、おっしゃるように、年間を通じてある程度の量が確保できないものですから、ちょっとこの目標は高過ぎたのかなというふうに思います。
○古田　昌也委員
給食センターは、岸良委員の話もすごく重要なんで、そこら辺はもう強く思うところであります。
ただですね、ちょっと気になるところがですね、２ページ目の「学校給食の地産地消の推進」のところですね。金額ベースでは６４．５％ですけど、使用率では９．２％しかないんですか。これはどういう見方をすればいいんですか。
○串下　哲也学校給食センター所長
上段のほうが、町内産の野菜だけの使用率です。すみません、目標値が５０、５０で非常に分かりにくいんですが、上段のほうの９．２％は町内の野菜だけで、６４．５％はそれにお米の金額を足したものであります。
○古田　昌也委員
ということは、もうこれ全てが金額ベースということですね。分かりました。
もう１個なんですが、「学校給食助成事業」のところに関して、物すごく気になるところなんですけど、今年は5，７００円でしたかね、１人当たり補助が国から補助がついて、今無償化になってますけど、給食センターの考え方によるお聞きしたいんですけど。
補助をして、いつも保護者負担が軽減された、保護者負担が軽減されるというのが、いつもメインで上がってくるんですけど、今、岸良委員がおっしゃったように、ちゃんと子どもの栄養素だのカロリーベースでなくて、ちゃんとそういった形での考え方にして、給食助成費であったとか考える方向のほうが、僕は正しいと思うんですけど。
そこら辺はどういうふうに考えているのかな。保護者負担を目先にするのか、それともそういったカロリーベースで、保護者負担がかかっても、給食費はちょっとでも取ったほうがいいよって考えるのかというのを、ちょっとだけ、そこだけお聞かせください。
これは給食センターということで、町長かもしれないですけど、難しいですね。だから実績、やはりこの報告が保護者負担軽減ばっかりイメージでいくんで、そこはちょっと疑問符に残るということだけお伝えします。
○串下　哲也学校給食センター所長
お答えのところなんですが、一応、栄養士のほうで、やはり必要栄養に対するもの、常にやはり近年の物価をかけて、給食費は算定させていただいているという側面もありまして、それから

出した金額に対して、どれだけ助成するか、保護者負担はどれだけするかということでは、協議は行っているところでございます。

○徳留　和樹委員

すみません。今、先ほどの古田委員と重なる内容を感じるんですけど、自分の子どもも今年から小学校に上がって、自分の子どもは満足に給食を食べて帰ってきて、「おなかいっぱいになった」と帰ってくるんですけど、自分の同級生ぐらいの、小学校に上がって中学年、高学年になっている子どもたちから親に、学校給食が無償化になってから、ちょっと味が落ちたという話題がちょっと出たんですけど。

そこの家だけなのか、何かそれこそ、そこの味とかカロリーとか、その辺が栄養価が落ちるんであれば、１，０００円でもいいけれども、親としては出して、満足いく給食を食べさせてあげたいという意見をちょっとお聞きしたんですけど、それも町長になるのかもしれないんですけれど、そこも含めてまた今後、いろんなアンケートというか、そういうのを取っていただければ、またいい給食が出せるかなと思ったりしたところでした。

○串下　哲也学校給食センター所長

我々も毎日検食をしておりまして、栄養士のほうは、今年４月から変わっております。

なんですけど、やはり、いわゆる書物に基づいた栄養管理基準というのは作成しておりますので、そこの差異はないというふうに考えております。

私どもは、味が変わったとは感じていません。

毎日食べているかもしれませんけれど、そう感じているところであります。

○徳留　和樹委員

うちの子は、おいしいって食べてくれるんで。おいしくないことがあるのかなと思って。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

○中村　慎一委員

アレルギーの関係です。最近増えてきたという話ですが、町内の子どもさんたちの中で、学校給食を提供している人たちの中で何人ぐらいの人たちがいらっしゃるんですか。

○串下　哲也学校給食センター所長

令和７年度は２６人、対応給食を提供しております。ちなみに令和８年度は２人増えて、２８人に提供しているところでございます。

○中村　慎一委員

それで、違うんでしょうか。アレルギーの種類が。

○串下　哲也学校給食センター所長

違います。

○中村　慎一委員

それともう一つ、雑入では廃油引取料というのがあるんですが、２万４，０００円。これは、そういうのは天ぷらにした油を何回か使ったらもう使えないので、引き取っていかれるんでしょう。何に使われるんですかね。

○串下　哲也学校給食センター所長

引取り業者によって、その使途はいろいろな、おっしゃられたとおり、いろんな仕方もあると思うんですが、石けんに使われたりとか、洗剤ですね、それに使われたりという業者はいらっしゃるようでございます。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

○上別府　ユキ委員

地元産米ヒノヒカリを今まで使ってきたというところですけれども、新しく作り出した「あきの舞」も、少しは検討していく方向はないですか。

○串下　哲也学校給食センター所長

新しい「あきの舞」のほうも、新米ができるところから、また検討させていただきたいというふうに思います。

ちょっとそこはまだ、私のほうで入れられるか断言できないもので、また調整をさせていただきたいというふうに思います。

○中村　慎一委員

決算書の６９ページ。先ほど不用額等の説明を頂きましたけれども、そこのところで、この需用費の備考欄に書いてある予備費からの充用を２７６万円したんだけど、これは１１節の役務費に１１２万５，０００円流用したものだから足りなくなって充用したんだけど、２０７万２，０００円、不用額が出ましたという話ですよね。

そこの後、どういうことなのか事情が分からないんだけど、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○串下　哲也学校給食センター所長

予備費からの充用につきましては、修繕料のほうに、エアコンが落雷により壊れたものですから、それはそちらのほうで充てさせていただいております。

役務費の流用につきましては、賄材料費のほうから役務費のほうに流用させていただいて、パンなんかを作るときに、パンの材料を仕入れて、業者に、樋脇にあります障害者支援施設の「新葉学園」というところにパンをお願いしてるんですが、そこの方が加工する手間を別で計上されていらっしゃったものですから、今までは私会計だったので一緒に払えたんですけど、こちらは款項目節が違うということで、財政課と話をして、別に費目を計上しないといけなくてですね。

また、なかなかこれが２回伝票を切らないといけないものですから、ここをどうにかできるように、令和８年度はちょっと協議をしているところでございます。

○橋之口　富雄委員長

ほかに何かありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午後４時６分　休憩

午後４時８分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（産業・定住支援室関係）

○橋之口　富雄委員長

産業・定住支援室の関係分についてであります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○太田　竜也産業・定住支援室長

それでは、産業・定住支援室に関係する令和７年度決算について御説明いたします。審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、歳出でありますけれども、総合振興計画実績調書を中心に御説明を申し上げます。

なお、別冊決算書は５５ページから５６ページ、決算審査意見書は１８ページに記載してありますので、御覧ください。

それでは、サイドブックスの１２番、産業・定住支援室のファイルをお開きいただきたいと思います。

まずはこのファイルの実績調書、４ページを御覧いただきたいと思います。

上段の「企業誘致環境の整備」でございます。

具体的な取組としまして、進出企業等の本社訪問につきましては、関東、関西、中部、九州地区の１０社を訪問し、新規企業への誘致活動及び進出企業には、今後の設備投資計画や町への要望等について意見交換をしたところであります。

次に、首都圏と関西圏を隔年で実施しております県主催の企業立地懇話会につきましては、企業８５社、県内市町村ほか２９団体が参加し、その中で、町長が本町の観光ＰＲや誘致に係る助成金制度、工業団地等の状況について紹介されたところであります。

また、来場された多くの企業と名刺交換をすることができ、今後もこの名刺交換を行った企業とコンタクトをとりながら、誘致を積極的に行ってまいります。

次に、立地協定の関係につきましては、物価高騰や最低賃金の大幅な改定等による生産コストの高止まり、また、労働力の確保などが厳しい状況など、先行きの不透明感があり、増設等の設備投資を控えている様子が見られておりますが、令和７年度における立地協定の実績としましては、１社と締結したところであります。

この１社につきましては、アロン電機株式会社であり、令和９年以降、需要の増加が見込まれる半導体製造装置ユニットの受注体制の拡充を図るもので、増設工場の２階部分を既設工場とワンフロア化することで、半導体製造に不可欠なクリーンルームを拡張し、あわせて生産設備の導入を進めながら、生産体制を強化することによりまして、地域における新たな雇用の創出と、地域経済の浮揚発展に大きく貢献するものと期待されているところでございます。

次に、「薩摩國雇用創造協議会」につきましては、令和７年１０月から令和１０年３月までの２年半の新たな事業が採択されたところであります。

これまでの協議会は、薩摩川内市、阿久根市及び本町の枠組みでしたが、いちき串木野市を加えた４市町での広域連携となったところであります。

次に、企業立地助成金につきましては、令和４年度において新めっき棟を増設されることに伴い、立地協定を締結しました日本特殊陶業株式会社に対し、５，０００万円の助成をしております。

次に、下段、町ものづくり企業振興会の取組実績でありますが、製造業の状況としましては、人口減少に伴い、従業員の確保に苦慮している状況が見られることから、当振興会の事業として、令和７年度は新たな事業を計画しながら取り組んだところでございます。

まず初めに、早い段階で地元企業を知ってもらう機会を創出するため、宮之城中学校３年生を対象としたものづくり企業講演会を５月に２日間実施しており、ジクヤ精工及び日特スパークテックワークスの２社に御協力を頂きながら、３年生、計１６０人に事業の紹介や仕事のやりがいなどについて講演をしていただいたところであります。

また、１０月には隔年おきに実施しております県外研修を実施しました。

今回は、熊本県宇城市に立地する「希望の里ホンダ株式会社」を視察しました。

同社につきましては、本田技研工業株式会社と熊本県、宇城市の共同出資による第三セクター方式で運営されており、重度身体障害者の雇用拡大と地域社会への貢献を目的に昭和６０年に設

立され、現在に至っております。
従業員は約７０人で、そのうち約４７％が障害者ということでありました。
工場見学では、二輪、四輪、汎用製品部品の製造現場を視察し、聴覚障害者向けの光ランプの設置や自動ドア化、複数の高さを備えた洗面台など、職場環境の改善に向けた具体的な取組が確認されたところであります。
今回の視察を通じまして、障害者が安心して働ける職場環境づくりや、官民が連携した共生社会の推進の重要性を改めて実感することができたところであります。
次に、新規事業としまして、「薩摩中央高校振興対策協議会」、所管が総合政策課ですけれども、この協議会とともに、町内合同企業説明会を開催し、町内企業の魅力や仕事の内容について、薩摩中央高等学校生に直接知ってもらう機会を設け、地元就職を希望する生徒の増加を図るとともに、進学希望の生徒にもＵターン就職を意識させることで、将来的な地域人材の定着につなげ、本町の産業基盤の強化を図るために、町内企業２１社による合同企業説明会を開催したところであります。
開催後のアンケートによりますと、半数以上の生徒が合同企業説明会に参加し、地元企業への興味が強くなったと回答しており、企業からも合同説明会の継続を希望する声が多かったところであり、今年度についても継続する予定としております。
次に、この説明会から実際の現場への見学につなげるために、１月に会員企業見学会を実施しております。
今回から２年生計７２人を対象に見学会を実施しており、協力企業８社を見学していただきました。
参加者アンケートでは、県内就職希望者が多く、将来的には本町で働きたいと考える生徒もいることから、引き続き企業の情報提供に努めることとしております。
なお、令和７年度の薩摩中央高等学校の卒業生は、町内の企業や法人等に６人の就職があり、そのうち、ものづくり企業振興会の会員企業へは２人の方が就職されたところです。
次に、実績調書５ページの上段、「土地開発公社に関する事業」であります。
現在、土地開発公社が保有する完成土地は、倉内工業団地第３工区と東谷住宅団地であります。
倉内工業団地第４工区につきましては、令和６年１１月より造成が開始され、本年３月３１日の完成予定でありましたが、伐採した木などの搬出実績確定や企業側への粉じん等の飛散防止のための対策工法を追加したことなどによりまして、工期を４月３０日まで延長し、第１期工事は完成したところであります。
今後につきましては、排水工の整備など、第２期の工事についても着手を進める予定としております。
完成土地の第３工区につきましては、売却に至っていないことから、建設事業等による臨時的な資材置場等としての貸付けを行うなど、収益的収入の確保に努めたところであります。
東谷住宅団地は１区画を売却し、残りが２区画となっております。
また、今年度に入りまして、令和８年度に入りまして、残りの２区画が全て売却されましたので、これで完売となったところであります。
保有土地としましては、旧シルバー人材センター跡地を含むおしどり団地用地を保有しておりますが、造成に当たっては、旧シルバー人材センターの建屋を解体後に１７区画の宅地造成を行うよう、開発行為では許可を得ているところであります。
東谷住宅団地が完売となったものの、町内における空き家の増加や昨今の物価、資材等の高騰、利率の上昇などを見極めながら、今後の理事会においても検討しているところであります。

このほか、土地開発公社事業の円滑な運営を図るため、長期借入金の利息等に対する補填として、事業補助金３５６万０，２４６円を交付し、保有土地の原価抑制に努めております。

土地開発公社の現状につきましては、早急に経営の健全化に取り組まなければならない、いわゆる公社経営健全化団体には該当せず、健全な数値を維持しているところであります。

次に、下段、「高校と企業と連携したキャリア教育実践活動の推進」についてですが、ものづくり企業振興会企業見学会は先ほどの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

「薩摩國雇用創造協議会」の合同企業説明会には、２月に開催されましたが、４市町の企業７９社、うち町内企業８社が参加したところであります。

次に、実績調書６ページの上段、「就労者等の住環境の向上、移住定住人口の増加及び地域経済の活性化」を目的とした「就労支援社員用住宅建設等促進補助金」については、株式会社鹿児島マテリアルに対し、近くの旧高齢者福祉施設の用地費及び施設購入等に係る補助決定額の５６８万円を交付したところであります。

社員寮は入居が開始されておりますが、直近の調査によりますと、単身用１５戸に対しまして８戸に入居され、入居率が５３．３％となっているところであります。

このほか、本年３月末に、アロン電機株式会社が旧永野小学校の教職員住宅、吉川になりますが、ここの教職員住宅を、株式会社アクシーズが旧薩摩中学校の教職員住宅、戸子田になります。こちらをそれぞれ購入されており、令和８年度において、今後、リフォームなどをされてから、補助金申請をされる予定となっております。

次に、下段、「新規就業者・雇用者支援事業」であります。

これは定住者の増加と企業への雇用を支援することを目的とした事業であり、卒業後または転入後１年以内に企業に雇用され、引き続き２年間就業した者に対して支援するものであります。

個人への交付は、新卒者就労支援奨励金が１２人、転入者就労支援奨励金が５９人であり、町内企業への就職は、新卒者が７社で８人、転入者が１９社で３８人でありました。

次に、実績調書７ページの上段、「かごしまＵＩＪターン移住・就業支援事業」及び、同ページの下段、各種移住定住セミナーにつきましては、鹿児島県や公益社団法人等が主催する移住セミナーに参加して、移住希望者からの相談等に対応したところであります。

令和７年度は、対面方式での相談会に回数で言いますと５回５会場、オンラインによる相談会に２回参加しておりまして、相談者数は合計で４２件、６０人となっております。

令和７年度の相談者のうち、１組２人につきましては、令和８年度に移住予定と伺っておりますが、他の参加者につきましても、交流人口として引き続き情報提供を行っているところであります。

また、この相談対応には、職員のほか、地域おこし協力隊にも参加していただきながら、移住者としての実体験をもとに対応していただいているところであります。

また、今年度からの新規事業としまして、移住者の移住後の集いの場の提供としまして、地域おこし協力隊の田口隊員の企画提案によりまして、「茶いっぺ会」を立ち上げ、令和７年度は９月、１２月、３月の計３回開催して、延べで言いますと４５人の参加があったところであります。

今後におきましても、これらの交流の場を通じて、移住者の移住後のサポートにも努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、実績調書８ページ上段の「移住定住促進事業」につきましては、転入や転居等による人口の増加と定住の促進、また、地域の均衡ある発展と活性化を目的として、補助金を交付しております。

令和７年度の実績としましては、新規の住宅取得件数が３６件で、そのうち１１世帯、２６人が転入であります。

町内転居につきましても、２５世帯８５人であり、転居も転出抑制策から、人口減少対策の一手段と捉えているところであります。

また、最近の動向としましては、物価高や建設資材の高騰等によりまして、空き家等の既存家屋を購入されて、リフォームをされる方も増えつつある状況であります。

次に、下段の「お試し住宅利用制度」につきましては、本町へ来て、本町の様子を見て、本町の生活環境を感じてもらう目的で設置しております移住体験ハウスになりますが、令和７年度については、２０世帯３７人、延べで言いますと２０１泊の利用があったところであります。

このうち、３世帯６人が転入をされたところであります。

次に、実績調書９ページの上段、「佐志ニュータウン団地」につきましては、令和５年度で、当初の販売計画区画５２区画が完売となったところであります。

残る住宅団地は、中津川定住促進団地の２区画になります。

販売促進としまして、区画の概要や補助金制度を掲載したチラシを作成し、県内のハウスメーカー等への宣伝、営業を行ったところであります。

近年、住宅団地の売買契約は、ハウスメーカーによるものが大半でございます。

ほかにも、町内への全戸配布と、近隣市への新聞折り込み等により、販売促進に努めたところであります。

次に、下段、「若者定住促進家賃補助」につきましては、転入の促進と、結婚を機に転出しようとする若者への転出抑制策であり、定住促進を目的として、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成するもので、申請件数が２４件、そのうち転入が２１件、新婚が３件となっております。

また、令和７年度は新築アパートが建設され、家賃補助申請を行う世帯が増えたことから、若者世代の転入者の増加や、転出抑制につながったところであります。

次に、実績調書１０ページ上段の「空き家情報バンク」関係であります。

令和７年度の登録件数は１４件。売買、賃貸等による契約成立は１５件でありました。

空き家情報バンク全体のこれまでの実績としましては、登録が１８５件、契約成立が１２９件であり、登録件数に対しまして、６９．７％の活用率となっております。

また、付随しまして、家財処分の助成事業、上限が１０万円になりますけれども、につきましても８件の申請があり、そのうちの４件で契約につながったところであります。

また、町内で空き家と思われる家屋が、令和４年度末で２，１８０戸と把握しており、この調査結果に基づき、外観からの再調査を行いながら、利活用が可能と思われる空き家については、所有者や相続人等へ空き家情報バンクへの登録をお願いしておりますが、登記関係をはじめ、様々な問題で、実際の登録までつながらない部分も多くあるところであります。

次に、下段、「移住定住対策プロジェクト」につきましては、令和７年度において１回の対策会議を開催したところであります。

これまで人口減少問題の調査及び検討を進めながら、対策会議を開催してまいりましたが、人口減少問題については、当室の補助事業だけではなく、仕事や子育て、教育、インフラ整備など、多方面にわたることから、政策推進会議におきまして、当室を事務局とする移住定住対策プロジェクトチームは廃止をし、令和８年度からは、総合政策課を主管とする人口減少対策を含めた総合的なプロジェクトチームを新たに発足することとなったところであります。

今後につきましても、組織横断的な取組を行いながら、課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、実績調書１１ページ上段の「民間賃貸住宅建設等促進事業」につきましては、令和７年度までの時限的な措置として実施してきたところであります。

令和７年度の実績としましては、新築で６件、リフォームが１件に対する補助金を交付したところであり、所期の目的であります、入居希望者のニーズに合った良質な賃貸住宅の供給によりまして、一定の効果が出ているところであります。

直近調査による入居状況及び転入状況は、資料のほうに記載のとおりでございます。

次は、決算書のほうで御説明させてください。

決算書の５５ページ下段を御覧いただきたいと思います。５５ページ下段から５６ページ上段までかかってまいります。そちらを御覧いただきたいと思います。

７款１項７目の温泉管理費であります。これは佐志ニュータウンの温泉に関連する費用であります。

需用費は、泉源ポンプの電気料。役務費は、レジオネラ菌等の水質検査の手数料。委託料は、隔年おきに実施しております配湯用貯湯タンクの清掃業務委託。備品購入費は、温泉メーター器１台分の故障時交換用の予算になりますが、執行はありませんでした。

最後に、補償、補填及び賠償金につきましては、昨年１２月に団地内に供給する温泉ポンプが故障したため、団地内の温泉利用者に対しまして、近隣の温泉施設を利用できるように、温泉チケットを作成し、料金の補償を行ったところであります。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

歳入につきましては、サイドブックスのＢ－２、「歳入決算額説明資料」産業・定住支援室にまとめてございますので、この資料で説明させていただきます。

なお、決算書は１８ページからになります。

まず初めに、１４款１項５目１節、商工使用料につきましては、中津川、求名の定住促進住宅団地内の九州電力柱、ＮＴＴ柱敷地使用料と、同団地の貸付料になります。

定住促進住宅団地の貸付けは、年度末で中津川団地が残り３区画、求名団地が残り４区画となっているところであります。

次に、１４款１項５目２節、温泉使用料は、佐志ニュータウン５区画分の温泉使用料になります。

次に、１４款２項５目１節、温泉手数料は、佐志ニュータウンの温泉使用料に係る過年度分督促手数料になります。

次に、１４款２項５目２節、督促手数料は、中津川定住促進住宅団地貸付料に係る現年度及び過年度分の督促手数料になります。

次に、１６款２項５目１節、移住定住促進費補助金は、東京圏からさつま町に移住された方で、県のマッチングサイトに登録されている企業等に一定の要件を満たして就業された場合に、単身者で６０万円、世帯の場合で１００万円が助成される制度であります。今回は対象者がありませんでした。

次に、１７款１項１目１節、土地建物貸付収入は、移住体験ハウスの貸付料であります。

次に、２１款１項１目１節、延滞金は、先ほどの中津川定住促進団地貸付料に係る延滞金であります。

次に、２１款５項３目１節、雑入は、若者定住促進家賃補助に係る過年度分返還金及び薩摩國雇用創造協議会負担金に係る返還金でございます。

最後に、財産に関する調書の関係分について御説明をいたします。

恐れ入ります、決算書の１２３ページになります。
出資による権利の区分欄の上から５行目になります。
さつま町土地開発公社につきましては、年度内の異動はございませんでした。
以上で、歳入に係る説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○橋之口　富雄委員長

質疑は、ありませんか。

○岸良　光廣委員

佐志ニュータウンで、温泉管理費で、今年７７万８，０００円出ているんだけど、ここはポンプが故障したとかなんだけど、ただ、通年、そのポンプがなければ、通年のこういう温泉施設に関わる経費はどのぐらいですか。

○太田　竜也産業・定住支援室長

通年であれば、先ほど申し上げました隔年おきに温泉タンクの清掃を実施しております。
通常であれば、この補償、補填及び賠償金の金額は、通常の予算組みのときにはなかったということになります。
それ以外の部分は、通常の予算ということで管理しております。

○岸良　光廣委員

ということは毎年、例えば３０万円、４０万円かかるでしょう。

○太田　竜也産業・定住支援室長

そのとおりでございます。

○中村　慎一委員

移住定住で一生懸命いろんな対策を講じながら、実績をつくって、これでいるというふうに理解はいたしますが、最近、鹿児島県内でも南大隅のほうなんかクローズアップされたりしているんですけれども、隣県じゃ都城市とかあるんですが、もうちょっとそういったふうに増えていかないのかなと、いつも思っているんですけれども。
いろんな賃貸住宅なんかも、家もたくさんつくっていらっしゃって、外から入って見えているんだけど、もうちょっと伸びないという、伸び悩みの問題もあるんですが、それについて何か方法、課題というか、こういったところをしていけばといったような、そういったのは見えてきていないものなんですかね。

○太田　竜也産業・定住支援室長

転入者、または移住者に係ります補助金は、ソフト的なところをうちのほうで支援をしながら、対策を図っているところなんですけれども、委員御指摘のとおり、なかなか転入者増には思うようにつながってこないというところが現状であります。
それを勘案しながら、この補助金をまた見直しを適宜しながら、令和７年度、時限事業でありましたこの移住定住補助金につきましても、転入者に対する基本的な額を大幅に上げたりとか、子育てにかかる加算金を、もともと１０万円であったものを３０万円の３倍に上げて、今回、令和８年度から新たに３年間スタートをしているところでございます。
今年度におきましても、この家賃補助でありますとか、就労支援奨励金でありますとか、ここは令和８年度までの時限事業となっているところでございまして、今まさにどうやったら転入者を増やすことができるかというところも含めまして、今、内部で協議を進めながら、政策推進を今後図っていくということで考えているところであります。

○中村　慎一委員

それぞれの自治体の、何かふるさと納税じゃないんだけど、ちらつかせて、「うちへどうぞ」

という、そういう競争になってきてますよね。ちょっと、さみしい限りなんだけれども。

やはりさつま町内の、例えば教育事業であったり、田舎のこういった景観事業であったり、そういう自然環境であったり、そういったものもちょっと売りにできないかなあと思ったりもします。

できれば、そういったところまで含めて、お金の補助金の関係とか、支援金の関係とか、そういったものも含めて、ＰＲ、情報発信というのを力を入れていったほうがいいような気がしますよね。

それともう一つは、職員の皆さんがされているのはいいと思うんだけど、やはりそういう移住定住のコーディネートをするような専門職員ですか。そういった何かをやっておったらどうかなあと思ったりもするんですが、令和８年度に向けた対策の中で、各自治体いろんな取組をされているんだろうけれども、そういう専門職員というか、嘱託職員みたいな、そういった方々にお願いしてやったほうが、もうちょっと効果が上がるような気がするんですけど、そういう何か、どんな状況があるのか。

〇太田　竜也産業・定住支援室長

まさに委員のほうから御指摘があったとおり、いろんな手だてを含めながら、地域おこし協力隊につきましても、相談会のほうに一緒に来ていただいて、移住者の実体験をもとに話をしていただいたりとか、また、今年度の新たな取組としましては、こども課に協力をもらって、こども課の職員にも一緒に相談会に参加していただいて、子育ての関係について、実際、移住者の相談対応をしてもらおうということで、近々、出張で一緒に行ってもらうように取組を進めているところでございます。

また、なかなかこの補助金だけでは、移住者もなかなか来られないこともやっぱりあるものですから、仕事の関係でありますとか、子育ての関係、教育の関係、また、インフラの関係も含めてですけれども、いろんなものが混じり合って、最終的にうちのほうに決めていただくというようなことを考えております。

本町の特色である自然豊かなまちということで、実際に動画を作成しながら、相談会の場合は、実際に目で見ていただきながら、そういった取組も今しているところでございます。

新たなる取組としましては、先ほどありましたこども課とも連携を図りながら、またやっていきたいということで考えております。

〇橋之口　富雄委員長

私も一つ質問。

空き家情報バンクの事業について、登録数は２，５８０件ですか。これをもうちょっと力を入れて、そして進んでもらえないでしょうか。

〇太田　竜也産業・定住支援室長

先ほども申し上げました、令和４年度の時点で２，１８０件ということでやっていますけれども、なかなか使える、登録していただけるまでに、いろんな弊害といいますか、そういうところもございまして、先ほど言いました登記の関係でありますとか、また、中の家財の処分の関係であるとか、いろんなところで仏壇があったりとか、実際、賃貸だったり、売却なりというところまで、なかなか進まない状況が多々あるところでございます。

いろんなこの課題をまた内部のほうでも検討しながら進めているんですけれども、なるべくこの登録の促進に向けて、今回、岸良委員からのほうから一般質問でもありましたけれども、そういったところに向けて、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

〇橋之口　富雄委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。
しばらく休憩します。

午後４時４０分　休憩
午後４時４１分　再開

△散会

○橋之口　富雄委員長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
明日、９月１１日は、午前９時３０分から会議を開き、引き続き審査を行います。
本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後４時４１分　散会

文教経済常任委員会　委員会記録（決算議案）

（第３日）

○開議期日　　令和８年９月１１日　　午前９時３０分

○会議の場所　　第２委員会室

○当日の委員の出欠は次のとおり

出席委員（７名）

橋之口　富雄	委員長	古田　昌也	副委員長
岸　良光	委員	上別府　ユキ	委員
竪山　秀樹	委員	徳留　和樹	委員
中村　慎一	委員		

欠席委員（なし）

○本委員会に出席した議会事務局の職員は次のとおり

神園　大士	事務局長補佐兼議事係長

○本委員会に出席した説明員は次のとおり

上野　俊市	町長	角　茂樹	副町長
山口　良浩	農林課長兼担い手支援室長	上谷川　征和	森づくり推進監
今村　譲	畜産振興監	太田　竜也	産業・定住支援室長
垣内　浩隆	建設課長	古屋　秀史	土木技監
上原　光志	水道課長	松山　明浩	農業委員会事務局長
藤園　育美	教育総務課長	井手口　勉	学校教育課長
串下　哲也	学校給食センター所長	中村　英美	社会教育課長
白石　慎司	商工観光係長		

○本委員会の事件は次のとおり

「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について（関係分）」

「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」

「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

△開 会　午前９時３０分

○橋之口　富雄委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、文教経済常任委員会を再開します。

昨日に引き続き、決算関係議案の審査を行います。

本委員会に付託されました、議案第７３号「令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、議案第７４号「令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び議案第７６号「令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、以上の議案

３件を一括して議題といたします。
それでは、前回の審査を継続いたします。

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（農業委員会事務局関係）

○橋之口　富雄委員長
まず、農業委員会事務局の関係分についてであります。
一般会計の関係分について、歳出、歳入の順に説明を求めます。

○松山　明浩農業委員会事務局長
おはようございます。
それでは、農業委員会の関係分について御説明いたします。
決算書の歳出は４９ページ、成果説明書は６４ページから６５ページ、総合振興計画実績調書は１５９ページから１６０ページです。
また、監査委員による決算審査意見書は１７ページから１８ページ、歳入につきましては、歳入決算額説明資料になります。
それでは、審査要領に基づきまして、サイドブックス上の資料で説明させていただきます。
審査用成果説明書・実績調書ファイル中の１７番、農業委員会をお開きください。
まず、４－３の上段の農委１を御覧ください。
農業委員会事務費についてです。
農業委員会は、平成２７年の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員１０人、農地利用最適化推進委員２５人、合計３５人で構成されております。
現在の委員の任期は、令和８年８月１日から令和１１年７月３１日までの３年間で、農業委員会では、毎月１回総会を開催し、農地法第３条、第４条、第５条に基づく許可申請と非農地証明願い、また、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農用地集積等促進計画案に対しまして、審査処理を行っております。
４－３の上段、農委１、農業委員会事務費の中ほどに、令和７年度の取扱い状況をまとめておりますが、農地法関連は１００件で、１９万0，６９８平方メートル。農地中間管理事業の推進に関する法律の関連は、７１０件で１６１万0，５２０平方メートルでありました。
なお、処理状況及び審議状況の詳細は、４－１の上段及び中段の表にまとめておりますので、御確認ください。
また、４－２の上段には、遊休農地調査の結果をまとめておりますので、併せて御確認ください。
なお、総会審議結果等に基づき、農政推進の基礎資料として活用されております農家台帳の整備、随時更新を行ってきております。
また、農作業受委託のスムーズな締結に資するため、農作業料金設定に関する協議に参加し、決定された作業料金を一覧表にまとめまして、全戸配布いたしております。
次に、４－３の下段、農委２の農業者年金事務についてです。
農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定を図るもので、加入推進は農業委員会活動の重要項目であります。
令和７年度の新規加入者は、目標２人に対し５人の加入がありました。年度末での被保険者数は５５人、受給者は２５８人であります。

次に、４－４の上段、農委３の農地利用最適化交付金事業についてです。

農業委員会の必須業務であります農地利用の最適化の推進活動や、推進活動に応じて交付金４２５万３，０００円が交付されましたので、委員の活動実績、日数に応じまして、報酬４０８万1，０００円を支払い、また、１７万2，０００円は事務費に充当いたしました。

なお、令和７年度の活動日数は延べ3，８６７日、１人平均月９．２日であり、農地中間管理事業に係るマッチング作業、打合せ、推進活動などによる担い手農家への農地集積の実績は８６５ヘクタールでした。

タブレット端末につきましては、令和４年度に１２台導入させていただいておりますが、現地調査等における農地位置確認、農地転用申請等に係る書類等審査に活用しております。

今後も鹿児島県農業会議主催による操作等に関する研修を受講し、職員が機能や操作方法を学びまして、各委員をサポートしながら、活用の範囲を広げていきたいと考えているところです。

続きまして、農業委員会の関係分の歳入につきまして御説明いたします。

サイドブックス上の審査用、歳入決算額説明資料ファイル中の文教経済付託ファイル中のＢ－１３、農業委員会をお開きください。

まず、１６款２項４目１節の農業委員会費補助金についてです。

調定額８１９万2，０００円に対しまして、収入済額８１９万2，０００円で、収入未済はありません。

次に、２１款５項３目１節の雑入についてです。

調定額７２万8，５００円に対しまして、収入済額７２万8，５００円で、収入未済はありません。

以上で、農業委員会関係分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○橋之口　富雄委員長

質疑は、ありませんか。

○中村　慎一委員

農地法の関係の権利移動なんですけれども、前は農地の転用の関係の申請等についてですけれども、ここに１２件処理したと出ております。

これは従来、農業振興地域整備計画との連携ということでされてきていると思うんですが、例えば時吉とか佐志、それから幹線道路沿いの農用地の地域等で、大規模な開発等による除外申請とか、いろんな形での取扱いがあると思います。

これなんかで最近、課題になっているような問題点というか、制度自体が変わって、農業委員の人たちと、それから最適化推進委員と、２種類の人たちが活動していただいているんだけど、その中で、取扱いが難しいような案件等について、そういった事案があるかなと思うんですが、これはどうですか。

○松山　明浩農業委員会事務局長

今、例えば農振農用地とか、優良農地の転用についてのお尋ねだと思います。

おっしゃるとおり、例でいきますと、時吉の国道沿いのところとかは、ほ場整備済みのところでありまして、優良農地と言われるところではあります。

以前は、農振農用地ということで、除外をしないと次の農地転用には進みませんので、大分ネックになっていたんですけど、数年前、町の当時の企画財政課の主導で、町全体の土地利用計画構想を作成されました。

そのときに、そこのゾーンにつきましては、農地としての利用ではなくて、別の利用が望ましいのではないかということで、農振除外をしてあったようでございます。

農振除外しなくても、転用の申請ができるという状況にはなっておりました。

ただ、ほ場整備で税金が投入された土地ではありますので、第１種農地といいまして、転用にかなり制限がある土地でございますが、転用の不許可の例外というものがありまして、その不許可の例外の条件をクリアすれば、転用ができるというところでございます。

その条件を、申請をしたいという方に示しながら、調整をした経緯はございました。

○中村　慎一委員

昔のほ場整備事業の後ということで、土地改良区の賦課金とか、そういったものなんかもあったりして、一括返納とか、そういう手続が出てくるんだろうと思うんですが、その事業経過後も１０年たっていますけど、４０年、５０年、６０年経っているんじゃないですかね。

ですから、そこのところでの農政局の関与とか、ひょっとしたら大規模な開発についてあると思うんですが、やはりそういったものについては、国の中から県の農地関係の担当課は、非常にやじょろしいですよね。国よりもちょっとうるさいなあ、というふうな感じがするんですけれども、そこらについて、昔はやはり変わらない、そういう手続、許認可というのが必要になってくるということになっているんですかね。どうなんですか。

○松山　明浩農業委員会事務局長

ほ場整備地区に対する制限についてのお尋ねだと思うんですけど。

ほ場整備事業が終わりまして、確か８年だったと思うんですけど、８年間は、転用が制限されるというのは伺ったことがありまして、先ほど中村委員からありましたところは、もう８年と言わず、相当、終わってから経ちますので、そういった制限はもうなくなっているところではあります。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、農振農用地は農振除外しないといけない。除外した後は、第１種農地で、その第１種農地で転用ができる条件をクリアできないと、転用はできないということでございます。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前９時４２分　休憩

午前９時４５分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（教育総務課関係）

○橋之口　富雄委員長

次に、教育総務課の関係分についてであります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○藤園　育美教育総務課長

教育委員会教育総務課です。よろしくお願いいたします。

歳出決算書につきましては、６２ページ、１０款１項１目教育委員会費から６５ページ、４項幼稚園費までです。

歳入歳出決算意見書につきましては、２０ページから２１ページ、また、奨学資金貸付金と学校教育施設整備基金につきましては３３ページに記載されております。

それでは、審査用資料の３１番になっております教育総務課、学校教育課で説明させていただきます。

初めに、１の教育行政の推進について、教育行政の基本的な部分について御説明いたします。

教育委員会では、「さつま町教育大綱」の基本理念である「さつまの挑戦　未来を拓く　ひとづくり」を推進するため、各施策を推進し、子どもたちの学力向上と未来を開く子どもたちのよりよい教育環境の充実に努めてまいりました。

それでは、令和７年度の取組について御説明いたしますので、資料４ページをお願いいたします。

上段からです。

１０款１項２目、教育委員会事務局費、実施目的は学校教育の充実であります。

具体的な取組実績につきましては、そちらにありますように、就学時健診や教育委員の自己点検、事務事業評価を実施し、外部委員による教育行政評価委員会の開催、学校の通学路に係る通学路安全推進会議等を開催しました。

また、中学生の乗車率の高い民間バスについては、密集緩和のための臨時便の運行を継続しております。

さつま町奨学資金貸付は、令和７年度は継続が８人、新規２人、合計１０人でした。

そして、「さつま町奨学資金返還支援補助金交付要綱」に基づき、４人の方に６７万５，０００円の補助金を交付しております。

また、令和６年度に引き続き「学校教育の在り方検討委員会」を４回開催し、令和８年２月に答申を頂いたところです。

頂いた答申の実施については、再度教育委員会内で具体策等を協議し、実施しているところです。

続きまして、下段、１０款２項１目、小学校再編準備事業費です。

先ほど説明いたしました「学校教育の在り方検討委員会」で、第三次再編の必要性についても協議を持ちました。

答申では、基本的な考え方の一つとして、小規模校のよさを生かし、地域と協力して学校運営するということを示されました。

ただし、小規模校のよさが生かされなくなったという声が保護者や地域から高まった場合、改めて対応を検討する体制を整えるべきだとされています。

教育委員会では、現状を固定的に維持するのではなく、状況が変わったときには柔軟に見直しを行う体制を整え、保護者や地域と協力し、子どもたちにとって最適な教育環境を整えてまいります。

続きまして、５ページ上段、１０款２項１目、小学校共通管理費、下段、中学校共通管理費です。２つ一緒に説明をさせていただきます。

いずれも実施目的は、学力の向上、学校備品等の整備充実であります。

小学校及び中学校の教育振興に係る共通管理費でありますが、主なものは、教材用の学力検査等に用いる消耗品や教材備品及び児童生徒の図書の購入費になります。

児童生徒の教育学習活動に不可欠な管理的経費、備品の中の吹奏楽の楽器につきましては、やはり高額なものですので、年次計画で購入しているところです。

続きまして、６ページ上段、１０款２項１目、小学校共通管理費、下段、中学校管理費です。こちらも小・中学校併せて説明をさせていただきます。

いずれも実施目的は、学校運営、施設管理及び時代に即した学校運営の支援であります。

児童生徒、教職員の健康管理をはじめ、会計年度任用職員の任用、施設の維持管理、修繕になります。
県費教職員のストレスチェックを実施しております。
施設の維持管理につきましては、導入後年数の経過した空調設備を年次的に更新していくため、調査を行いました。
次に、小学校については、３校計５路線において、登校１便、下校２便のスクールバスを運行しております。
中学校につきましては、通学優先バスの運行管理や、地域公共交通対策事業として、路線バスやコミュニティバス利用者への定期券の交付、自転車等による通学費補助を行ったところです。
また、タイヨー跡のバス発着場には、暑さ、雨対策の待合場所としてテントを２張り通年設置しております。
部活動の各種大会出場については、１０件、１３８万９，０４７円の補助を行いました。
この補助金の課題として、実績報告が、領収書の添付等煩雑な部分が多く、年度末の大会については、４月末頃に提出がなされることも多かったため、内容の見直しを行い、令和８年度より請求書類を簡素化しました。
また、学校トイレの環境改善は、令和７年度は盈進小学校の１棟と佐志小学校の整備を実施しました。令和９年度まで年次的に実施してまいります。
令和８年４月の授業用タブレット更新と、学びの多様化学校、宮之城中学校分教室の開級に向け、施設の整備も行っております。
授業用タブレットは、教職員の意見もお伺いし、ｉＰａｄを導入しました。
分教室開級に向けては、学校という場所に苦手意識のある生徒もいるとの助言により、机やパーテーションを選定したところです。
使用する備品については、閉校施設の備品等を活用しました。
続きまして、１０款１項３目、教職員住宅管理費です。実施目的は、教職員の住環境整備になります。
すみません、説明に入ります前に資料の修正をお願いしてよろしいでしょうか。
年度末入居数が、教職員１９戸のままですが、こちらのほうが、一般は１５戸、空きが２３戸と修正をお願いしてよろしいでしょうか。
現在、教職員住宅は、令和７年度は５９戸の住宅管理を行っておりまして、令和７年度末３４戸入居中です。
令和７年度に２戸の住宅を譲渡しましたので、現在は５７戸となっております。
修繕は、雨天時に隣家との境界部分の外構より道路への泥の流出があった、盈進小学校校長住宅の外構工事を行っております。
また、入居中の教職員住宅は、教職員の異動時に、和室のフローリング化を計画的に実施し、今後の管理費削減につなげているところです。
教職員住宅につきましては、４月の全員協議会で報告させていただきましたとおり、今後、入居可能な教職員住宅のみ保有することとしております。
令和７年度中に未入居住宅の調査を行い、取壊しが必要な住宅もありましたので、今後は解体について、建設課と協議を進めてまいりたいと考えております。
続きまして、歳入です。
歳入につきましては、配付してあります「令和７年度歳入決算額説明資料」で説明をさせてください。

１４款１項８目１節、小学校使用料と２節、中学校使用料は、小中学校施設の使用料です。
続きまして、１５款２項５目１節の小学校費補助金、２節の中学校費補助金です。
公立学校情報機器活用支援体制整備費は、小中学校の校内通信ネットワーク環境の改善を目的に設置したアクセス管理装置の整備に対し、こちらのほうを導入したことで、現在、アクセスに関するトラブルが減少したところです。
中学校の教育支援体制整備事業費補助は、宮之城中学校山崎分教室、開級時の備品購入費等の補助です。
続きまして、１６款３項１目３節の統計調査費、学校基本調査の交付金です。
１７款１項１目１節の土地建物貸付収入は、教職員住宅の使用料等、旧鶴田小学校を現場事務所として使用された際の使用料、２目利子及び配当金は、奨学資金貸付基金利子と学校教育施設整備基金利子です。基金の預金利子です。
１７款２項１目１節、不動産売払収入は、求名教職員住宅１号と永野小学校校長住宅の売払収入となっております。
２１款３目１節の雑入につきましては、それぞれ資料の右側、内訳欄に記載のとおりですので、確認をお願いいたします。
続きまして、別冊の歳入歳出決算書を御覧いただいてよろしいでしょうか。
歳入歳出決算書の最終ページ、１４９ページになります。
３の債権についてです。
普通奨学資金貸付金の前年度末現在高が３，１８４万２，０００円で、年度中の増減高が３９８万９，５００円の減で、決算年度末現在高は２，７８５万２，５００円となっております。
続きまして、４の基金です。
４段目、奨学資金貸付基金の前年度末現在高が３，２１１万５，８７９円。年度中増減高は４０７万２，３２５円の増、決算年度末現在高は３，６１８万８，２０４円となっております。
なお、運用状況につきましては、右側の基金の運用状況で御確認ください。
一番下の段になります。学校教育施設整備基金です。
前年度末残高が７０万８，４２７円。令和７年度中増減高は４０万６，２６１円の増。決算年度末残高は１１１万４，６８８円となっております。
以上で、教育総務課関係分の説明を終わらせていただきます。

○古田　昌也委員

おはようございます。お疲れさまでございます。
４ページ下段のほうを見ていただいてよろしいでしょうか。小学校再編の準備事業費のところですね。
先ほど課長の御説明にもありましたが、小規模校のよさを生かせなくなったとの声が保護者や地域から高まった場合には、改めて対応を検討する体制を整えると。
先ほど説明のところで、柔軟な対応を考えているということでしたけど、先輩議員とかの一般質問でも、もう子どもが少なくなって人口減という形でも質問があるように、もう目の前にそういうことが現実にも起きるわけじゃないですか。
もう小規模校がどんどんどんどん、そのよさが生かせなくなったというときの具体的な考え方とか、そういうのはどう考えているのかが１点。
それと、６ページ上段の共通なんですけど、そうなってくると、もう早々とスクールバスの運行は小学校管理費のところで、５番の具体的な取組、スクールバスの運行というところも、バスの小型化、その他もろもろ路線の変更など、すごく考えないといけないと思うんですけど、そこ

ら辺というのはつながっていると思うんだけど、そこはどう考えているのか、ちょっと聞かせてください。

○藤園　育美教育総務課長

まず、小規模校のよさというのは、これは私たちの考えではなく、検討委員会の委員の皆様から出た意見です。

検討委員の中には、ＰＴＡの代表の方、学校長、各地域の代表の方というところに、町内くまなく出ていただいているんですが、その中で出た意見が、きめ細かい指導ができる、これは人数の問題だと私たちは捉えているところです。

やはり、出た意見としては、一人一人の理解度や個性を把握しやすい。それと、学校からは、目が配れるので、うちは不登校の子どもは１人もいません、という意見も出ました。

また、発表や活躍の機会が多い。こちらのほうも、いろいろなお話をさせていかれる中で、やはり授業や行事で一人一人が発言したり、役割を担う機会が多く、このことは自主性を育み、自己肯定感を高めることにもつながりますということ。

あと、小規模校で言われたのが何個か言われたんですが、小規模校ならではのよさを生かして、一人一人が主役になれる指導をしておりますということも、お話をされました。

また、これは地域の方からの御意見ですが、地域とのつながりが深く、地域全体で見守りながら子どもたちは成長できますという御意見。

それと、学校が地域の核となり、地域も活性化していますよという意見。こういうところが小規模のよさとして出されたところです。

古田委員のほうからありました、どんどん少なくなってますよね、そういうところをどう考えてますかというところなんですが、そちらにつきましては、やはり人数というところが少なくなっても、それなりにデメリットはあるというところに、私たちは認識はしているところです。

そちらが、やはり複式学級というところが、これはすみません、学校教育課の関係なんですが、私たちは機材をそろえておりますので、聞いたところですが、やはり複式学級は１人の先生が２つの学年に授業をする。

そうなると必然的に自習をする時間が長くなる。この自習時間の使い方がやはり核になってくるというところでした。

この自習時間の使い方というのも、タブレットを導入したことで、タブレットの中にいろいろなドリルが入っておりますので、そのドリルをしたりとか、あるいは授業に使う動画をここで見たりとかいうところもできるので、多少はこういう通信機器の設置で解消されているところもあるのではということでした。

また、やはり人数が少ないというところの中で、人間関係の固定化ですね。やはり友人が数年間であり、クラスが変わりませんから、６年間同じメンバー。

その中で何かトラブルが起こったときに窮屈に感じることもあるけれども、そこの中で、他校との合同事業とか、いつものメンバーと、また他校との合同事業とか、タブレットでなく、ほかの学校と一緒につながったりすることで、いつものメンバー以外と触れ合う機会を意識的につくっておりますと。

ですから、合同授業をしたり、今年度から始めました水泳の合同事業というのも一環にはなっているかと考えております。

まずは、そういうことが複式学級のデメリットというところで考えられるけど、多少、全部ということはないんですが、改善されつつあるというところです。

ただし、やはりこのデメリットを解消するというところの小規模校に関しても、その会の中で

も出ました。１人でも２人でもというところではないよね、というところの意見も出ました。
ただし、やはりその中で、地域の声を聞いてほしい。地域、保護者の意見を尊重してほしいというところが出たところです。
最後、やはり固定的な考えではなくというところが、教育委員会では、現状、今も再編をしませんよというところを、固定的に維持するのではなく、状況が変わったときには柔軟な体制をとっていくという考えはあるところです。

○古田　昌也委員

根本的に、そういった形で体制を整えていただくのはありがたいんですけど、やはり教育委員会としては、そういった統合ということもあると入れておかないと、柔軟な対応はできないと僕は思っているんですね。
地域の方の声を聞くのはすごく大切ですけど、実際に生まれた親が小学校に行かせるわけですから、そこの声も重要だと思うんですね。
今行っていないところも、今、ＰＴＡの関係、地域の方々の意見聴取で、そうやって委員会になっていますけど、実際に５年後、小学校１年生になる親の意見というのも不安もあると思うので、そういったところもちょっと聴取しながら、対応していただきたいなと思いますので、ぜひともそこはよろしくお願いいたします。

○藤園　育美教育総務課長

すみません。もう１点、通学バスにつきましては、今、古田委員がおっしゃいました少人数になれば小型化、あるいはルートを１つにするというところを、実は今年度予算に関しても考えたところだったんですが、運行会社と協議したときに、小型化するとかえって高くなるというところ、あと、小型化したときに、あと１人、もし人数が増えると小型化したバスに乗れないというような状況もあったものですから、今年度は見送ったところです。
この状況につきましては、バス会社とは随時連携を取っておりますので、今後も協議を進めてまいりたいと考えております。

○岸良　光廣委員

今のバスのことだけど、実際運行されているところと私もお話ししました。
言われるのが、中古であっても、バスを購入すると最低限５年以上の償却がいるんですよ。例えば中古バスを１８０万円、２００万円で買っても、それをすぐ言われるとどうにもならないと。
だから、事前に、もう例えば３年後、４年後にはこうしますよという方向性があればできますと。
同時に、宮之城のほうでは、既にもう１５人乗りの小型バスの導入は１台されているんです。
そのほかの４０人、４５人乗りのバスに、私も何回も孫の迎えで見ているんだけど、帰るときに子どもが２人とか３人しか乗っていない。朝出てくるときは違うと思うんだけど。
そこについては、運行会社のほうに、行政側のほうから、もう正直言って、来年、再来年、それも子どもの数が決まっているわけだから、それを自分がこの前の一般質問、それは全部資料を出してみたら向こうがびっくりしたわけ。
だから、行政側の考え方というのは、正直言って甘過ぎる。
運行会社のほうにもちゃんと示して、例えば５年後にはこういうふうにしたほうがいいんじゃないですかというような、そういう情報もやらんと、今のままでは大変なことになるんじゃないかなと私は思います。
あともう１点、教職員住宅なんだけど、もうこんなに２０何戸も空いていて、これずっと維持するのというのがあるんです。

というのが、私もずっと小学校、中学校の先生を見ていますが、国分からさつま町の小中学校までかけてくる先生も結構いるんだよね。薩摩川内市からでも先生は片道１時間であれば、別にこっちに引っ越ししてこなくてもいいと。

だから、実際は２２戸空いているんだけど、これ２２戸をいつまで維持するんですかと。

ある程度、今の状況を見て、今、空きになっているところ、例えばもう半分は一般住宅のほうに移して処分するなり、そういう計画を立てないと、ただずっと空き家で維持して修理だけしていく中でも、無駄になってくると思う。それについてどうですか。

○藤園　育美教育総務課長

今、御意見がありました教職員住宅ですが、私どものほうも空いている住宅については、同じような考えでしているところですが、今年度、２２件のうちの２件は、既に譲渡希望がございまして、今、そちらに向けて準備をしているところです。

あとの件数の中で、昨年確認しましたところ、やはり６件は、もう修理が難しいというところ、修理するためには、抜本的な修繕をしないといけないというところがございましたので、そちらについては、取壊しというところで考えております。

また、町の財産も売るとなりますと、なかなか評価というところに時間がかかるものですから、今、私どものほうに問合せが来るのが、外国人の方の住居、社宅として使いたいというところが、問合せがございますので、そちらのほうに、さつまＰＲ課のほうで各町内の企業を回られるときに、そういうところもＰＲをしていただき、できるだけ譲渡できたらいいというところで考えています。

バスにつきましては、ただいま頂きました御意見、もっともだと思っております。

そちらのほうは、私どもも５年後というところを示したいんですけれども、もしかして増えるのではないかという希望を持ちながらしていたものですから、ちょっともう１回現実を精査して、課内で協議をさせていただきます。ありがとうございます。

○岸良　光廣委員

そういうバスについて、本当にもう１回言うとくけど、今、受けている人たちも、ものすごく不安に思っている。

だから、初めてこの前、一般質問で示したら、子どもがこれだけしか生まれてませんよと、みんなもうびっくりした。あと５年後、６年後には、もう今の半分だろう。

だから、そこについて、正直言って、中型バスを入れているんだけど、１回購入すると、本当に我々もそうなんだけど、５年で償却、会社で償却していくから、前もってやはりその情報を与えてやらんと、償却する前に終わる前に変えてくださいと言われても、会社としてものすごく負担が多い。

その事前の情報というのは、前もってどんどん出してあげないと、業者も大変なことになっているから。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時１１分　休憩

午前１０時２２分　再開

△一括質疑

○橋之口　富雄委員長

ただ今まで審査を中止しておきました、「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、以上、議案３件について、一括してほかに質疑はありませんか。

○中村　慎一委員

１件だけ。

教育委員会の社会教育課の中で、審査の中で、文化センターの今後の取扱いをどうするかという説明を受けました。

今の施設は一応もう廃止にするんだと、まずは解体して、あそこのほうも含めて、あったところはもうきれいに更地にするという計画で進められるというふうに理解をしたんですが、それでいいのか。

その後、文化行政のほうをどういうふうに今後進めていくか。

今のところ、いろんなイベントとか、活動そのものが、農村環境改善センターとか、それから鶴田中央公民館が中心になってるというふうに思うんですが、なかなか地域的偏在をしたりしていたりして、集客力というわけではないんですが、活動の拠点として、ちょっと懸念される部分があるんじゃないか。

これらについて、この項目について、担当課のほうはどういうふうな整理をされているのか、そこのところをちょっとお聞きしたい。

○中村　英美社会教育課長

文化センターの今後の形でございますけれども、先般も申し上げましたとおり、今の段階では、解体をするというところを、計画的な中で、解体計画を策定したら解体していくというところは、全庁的な中で協議しております。

ただし、その跡地活用については、まだ今のところでは決まってないということで、理解をしているところでございます。

それから、今後の文化事業の関係でございますけれども、現在、農村環境改善センターと鶴田中央公民館のほうがあるわけですけれども、こちらで収容できる人数の中で、いろいろイベントを打っていきたいという考え方を持っているところでございます。

また、場所がということも今言われましたけれども、今後の、今、パチパチ跡地等を含めた計画、こういったものの中で、どういうふうにするかというところも協議がされていくと思いますので、今の段階では、うちとしては、農村環境改善センターと鶴田中央公民館、ここを活用した中で文化事業というのは進めていきたいということで考えているところでございます。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

○古田　昌也委員

一括の質問ではないんですけど、一括で皆さん担当の方がおられますので、お願いというかですね。

これまで決算特別委員会を単年度、単年度でやっていますが、先ほどの子どもたちの件ですね、通学路も全てそうですけど、やはり多種多様なことを長期的に、一般質問などでも出ていますので、ちょっと長期的に厳しい考え方で、いろんなことを精査していただきたいなとは思います。

今回、単年度ではなくて、５年後、１０年後、本当に子どもたちの数やスクールバス、学校の

教育、その他、在り方とか、すごく難しい給食センターも質を落とさないであったりとか、そういった総合的に、本当に横やりではないんですけど、みんなとそんなことを考えながら、そういった議事録ではないですけど、ちゃんと伝えていくような形を取っていただきたいなと思いますので、そこをちょっと強く要請はしておきます。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時２７分　休憩

午前１１時１２分　再開

△町長に対する総括質疑

○橋之口　富雄委員長

再開します。

本委員会に付託されました、「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、以上、議案３件について、町長に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古田　昌也委員

お疲れさまでございます。

それでは、総括的に町長の御意見というか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

給食費の負担についてであります。

令和７年度のほうは、負担のほうですね、形式的に頂いて、委員会のほうでもいろいろと話をさせていただいたんですが、御負担をいただいて、給食の質の向上、若しくは安定を目指すべきだという意見もあるんですが、そこら辺、町長は政治的な判断としてどう考えるのか、お聞かせください。

○上野　俊市町長

給食費の関係等につきましては、令和８年度から小学校は実質ゼロということで無償化にしてますし、中学校の場合は２，０００円頂いておりますけれども、令和７年度については、いずれにしても、多くの一部負担をしていただいたところでございます。

その中で、委員がおっしゃいますこの給食費の質の向上というのは、私自身、どのように捉えていいのか分からない部分がございますので、もう少しそこを詳しく説明いただければありがたいと思ってます。

○古田　昌也委員

昨今、いろんなところで、給食費がどうだこうだと、ＳＮＳやテレビの報道その他もろもろあるんですけど、向上という言葉を使ったのは、安定的な給食、ちゃんと行政としてのカロリー計算など、今までやっていただいているところを、やはりキープするべきであって、おいしい給食、安全・安心な給食を目指していただくというところで、向上という言葉を使わせていただきました。

やはり給食というものは、子どもたちを健やかに健康に育てるための一部だと僕は思っており

ますので、そこら辺を向上という表現ですが、安定ですね。
そういったカロリー計算その他もろもろの形で、維持をしていただきたい。負担を頂いてもそういった意見もあるということを、ちょっと話が出ましたので、そこを詳しくお聞かせください。

○上野　俊市町長

給食の献立の関係等につきましては、栄養士のほうで、この栄養摂取基準に基づきまして、カロリーの計算をした上で献立を作っているところでございます。
そういう中で、それぞれ児童生徒によりまして、食味の関係等の違いはあるかと思いますけれども、行政としましては、この栄養摂取基準に基づきまして献立をしておりますので、これが極端に上下するということはないと考えております。
その中で、給食費を上げないといけないのかという議論は、またちょっと異なるんじゃなかろうかと思ってるところであります。
この負担の関係等については、今後のことを申し上げますと、今後、国のほうは物価高騰対策、あるいは消費減税等も検討されておりますけれども、そういう状況を見ながら、また、この負担の在り方については、しっかりと協議をしていきたいと考えているところでございます。

○古田　昌也委員

ぜひとも、意見の中では一番ですが、負担をせずも、そういった給食を維持していただきたいというお声もあったということだけは認識をしていただきながら、執行も踏まえながら、検討のほうを十分していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋之口　富雄委員長

ほかにありませんか。
ないようですので、以上で、町長に対する総括質疑を終わります。

△討論・採決

○橋之口　富雄委員長

続いて、本委員会に付託されました議案３件について、一括して討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○橋之口　富雄委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから順に採決します。
まず、「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。
採決は、起立によって行います。
お諮りします。
本案は、認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○橋之口　富雄委員長

起立全員です。
したがって、「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。
次に、「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」を採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○橋之口　富雄委員長

起立全員です。

したがって、「議案第７４号　令和７年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○橋之口　富雄委員長

起立全員です。

したがって、「議案第７６号　令和７年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△委員長あいさつ

○橋之口　富雄委員長

〔本文省略〕

△町長あいさつ

○上野　俊市町長

〔本文省略〕

○橋之口　富雄委員長

しばらく休憩いたします。

午前１１時２２分　休憩

午前１１時２４分　再開

△継続調査・審査報告書・委員会記録

○橋之口　富雄委員長

再開します。

次は、当委員会の閉会中の継続調査事項についてであります。

現在までの調査事件は、配布しております申出書のとおり４項目であります。

申出書に記載しているとおり、この４項目を閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋之口　富雄委員長

異議なしと認めます。

したがって、ただ今の４件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続きまして、審査報告書及び委員会記録の作成についてお諮りします。

本特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに加えまして、委員会記録、委員会の会議録の作成につきましても、併せて正副委員長に一任願いたいと思います。

委員会記録は、開かれた議会の趣旨から個人情報や機密情報を除き、原則公開するものといたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○橋之口　富雄委員長

それでは、報告書及び委員会記録の作成につきましては、正副委員長に一任していただくことに決定いたしました。

報告書についての協議は、９月１８日午前９時から開催予定の文教経済常任委員会にて行いたいと思います。よろしくお願いします。

その他に、委員の皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○橋之口　富雄委員長

ないようですので、以上で本委員会の審査を全部終了いたします。

△閉会

○橋之口　富雄委員長

これで文教経済常任委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前１１時２５分　閉会

本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

さつま町議会　文教経済常任委員長　　橋之口　富雄